



発行 新潟県

第24号

令和6年3月29日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

規 則

- 13 地方公営企業管理者の給料に関する規則の一部を改正する規則（人事課）
- 14 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則（行政改革課）
- 15 新潟県公文書の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（法務文書課）
- 16 新潟県県税規則の一部を改正する規則（税務課）
- 17 新潟県庁舎等管理規則の一部を改正する規則（管財課）
- 18 新潟県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（環境対策課）
- 19 新潟県基幹病院事業財務規則の一部を改正する規則（地域医療政策課）
- 20 新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（地域医療政策課）
- 21 コロニーにいがた白岩の里管理規則の一部を改正する規則（障害福祉課）
- 22 新潟県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則（障害福祉課）
- 23 新潟県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（障害福祉課）
- 24 新潟県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則（子ども家庭課）
- 25 新潟県遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則（水産課）
- 26 新潟県建築基準法施行細則及び新潟県景観規則の一部を改正する規則（建築住宅課）
- 27 新潟県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則（下水道課）
- 28 新潟県新潟東港臨海用地造成事業財務規程の一部を改正する規則（港湾振興課）
- 29 新潟県物品会計規則の一部を改正する規則（出納局会計検査課）
- 30 新潟県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（病院局経営企画課）

訓 令

- 2 新潟県職員服務規程の一部改正（人事課）
- 3 新潟県職員服務規程等の特例を定める規程の一部改正（人事課）
- 4 新潟県財務規則第223条の規定により帳票その他の書類の様式を定める訓令の一部改正（出納局管理課）
- 5 新潟県財務規則により資金前渡職員を置く組織の一部改正（出納局管理課）
- 6 新潟県物品会計規則第49条の規定に基づき設備しなければならない帳簿及び報告書その他の書類の様式を定める訓令の一部改正（出納局会計検査課）
- 7 新潟県労働委員会事務局処務規程の一部改正（労働委員会事務局総務課）

告 示

- 363 新潟県広報広聴規程の一部改正（知事部局広報広聴課）
- 364 国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金、財政安定化基金及び標準保険料率に関する省令及び新潟県国民健康保険法施行条例に規定する知事が定める数（国保・福祉指導課）
- 365 歳入の徴収事務の委託（地域医療政策課）
- 366 新潟県住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例別表の規定による指定（生活衛生課）
- 367 新潟県売春防止対策本部設置要綱の廃止（子ども家庭課）
- 368 新潟県売春対策推進委員設置要綱の廃止（子ども家庭課）
- 369 農業振興地域の区域変更（地域農政推進課）
- 370 農用地利用集積等促進計画の認可（地域農政推進課）

- 371 くろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚)、するめいか及びすけとうだら日本海北部系群に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量(水産課)
- 372 くろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚)、するめいか及びすけとうだら日本海北部系群に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の一部改正(水産課)
- 373 保安林の指定(治山課)
- 374 土地改良事業計画の適当決定(農地計画課)
- 375 土地改良区連合役員の就任及び退任届(農地計画課)
- 376 国土調査の成果認証(農村環境課)
- 377 令和5年度地籍調査事業計画の変更(農村環境課)
- 378 公共測量の終了通知(監理課)
- 379 新潟県土地利用計画の変更(用地・土地利用課)
- 380 道路の区域変更(道路管理課)
- 381 河川の洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間の指定(河川管理課)
- 382 都市計画の変更(都市政策課)
- 383 都市計画の変更(都市政策課)
- 384 都市計画事業の事業計画の変更認可(下水道課)
- 385 新潟県指定金融機関等事務取扱規程の一部改正(出納局管理課)

公 告

プロポーザルの実施(義務教育課)

病院局管理規程

- 1 新潟県病院事業管理者が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程(病院局総務課)

企業局管理規程

- 2 新潟県企業管理者が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程(企業局総務課)
- 3 新潟県企業局企業職員勤務規程の一部を改正する規程(企業局総務課)

企業局訓令

- 1 新潟県企業局事務決裁規程の一部改正(企業局総務課)

議 会 規 程

- 1 新潟県議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程(議事調査課)
- 2 新潟県議会ICカード管理規程(議会事務局総務課)
- 3 議会が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程(議会事務局総務課)

選挙管理委員会規程

- 5 新潟県選挙管理委員会が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程(選挙管理委員会)
- 6 公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程(選挙管理委員会)

人事委員会規則

- 2-121 新潟県人事委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局総務課)
- 6-1912 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局総務課)
- 8-98 職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局総務課)

監査委員訓令

- 1 新潟県監査委員事務局組織規程の一部改正(監査委員事務局)
- 2 新潟県監査委員公印規程の一部改正(監査委員事務局)
- 3 新潟県監査委員事務局事務決裁規程の一部改正(監査委員事務局)

監査委員告示

- 1 新潟県監査委員が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部改正(監査委員事務局)

教育委員会訓令

- 1 新潟県教育委員会職員服務規程の一部改正(教育庁総務課)
- 2 新潟県立学校職員服務規程の一部改正(高等学校教育課)

教育委員会告示

- 3 新潟県公立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の教職員の任免関係取扱規程の一部改正（義務教育課）
- 4 新潟県市町村立学校臨時職員取扱規程の一部改正（義務教育課）
- 5 新潟県立学校教職員の任免関係取扱規程の一部改正（高等学校教育課）
- 6 新潟県立学校臨時職員取扱規程の一部改正（高等学校教育課）

労働委員会告示

- 1 新潟県労働委員会が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部改正（労働委員会事務局総務課）

佐渡海区漁業調整委員会指示

- 1 かご漁業の制限（佐渡海区漁業調整委員会）
- 2 まき餌釣りの制限（佐渡海区漁業調整委員会）

内水面漁場管理委員会指示

- 1 コイの持ち出しの禁止及び放流等の制限（内水面漁場管理委員会）
- 2 外来魚の再放流禁止（内水面漁場管理委員会）

内水面漁場管理委員会公告

コイの持ち出しの禁止及び放流等の制限による持出禁止水域の指定（内水面漁場管理委員会）

公安委員会規則

- 5 新潟県公安委員会運営規則の一部を改正する規則（警察本部総務課）
- 6 新潟県公安委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則等の一部を改正する規則（警務課）
- 7 警備業法施行細則及び警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表基準に関する規則の一部を改正する規則（生活安全企画課）
- 8 新潟県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表基準に関する規則の一部を改正する規則（交通企画課）

警察本部告示

- 23 新潟県警察本部長が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部改正（警務課）

雑 報

県営住宅等の管理の特例に係る公告（建築住宅課）

規 則

地方公営企業管理者の給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第13号

地方公営企業管理者の給料に関する規則の一部を改正する規則

地方公営企業管理者の給料に関する規則（昭和41年新潟県規則第80号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年新潟県条例第30号）第2条の規定に基づき、地方公営企業管理者の給料月額を次のとおり定める。 (1) (略) (2) 新潟県病院事業管理者 <u>65万円</u>	特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年新潟県条例第30号）第2条の規定に基づき、地方公営企業管理者の給料月額を次のとおり定める。 (1) (略) (2) 新潟県病院事業管理者 <u>82万円</u>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第14号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(新潟県建築基準法施行細則の一部改正)

第1条 新潟県建築基準法施行細則(昭和35年新潟県規則第82号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(地区建築主事の所管区域) 第4条 法第4条第9項に規定する地区建築主事の所管区域は、当該建築主事の勤務する地域振興局の所管区域(新潟市、長岡市、上越市、三条市、柏崎市及び新発田市の行政区域を除く。)とする。	(地区建築主事の所管区域) 第4条 法第4条第7項に規定する地区建築主事の所管区域は、当該建築主事の勤務する地域振興局の所管区域(新潟市、長岡市、上越市、三条市、柏崎市及び新発田市の行政区域を除く。)とする。

(新潟県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部改正)

第2条 新潟県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則(平成21年新潟県規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号(以下この条において「削除条等」という。)を削り、同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条及び号の表示並びに削除条等を除く。)を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び追加条を除く。)に改める。

改正後	改正前
第4条 (略) 第5条から第8条まで <u>削除</u> (業務実績等報告書) 第21条 法第78条の2第2項に規定する報告書には、 <u>中間計画に定めた</u> 項目ごとに自ら評価を行った結果を記載しなければならない。	第4条 (略) <u>(年度計画の記載事項等)</u> 第5条 <u>法第27条第1項の年度計画には、中期計画に定めた事項に関し、当該事業年度において実施すべき事項を記載しなければならない。</u> 2 <u>法人は、法第27条第1項後段の規定により年度計画の変更を届け出るときは、変更した事項及びその理由を記載した届出書を知事に提出しなければならない。</u> 第6条から第8条まで <u>削除</u> (業務実績等報告書) 第21条 法第78条の2第2項に規定する報告書には、 <u>当該報告書が次の各号に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める</u> 項目ごとに自ら評価を行った結果を記載しなければならない。 <u>(1) 事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書 当該事業年度に係る年度計画に定めた項目</u> <u>(2) 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目</u>

	<u>標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書並びに中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書</u> 中期計画に定めた項目
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の新潟県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、この規則の施行の日以後に開始する地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第25条第2項第1号に規定する中期目標の期間（以下「中期目標の期間」という。）の事業年度の法第27条第1項に規定する年度計画（以下「年度計画」という。）及び当該事業年度に提出する法第78条の2第2項に規定する報告書（以下「報告書」という。）について適用し、同日前に開始した中期目標の期間の事業年度の年度計画及び報告書については、なお従前の例による。
- 3 法第68条第1項に規定する公立大学法人が、この規則の施行の日前に開始した中期目標の期間に係る法第26条第1項に規定する中期計画に法第78条第5項に規定する指標を新たに定めた場合には、前項の規定にかかわらず、改正後の規則の規定は、当該定めた日を含む事業年度の翌事業年度の年度計画及び当該翌事業年度に提出する報告書から適用する。

新潟県公文書の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第15号

新潟県公文書の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県公文書の管理に関する条例施行規則（令和2年新潟県規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（電磁的記録の利用の方法）</p> <p>第8条 条例第17条の規則で定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。</p> <p>(1) <u>音声又は映像が記録された電磁的記録</u> 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）に複写したものの交付</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴又は電磁的記録媒体に複写したものの交付が容易であるときは、当該再生したものの閲覧若しくは視聴又は当該複写したものの交付により利用させることができる。</p>	<p style="text-align: center;">（電磁的記録の利用の方法）</p> <p>第8条 条例第17条の規則で定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。</p> <p>(1) <u>録音テープ又はビデオテープ</u> 当該録音テープ若しくはビデオテープを専用機器により再生したものの視聴又は録音カセットテープ若しくはビデオカセットテープに複写したものの交付</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴又は磁気ディスク等に複写したものの交付が容易であるときは、当該再生したものの閲覧若しくは視聴又は当該複写したものの交付により利用させることができる。</p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

新潟県県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第16号

新潟県県税規則の一部を改正する規則

第1条 新潟県県税規則（昭和34年新潟県規則第63号）の一部を次のように改正する。

別記第56号様式、第59号様式及び第63号様式を次のように改める。

第56号様式 (第117条関係)

年度 個人県民税の現年課税分賦課額報告書

(当初・決算)

区 分	県 民 税			森林環境税			市 町 村 民 税			合 計		
	普通徴収 ⑧	特別徴収 ⑨	計 ⑧+⑨ ⑩	普通徴収 ⑪	特別徴収 ⑫	計 ⑪+⑫ ⑬	普通徴収 ⑭	特別徴収 ⑮	計 ⑭+⑮ ⑯	普通徴収 ⑰+⑱+⑲	特別徴収 ⑳+㉑+㉒	計 ㉑+㉒+㉓ ㉔+㉕
賦 課 額	均等割額 (森林環境 税額)											
	譲渡所得以外 ①											
	譲 渡 所 得 ②											
	小計 ①+② ③											
	譲渡所得以外 ④											
	譲 渡 所 得 ⑤											
	小計 ④+⑤ ⑥											
計 ③+⑥ ⑦												
退職所得の分離課税に係る 所得割額 本年度課税額 ⑦+⑧ ⑨												
⑩のうち翌年度の収入となる べき額 ⑩												
⑩のうち本年度の収入となる べき額 ⑩-⑪ ⑫												
前年度賦課のうち本年度の 収入となるべき額 本年度調定額 ⑫+⑬ ⑭												
特定あん分率 (当初分のみ記載) ⑰-⑱ ⑲	0.				0.							
納 税 義 務 者 の 種 別	均等割額 のみのもの			均等割額及び 所得割額のもの			徴収区分による納税義務者			摘要		
区分	均等割額 のみのもの	所得割額 のみのもの	均等割額及び 所得割額のもの	計	普通徴収	特別徴収						
均等割額 のみのもの	人	人	人	人	人	人						
譲渡所得以外												
譲 渡 所 得												
分 離 退 職												
計												

◎ 注
 1 譲渡所得の区分は当初のみとし、決算分については「譲渡所得以外」欄に合算額を記載すること。
 2 本年度調定区分割合は、円位まで算定される桁数まで算出のこと。

新潟県県税条例第19条第1項及び第2項の規定により上記のとおり報告します。

年 月 日

地域振興局長 様

市町村長

作成者職氏名

第59号様式 (第117条関係)

年度 個人県民税に係る徴収金収入計算書 (年 月分)

区 分	本 年 度 分						市町村名 翌 年 度 分				
	現 年 課 税		滞 納 繰 越 分		前月までの累計		前月までの累計	本 月 分	累 計		
	前月までの累計	本 月 分	累 計	前月までの累計	本 月 分	累 計					
調 定 額	円⑤	円	円	円	円	円	円	円(ハ)(リ)	円	円	
上段：県民税額 下段：森林環境税額	円	円	円	円	円	円	円	円(ハ)'(リ)'	円	円	
収 納 額											
上段：県民税額 下段：森林環境税額											
不 納 欠 損 額											
上段：県民税額 下段：森林環境税額											
未 納 額											
上段：県民税額 下段：森林環境税額											
税 外	延滞金										
	上段：県民税額 下段：森林環境税										
	加算金										
	上段：県民税額 下段：森林環境税										
本 年 度 課 税 分 の 本 月 中 増 減 額 内 訳	区 分	特 別 徴 収 (法第321条の5の2(小規模企業の納期の特例)に該当するものについては、()外書きすること)					普通徴収 (一括特別徴収を含む。)		分離課税 (退職所得)	計 ①+②+③+④	
		6月1日以降の変更分(更正、決定等)			退職等による普通徴収(一括特別徴収を含む。)へ切替え分						
		総 額	本年度調定分①	翌年度調定分	総 額	本年度調定分②	翌年度調定分	③	④	⑤	
	住民税額 及び 森林環境税額	円(ア)	円(イ)	円(ロ)	円(ハ)	円(ニ)	円(ホ)	円	円	円	
	県民税額	(エ)	(エ)-(ハ)	(イ)×A	(ス)	(ス)-(リ)	(セ)	(リ)×B	(リ)		
	森林環境税額	(±)	(±)-(ハ)'	(イ)×A'	(ス)'	(ス)-(リ)'	(セ)'	(リ)×B'	(リ)'		
	市町村民税額	(キ)	(イ)-(ハ)-(イ)'	(イ)-(ハ)-(ハ)'	(リ)	(リ)-(セ)-(セ)'	(フ)	(リ)-(リ)-(リ)'	(リ)		
	あん分割合 (県民税額分)	本月分調定区分割合	(エ) (ア)	A	0.	本年度調定区分割合	B	0.	※ A・Bとも円位まで算定される率とする。		
	あん分割合 (森林環境税額分)	本月分調定区分割合	(±) (ア)	A'	0.	本年度調定区分割合	B'	0.	※ A'・B'とも円位まで算定される率とする。		

新潟県税条例第20条の規定により収入計算書を提出します。

年 月 日

地域振興局長 様

市町村長

作成者職氏名

第63号様式 (第117条関係)

年度 個人県民税に係る徴収金の払込額精算計算書 (3月末日現在)

1 県民税、森林環境税及び市町村民税の測定額の調

Table with columns for '区分' (Category), '3月末現在測定額' (Measured amount as of end of March), and '払込みあん分率' (Payment ratio). Rows include '現年課税分' (Current year taxable amount) and '滞納繰越分' (Overdue carryover amount) for '県民税' (County Resident Tax), '森林環境税' (Forest Environment Tax), and '市町村民税' (Municipal Resident Tax).

3 県民税及び森林環境税に係る徴収金の払込過不足額の調 (県民税分)

Table with columns for '区分' (Category), '精算基準額' (Settlement standard amount), '県への払込額' (Amount paid to the prefecture), and '精算すべき額' (Amount to be settled). Rows include '現年課税分' (Current year taxable amount), '滞納繰越分' (Overdue carryover amount), '延滞金' (Penalty), and '加算金' (Addition).

(森林環境税分)

Table with columns for '区分' (Category), '精算基準額' (Settlement standard amount), '県への払込額' (Amount paid to the prefecture), and '精算すべき額' (Amount to be settled). Rows include '現年課税分' (Current year taxable amount), '滞納繰越分' (Overdue carryover amount), '延滞金' (Penalty), and '加算金' (Addition).

2 県民税、森林環境税及び市町村民税に係る徴収金の取納・払込済額の調 (払込金精算の基礎数値)

Table with columns for '区分' (Category), '現年課税分' (Current year taxable amount), '滞納繰越分' (Overdue carryover amount), '延滞金' (Penalty), and '加算金' (Addition). Rows include '取納又は払込み月' (Month of payment or payment) and '年4月から年2月' (April to February).

新潟県県税規則第52条の規定により払込額精算計算書を提出します。

年 月 日

地域振興局長 様

市町村民

作成者職氏名

第2条 新潟県税規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																														
<p>（自動車税の種別割の第二次納税義務に係る納付義務免除の申告）</p> <p>第10条 法第11条の10第3項に規定する申告は、同条第2項に規定する納付義務免除の適用があるべき自動車税の種別割の納付通知書を受け取った日の翌日から起算して30日を経過する日までに、申告書に当該自動車の売買契約書、買主の住所又は居所が不明であることを証する書類及び代金の全部又は一部を受け取ることができなくなつたことを証する書類を添付して行わなければならない。</p> <p>別表（第117条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">文 書 等 の 名 称</th> <th style="text-align: center;">根 拠 条 文</th> <th style="text-align: center;">様 式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">自動車税（種別割）の第二次納税義務に係る納付義務免除の申告書</td> <td style="text-align: center;">法第11条の10第3項</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4号様式の2（第117条関係）</p> <p>自動車税（種別割）の第二次納税義務に係る納付義務免除の申告書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">地方税法第11条の10第3項の規定により申告します。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">（略）</p>	文 書 等 の 名 称	根 拠 条 文	様 式	（略）			自動車税（種別割）の第二次納税義務に係る納付義務免除の申告書	法第11条の10第3項	（略）	（略）			（略）	地方税法第11条の10第3項の規定により申告します。	（略）	<p>（自動車税の種別割の第二次納税義務に係る納付義務免除の申告）</p> <p>第10条 法第11条の9第3項に規定する申告は、同条第2項に規定する納付義務免除の適用があるべき自動車税の種別割の納付通知書を受け取った日の翌日から起算して30日を経過する日までに、申告書に当該自動車の売買契約書、買主の住所又は居所が不明であることを証する書類及び代金の全部又は一部を受け取ることができなくなつたことを証する書類を添付して行わなければならない。</p> <p>別表（第117条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">文 書 等 の 名 称</th> <th style="text-align: center;">根 拠 条 文</th> <th style="text-align: center;">様 式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">自動車税（種別割）の第二次納税義務に係る納付義務免除の申告書</td> <td style="text-align: center;">法第11条の9第3項</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4号様式の2（第117条関係）</p> <p>自動車税（種別割）の第二次納税義務に係る納付義務免除の申告書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">地方税法第11条の9第3項の規定により申告します。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">（略）</p>	文 書 等 の 名 称	根 拠 条 文	様 式	（略）			自動車税（種別割）の第二次納税義務に係る納付義務免除の申告書	法第11条の9第3項	（略）	（略）			（略）	地方税法第11条の9第3項の規定により申告します。	（略）
文 書 等 の 名 称	根 拠 条 文	様 式																													
（略）																															
自動車税（種別割）の第二次納税義務に係る納付義務免除の申告書	法第11条の10第3項	（略）																													
（略）																															
（略）																															
地方税法第11条の10第3項の規定により申告します。																															
（略）																															
文 書 等 の 名 称	根 拠 条 文	様 式																													
（略）																															
自動車税（種別割）の第二次納税義務に係る納付義務免除の申告書	法第11条の9第3項	（略）																													
（略）																															
（略）																															
地方税法第11条の9第3項の規定により申告します。																															
（略）																															

附 則

（施行期日）

- 1 この規則中第1条の規定は令和6年4月1日から、第2条の規定は令和7年1月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 第1条の規定による改正後の別記第56号様式、第59号様式及び第63号様式は、令和6年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和5年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

新潟県庁舎等管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第17号

新潟県庁舎等管理規則の一部を改正する規則

新潟県庁舎等管理規則（昭和52年新潟県規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(庁舎管理者)</p> <p>第2条 庁舎等に庁舎管理者を置き、本庁が設置されている庁舎等のうち警察庁舎及び別に定めるその敷地（以下「警察庁舎等」という。）を除く庁舎等においては総務部長を、警察庁舎等においては警察本部長を、2以上の地域機関（保健所、福祉事務所、児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、<u>女性相談支援センター</u>、あかしや寮、労働相談所及び農業普及指導センターを除き、分所等を含む。以下同じ。）が設置されている庁舎等においては庁舎管理事務を分掌している地域機関の長を、その他の地域機関の庁舎等においては当該地域機関の長をもつてこれに充てる。ただし、地域振興局が設置されている庁舎等にあつては、庁舎管理事務を分掌している部長（長岡地域振興局地域整備部与板維持管理事務所又は小千谷維持管理事務所が設置されている庁舎にあつては維持管理事務所長、上越地域振興局農林振興部上越東農林事務所が設置されている庁舎にあつては農林事務所長、佐渡地域振興局農林水産振興部農地庶務課若しくは漁政課又は<u>地域整備部業務・空港用地課</u>が設置されている庁舎にあつては副部長）又は所長をもつてこれに充てる。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(庁舎管理者)</p> <p>第2条 庁舎等に庁舎管理者を置き、本庁が設置されている庁舎等のうち警察庁舎及び別に定めるその敷地（以下「警察庁舎等」という。）を除く庁舎等においては総務部長を、警察庁舎等においては警察本部長を、2以上の地域機関（保健所、福祉事務所、児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、<u>女性福祉相談所</u>、あかしや寮、労働相談所及び農業普及指導センターを除き、分所等を含む。以下同じ。）が設置されている庁舎等においては庁舎管理事務を分掌している地域機関の長を、その他の地域機関の庁舎等においては当該地域機関の長をもつてこれに充てる。ただし、地域振興局が設置されている庁舎等にあつては、庁舎管理事務を分掌している部長（長岡地域振興局地域整備部与板維持管理事務所又は小千谷維持管理事務所が設置されている庁舎にあつては維持管理事務所長、上越地域振興局農林振興部上越東農林事務所が設置されている庁舎にあつては農林事務所長、佐渡地域振興局農林水産振興部農地庶務課若しくは漁政課又は<u>地域整備部港湾空港業務課</u>が設置されている庁舎にあつては副部長）又は所長をもつてこれに充てる。</p> <p>2・3 (略)</p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

新潟県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第18号

新潟県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県生活環境の保全等に関する条例施行規則（昭和47年新潟県規則第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後			改正前		
(水素イオン濃度等の項目)			(水素イオン濃度等の項目)		
第16条 条例第35条第2項第2号の規則で定める項目は、次に掲げる項目とする。			第16条 条例第35条第2項第2号の規則で定める項目は、次に掲げる項目とする。		
(1)～(10) (略)			(1)～(10) (略)		
(11) <u>大腸菌数</u>			(11) <u>大腸菌群数</u>		
(12) (略)			(12) (略)		
別表第6 （第17条、第19条の2関係） 排出水に係る規制基準			別表第6 （第17条、第19条の2関係） 排出水に係る規制基準		
(1) 有害物質			(1) 有害物質		
番号	有害物質の種類	許容限度	番号	有害物質の種類	許容限度
(略)			(略)		
5	六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロム <u>0.2</u> ミリグラム	5	六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロム <u>0.5</u> ミリグラム
(略)			(略)		
(2) 水素イオン濃度等の項目			(2) 水素イオン濃度等の項目		
番号	項目	許容限度	番号	項目	許容限度
(略)			(略)		
13	<u>大腸菌数</u> (単位 1ミリリットルにつきコロニー形成単位)	日間平均 <u>800</u>	13	<u>大腸菌群数</u> (単位 1立方センチメートルにつき個)	日間平均 <u>3,000</u>
(略)			(略)		
別表第6の5 （第21条の12、第21条の18、第21条の19関係） 地下水の汚染状況の評価及び浄化措置命令に係る基準値			別表第6の5 （第21条の12、第21条の18、第21条の19関係） 地下水の汚染状況の評価及び浄化措置命令に係る基準値		
番号	有害物質の種類	基準値	番号	有害物質の種類	基準値
(略)			(略)		
5	六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロム <u>0.02</u> ミリグラム	5	六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロム <u>0.05</u> ミリグラム
(略)			(略)		
別表第6の6 （第21条の16、第21条の17関係） 特定地下浸透水の有害物質を含むものとしての要件			別表第6の6 （第21条の16、第21条の17関係） 特定地下浸透水の有害物質を含むものとしての要件		
番号	有害物質の種類	基準値	番号	有害物質の種類	基準値

(略)			(略)		
5	六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロム <u>0.01</u> ミリグラム	5	六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロム <u>0.04</u> ミリグラム
(略)			(略)		

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第16条及び別表第6第2号の表の改正は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に設置されている新潟県生活環境の保全等に関する条例(昭和46年新潟県条例第51号)第35条第2項の特定施設(設置の工事がなされている施設を含む。)を設置する特定工場等の排水に係る六価クロム化合物についての規制基準は、この規則の施行の日から6月間は、改正後の新潟県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第6の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行前にした行為及び前項においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの規則の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

新潟県基幹病院事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第19号

新潟県基幹病院事業財務規則の一部を改正する規則

新潟県基幹病院事業財務規則（平成21年新潟県規則第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 配当 支出予算の執行事務を担当すべき範囲を配分するために知事が発する命令で、<u>地域医療政策課長</u>が処理する本配当及び<u>課長</u>が処理する再配当をいう。</p> <p>(7)～(12) (略)</p> <p>(予算の執行等に関する権限)</p> <p>第6条 知事は、知事が別に定める事項を除き、予算の執行等に関する権限を、別表第1に掲げる区分に従い、それぞれ<u>副知事</u>、<u>部局長</u>、<u>課長</u>又は<u>課長補佐</u>に専決させる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(配当)</p> <p>第7条 <u>地域医療政策課長</u>は、予算の範囲内で<u>課長</u>に対し、予算を本配当するものとする。</p> <p>2 <u>課長</u>は、前項の本配当を受けようとするときは、予算本配当要求書を作成し、<u>地域医療政策課長</u>に提出しなければならない。</p> <p>(執行委任)</p> <p>第8条 <u>課長</u>は、前条第1項の規定により本配当を受けた予算について、その性質により当該課で執行し難いと認めるときは、他の<u>課長</u>と協議して当該<u>課長</u>に執行を委任することができる。</p> <p>2 前項の場合において、執行を委任した<u>課長</u>は、執行の委任を受けた<u>課長</u>に対し、本配当を受けた額の範囲内で予算を再配当しなければならない。</p> <p>(予算の流用)</p> <p>第11条 <u>課長</u>は、予算の流用をしようとするときは、予算流用調書によりこれを決定しなければならない。</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 配当 支出予算の執行事務を担当すべき範囲を配分するために知事が発する命令で、<u>福祉保健部長</u>が処理する本配当及び<u>部局長</u>が処理する再配当をいう。</p> <p>(7)～(12) (略)</p> <p>(予算の執行等に関する権限)</p> <p>第6条 知事は、知事が別に定める事項を除き、予算の執行等に関する権限を、別表第1に掲げる区分に従い、それぞれ<u>部局長</u>、<u>課長</u>又は<u>課長補佐</u>に専決させる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(配当)</p> <p>第7条 <u>福祉保健部長</u>は、予算の範囲内で<u>部局長</u>に対し、<u>当該部局の各課別に</u>、予算を本配当するものとする。</p> <p>2 <u>部局長</u>は、前項の本配当を受けようとするときは、<u>各課別に</u>予算本配当要求書を作成し、<u>福祉保健部長</u>に提出しなければならない。</p> <p>(執行委任)</p> <p>第8条 <u>部局長</u>は、前条第1項の規定により本配当を受けた予算について、その性質により当該部局で執行し難いと認めるときは、他の<u>部局長</u>と協議して当該<u>他の部局長</u>に執行を委任することができる。</p> <p>2 前項の場合において、執行を委任した<u>部局長</u>は、執行の委任を受けた<u>部局長</u>に対し、本配当を受けた額の範囲内で予算を再配当しなければならない。</p> <p>(予算の流用)</p> <p>第11条 <u>部局長</u>は、予算の流用をしようとするときは、予算流用調書によりこれを決定しなければならない。</p>

別表第1 (第6条関係)

(1) 収入原因行為専決区分

専決区分		副知事	部局長	課長
費目				
(収益的収入)	(略)			(略)
(略)	(略)			
特別利益	固定資産売却益	(略)	<u>500万円以上</u> 1,000万円未満	<u>500万円未満</u>
	(略)	(略)	(略)	(略)
(資本的収入)	(略)			
固定資産売却代	(略)	(略)	<u>500万円以上</u> 1,000万円未満	<u>500万円未満</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(2) 支出負担行為専決区分

専決区分		部局長	課長	課長補佐
費目				
(収益的支出)	(略)		(略)	(略)
(略)	(略)			
経費	報償費			○
	(略)			(略)
	消耗品費		<u>100万円超</u> 100万円以下	<u>100万円以下</u>
	消耗備品費		<u>100万円超</u> 100万円以下	<u>100万円以下</u>
	光熱水費		<u>100万円超</u> 100万円以下	<u>100万円以下</u>
	燃料費		<u>100万円超</u> 100万円以下	<u>100万円以下</u>
	(略)		(略)	(略)
	修繕費		<u>100万円超</u> 100万円以下	<u>100万円以下</u>
	保険料		<u>100万円超</u> 100万円以下	<u>100万円以下</u>
	通信運搬費		<u>100万円超</u> 100万円以下	<u>100万円以下</u>
	賃借料		<u>80万円超</u> 80万円以下	<u>80万円以下</u>
	委託料	(略)	<u>100万円</u>	<u>100万円</u>

別表第1 (第6条関係)

(1) 収入原因行為専決区分

専決区分		副知事	部局長	課長
費目				
(収益的収入)	(略)			(略)
(略)	(略)			
特別利益	固定資産売却益	(略)	1,000万円未満	
	(略)	(略)	(略)	(略)
(資本的収入)	(略)			
固定資産売却代	(略)	(略)	1,000万円未満	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(2) 支出負担行為専決区分

専決区分		部局長	課長	課長補佐
費目				
(収益的支出)	(略)		(略)	(略)
(略)	(略)			
経費	報償費		<u>50万円以上</u>	<u>50万円未満</u>
	(略)		(略)	(略)
	消耗品費		<u>50万円以上</u>	<u>50万円未満</u>
	消耗備品費		<u>50万円以上</u>	<u>50万円未満</u>
	光熱水費		<u>50万円以上</u>	<u>50万円未満</u>
	燃料費		<u>50万円以上</u>	<u>50万円未満</u>
	(略)		(略)	(略)
	修繕費		<u>50万円以上</u>	<u>50万円未満</u>
	保険料		<u>50万円以上</u>	<u>50万円未満</u>
	通信運搬費		<u>50万円以上</u>	<u>50万円未満</u>
	賃借料		<u>50万円以上</u>	<u>50万円未満</u>
	委託料	(略)	1,000	

			円超 1,000 万円未 満	円以下				万円未 満	
	交付金	(略)	<u>100万</u> 円超	<u>100万</u> 円以下		交付金	(略)	1,000 万円未 満	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(資本的 支出)	(略)	(略)	(略)	(略)	(資本的 支出)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	建物費	(略)	<u>250万</u> 円超3 億円未 満	<u>250万</u> 円以下	(略)	建物費	(略)	(略) 3億円 未満	
器械備品 費	(略)	(略)	<u>160万</u> 円超	<u>160万</u> 円以下	器械備品 費	(略)	(略)	500万 円未満	
その他建 設改良費	(略)	(略)	<u>250万</u> 円超3 億円未 満	<u>250万</u> 円以下	その他建 設改良費	(略)	(略)	3億円 未満	
建設諸経 費	委託料	(略)	<u>100万</u> 円超	<u>100万</u> 円以下	建設諸経 費	委託料	(略)	1,000 万円未 満	
	建設工 事に関 する委 託料	(略)	<u>100万</u> 円超	<u>100万</u> 円以下		建設工 事に関 する委 託料	(略)	2,000 万円未 満	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(3) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
注 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	注 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の前になされた支出負担行為に係る支出命令並びにこれに併せて行う調定及び事業外現金等の受払通知をする権限については、なお従前の例による。

新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第20号

新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則（平成24年新潟県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）
1～20（略）	1～20（略）
21 歯科料金	21 歯科料金
(1) 歯冠修復	(1) 歯冠修復
ア 全部被覆冠	ア 全部被覆冠
ア セラミック <u>129,190円</u>	ア セラミック <u>126,500円</u>
イ CAD/CAMオールセラミッククラウン <u>128,730円</u>	イ CAD/CAMオールセラミッククラウン <u>126,500円</u>
ロ エンジェルクラウン <u>79,230円</u>	ロ エンジェルクラウン <u>77,000円</u>
ハ e. max <u>79,230円</u>	ハ e. max <u>77,000円</u>
ニ ハイブリッドセラミックス金合金 <u>75,780円</u>	ニ ハイブリッドセラミックス金合金 <u>73,700円</u>
ヒ ハイブリッドセラミックス金パラジウム合金 <u>70,280円</u>	ヒ ハイブリッドセラミックス金パラジウム合金 <u>68,200円</u>
ヘ ハイブリッドセラミックス J K <u>63,680円</u>	ヘ ハイブリッドセラミックス J K <u>61,600円</u>
ト 金合金 <u>75,260円</u>	ト 金合金 <u>73,700円</u>
チ タン <u>59,520円</u>	チ タン <u>55,000円</u>
リ 金パラジウム <u>34,600円</u>	リ 金パラジウム <u>30,560円</u>
イ 3/4冠、4/5冠及び硬質レジン前窓冠	イ 3/4冠、4/5冠及び硬質レジン前窓冠
ア ハイブリッドセラミックス <u>50,130円</u>	ア ハイブリッドセラミックス <u>49,500円</u>
イ 金合金 <u>68,970円</u>	イ 金合金 <u>67,100円</u>
ロ タン <u>51,370円</u>	ロ タン <u>49,500円</u>
ハ 金パラジウム <u>29,370円</u>	ハ 金パラジウム <u>27,500円</u>
ウ（略）	ウ（略）
エ インレー	エ インレー
ア セラミック <u>60,580円</u>	ア セラミック <u>60,500円</u>
イ e. max <u>60,580円</u>	イ e. max <u>60,500円</u>
ロ ハイブリッドセラミックス <u>50,130円</u>	ロ ハイブリッドセラミックス <u>49,500円</u>
ハ 金合金 <u>56,180円</u>	ハ 金合金 <u>56,100円</u>
ニ タン <u>44,080円</u>	ニ タン <u>44,000円</u>
ヒ 金パラジウム <u>24,520円</u>	ヒ 金パラジウム <u>24,440円</u>
オ コア	オ コア

(ア) 金合金	<u>18,780円</u>
(イ) チタン	<u>14,380円</u>
(ウ) 金パラジウム	<u>8,020円</u>
(エ) その他の合金	<u>8,880円</u>
(オ) ファイバー	<u>13,280円</u>
(カ) コンポジットレジン (ポストを含む。)	<u>8,880円</u>
カ ベニア修復	
(ア) セラミック	<u>77,080円</u>
(イ) ハイブリッドセラミックス	<u>62,690円</u>
(ウ) コンポジットレジン	<u>49,850円</u>
キ テンポラリークラウン 1歯につき	<u>3,380円</u>
(2) 欠損補綴	
ア 局部床義歯	
(ア) 金合金	
a 1床1歯から1床4歯まで	<u>425,790円</u>
b 1床5歯から1床8歯まで	<u>454,390円</u>
c 1床9歯から1床12歯まで	<u>483,000円</u>
d 1床13歯及び1床14歯	<u>506,100円</u>
(イ) 金パラジウム合金	
a 1床1歯から1床4歯まで	<u>397,190円</u>
b 1床5歯から1床8歯まで	<u>412,590円</u>
c 1床9歯から1床12歯まで	<u>455,500円</u>
d 1床13歯及び1床14歯	<u>497,300円</u>
(ウ) その他の合金 (チタン、コバルトクロム等)	
a 1床1歯から1床4歯まで	<u>261,090円</u>
b 1床5歯から1床8歯まで	<u>291,890円</u>
c 1床9歯から1床12歯まで	<u>323,810円</u>
d 1床13歯及び1床14歯	<u>340,310円</u>
(エ) ノンクラスプデンチャー	
a コバルトクロム金属床併用	

(ア) 金合金	<u>18,700円</u>
(イ) チタン	<u>14,300円</u>
(ウ) 金パラジウム	<u>7,940円</u>
(エ) その他の合金	<u>8,800円</u>
(オ) ファイバー	<u>13,200円</u>
(カ) コンポジットレジン (ポストを含む。)	<u>8,800円</u>
カ ベニア修復	
(ア) セラミック	<u>77,000円</u>
(イ) ハイブリッドセラミックス	<u>61,600円</u>
(ウ) コンポジットレジン	<u>49,500円</u>
キ テンポラリークラウン 1歯につき	<u>3,300円</u>
(2) 欠損補綴	
ア 局部床義歯	
(ア) 金合金	
a 1床1歯から1床4歯まで	<u>425,700円</u>
b 1床5歯から1床8歯まで	<u>454,300円</u>
c 1床9歯から1床12歯まで	<u>481,800円</u>
d 1床13歯及び1床14歯	<u>506,000円</u>
(イ) 金パラジウム合金	
a 1床1歯から1床4歯まで	<u>397,100円</u>
b 1床5歯から1床8歯まで	<u>412,500円</u>
c 1床9歯から1床12歯まで	<u>454,300円</u>
d 1床13歯及び1床14歯	<u>497,200円</u>
(ウ) その他の合金 (チタン、コバルトクロム等)	
a 1床1歯から1床4歯まで	<u>259,600円</u>
b 1床5歯から1床8歯まで	<u>290,400円</u>
c 1床9歯から1床12歯まで	<u>321,200円</u>
d 1床13歯及び1床14歯	<u>338,800円</u>
(エ) ノンクラスプデンチャー	
a コバルトクロム金属床併用	

(a) 1床1歯から1床4歯まで	<u>132,090円</u>
(b) 1床5歯から1床8歯まで	<u>231,090円</u>
(c) 1床9歯から1床12歯まで	<u>259,700円</u>
(d) 1床13歯及び1床14歯	<u>302,850円</u>
b 金属床非併用	
(a) 1床1歯から1床4歯まで	<u>86,990円</u>
(b) 1床5歯から1床8歯まで	<u>113,390円</u>
(c) 1床9歯から1床12歯まで	<u>139,800円</u>
(d) 1床13歯及び1床14歯	<u>151,900円</u>
イ 暫間義歯及び新製作義歯（人工歯を含む。）	
(ア) 少数歯（1歯から8歯まで）	<u>11,070円</u>
(イ) 多数歯（9歯から14歯まで）	<u>19,950円</u>
(ウ) 総義歯	<u>33,960円</u>
(エ) 線鉤 1装置につき	<u>2,860円</u>
(オ) 鑄造鉤 1装置につき	<u>4,360円</u>
ウ 総義歯	
(ア) 金合金	<u>596,880円</u>
(イ) 金パラジウム合金	<u>555,080円</u>
(ウ) コバルトクロム合金	<u>331,420円</u>
(エ) チタン	<u>386,780円</u>
エ 鑄造鉤	
(ア) 金合金	
a 特殊型	<u>24,280円</u>
b 両翼鉤及び双子鉤	<u>18,780円</u>
(イ) 金パラジウム合金	
a 特殊型	<u>18,780円</u>
b 両翼鉤及び双子鉤	<u>14,930円</u>
(ウ) その他の合金	
a 特殊型	<u>15,640円</u>
b 両翼鉤及び双子鉤	<u>15,200円</u>
オ 線鉤	

(a) 1床1歯から1床4歯まで	<u>132,000円</u>
(b) 1床5歯から1床8歯まで	<u>231,000円</u>
(c) 1床9歯から1床12歯まで	<u>258,500円</u>
(d) 1床13歯及び1床14歯	<u>302,500円</u>
b 金属床非併用	
(a) 1床1歯から1床4歯まで	<u>86,900円</u>
(b) 1床5歯から1床8歯まで	<u>113,300円</u>
(c) 1床9歯から1床12歯まで	<u>139,700円</u>
(d) 1床13歯及び1床14歯	<u>151,800円</u>
イ 暫間義歯及び新製作義歯（人工歯を含む。）	
(ア) 少数歯（1歯から8歯まで）	<u>10,130円</u>
(イ) 多数歯（9歯から14歯まで）	<u>19,260円</u>
(ウ) 総義歯	<u>30,660円</u>
(エ) 線鉤 1装置につき	<u>1,630円</u>
(オ) 鑄造鉤 1装置につき	<u>4,280円</u>
ウ 総義歯	
(ア) 金合金	<u>595,100円</u>
(イ) 金パラジウム合金	<u>553,300円</u>
(ウ) コバルトクロム合金	<u>330,000円</u>
(エ) チタン	<u>385,000円</u>
エ 鑄造鉤	
(ア) 金合金	
a 特殊型	<u>24,200円</u>
b 両翼鉤及び双子鉤	<u>18,700円</u>
(イ) 金パラジウム合金	
a 特殊型	<u>18,700円</u>
b 両翼鉤及び双子鉤	<u>14,850円</u>
(ウ) その他の合金	
a 特殊型	<u>15,400円</u>
b 両翼鉤及び双子鉤	<u>14,850円</u>
オ 線鉤	

(ア) 金合金 両翼鉤及び双子鉤 <u>18,920円</u>
(イ) その他の合金 両翼鉤及び双子鉤 <u>9,020円</u>
カ フック、スパー及びびレスト
(ア) 金合金 <u>13,280円</u>
(イ) 金パラジウム合金 <u>10,530円</u>
(ウ) その他の合金 <u>8,940円</u>
キ 鋳造バー
(ア) 金合金 <u>60,580円</u>
(イ) 金パラジウム合金 <u>46,280円</u>
(ウ) その他の合金 <u>30,940円</u>
ク 屈曲バー <u>13,280円</u>
ケ 根面キャップ (金合金) <u>23,180円</u>
コ 咬合面 ^{こう} 鋳造金属歯
(ア) 金合金 1歯につき <u>12,180円</u>
(イ) 金パラジウム合金 1歯につき <u>9,320円</u>
(ウ) その他の合金及び合金の隙 1歯につき <u>6,740円</u>
サ (略)
シ ブレードティース (片側)
(ア) 金合金 <u>68,280円</u>
(イ) その他の金属 <u>37,480円</u>
ス～タ (略)
(3)～(16) (略)
(17) インプラント料金
ア～キ (略)
ク 技工物料金 (上部構造体)
(ア) 全部鋳造冠
a 金合金 <u>188,290円</u>
b その他 <u>138,790円</u>
(イ) ハイブリッドセラミック前装冠 <u>161,360円</u>
(ウ) メタルセラミッククラウン <u>188,040円</u>
(エ) オールセラミッククラウン <u>170,440円</u>
(オ) ジルコニアクラウン <u>246,500円</u>
ケ インプラント上部構造料
(ア) 既製アバットメント <u>32,750円</u>
(イ) カスタムアバットメント <u>33,700円</u>

(ア) 金合金 両翼鉤及び双子鉤 <u>18,700円</u>
(イ) その他の合金 両翼鉤及び双子鉤 <u>8,800円</u>
カ フック、スパー及びびレスト
(ア) 金合金 <u>13,200円</u>
(イ) 金パラジウム合金 <u>10,450円</u>
(ウ) その他の合金 <u>8,800円</u>
キ 鋳造バー
(ア) 金合金 <u>60,500円</u>
(イ) 金パラジウム合金 <u>46,200円</u>
(ウ) その他の合金 <u>30,800円</u>
ク 屈曲バー <u>13,200円</u>
ケ 根面キャップ (金合金) <u>23,100円</u>
コ 咬合面 ^{こう} 鋳造金属歯
(ア) 金合金 1歯につき <u>12,100円</u>
(イ) 金パラジウム合金 1歯につき <u>9,240円</u>
(ウ) その他の合金及び合金の隙 1歯につき <u>6,600円</u>
サ (略)
シ ブレードティース (片側)
(ア) 金合金 <u>68,200円</u>
(イ) その他の金属 <u>37,400円</u>
ス～タ (略)
(3)～(16) (略)
(17) インプラント料金
ア～キ (略)
ク 技工物料金 (上部構造体)
(ア) 全部鋳造冠
a 金合金 <u>187,000円</u>
b その他 <u>136,400円</u>
(イ) ハイブリッドセラミック前装冠 <u>160,600円</u>
(ウ) メタルセラミッククラウン <u>187,000円</u>
(エ) オールセラミッククラウン <u>167,200円</u>
(オ) ジルコニアクラウン <u>246,400円</u>
ケ インプラント上部構造料
(ア) 既製アバットメント <u>19,800円</u>
(イ) カスタムアバットメント <u>33,610円</u>

<p>コ 補綴処置時の審美処置加算</p> <p>(ア) カスタムアバットメントを使用する場合 <u>51,450円</u></p> <p>(イ) カスタムアバットメントを使用しない場合 <u>11,280円</u></p> <p>サ～ス (略)</p> <p>セ テンポラリークラウン</p> <p>(ア) メタル 1歯につき <u>9,980円</u></p> <p>(イ) メタル以外 1歯につき <u>4,480円</u></p> <p>ソ・タ (略)</p> <p>チ 可撤式床義歯</p> <p>(ア) レジン床 <u>234,380円</u></p> <p>(イ) 金合金 <u>788,780円</u></p> <p>(ウ) 金パラジウム合金 <u>511,580円</u></p> <p>(エ) チタン <u>385,080円</u></p> <p>(オ) コバルトクロム合金 <u>330,080円</u></p> <p>ツ～ヌ (略)</p> <p>ネ ドルダーバー</p> <p>(ア) コーピング <u>56,100円</u></p> <p>(イ) バー及びスリーブセット <u>56,100円</u></p> <p>(ウ) バーのみ <u>33,690円</u></p> <p>(エ) スリーブのみ <u>33,690円</u></p> <p>ノ アンカーアバットメント装着料 <u>22,490円</u></p> <p>ハ エリプティカルマトリックス <u>16,890円</u></p> <p>ヒ ラメラリテンションインサート <u>11,280円</u></p> <p>フ テレスコープ(コーヌスクローネ内冠、ミリングバー等を含む。)(第2号エに定める料金を含む。) 1歯につき <u>25,380円</u></p> <p>へ～マ (略)</p> <p>ミ インプラントナイトガード(院内技工及び印象代を含む。) <u>18,780円</u></p> <p>ム～ラ (略)</p> <p>(18)～(22) (略)</p> <p>22～38 (略)</p> <p>備考 (略)</p>	<p>コ 補綴処置時の審美処置加算</p> <p>(ア) カスタムアバットメントを使用する場合 <u>38,500円</u></p> <p>(イ) カスタムアバットメントを使用しない場合 <u>11,200円</u></p> <p>サ～ス (略)</p> <p>セ テンポラリークラウン</p> <p>(ア) メタル 1歯につき <u>9,900円</u></p> <p>(イ) メタル以外 1歯につき <u>4,400円</u></p> <p>ソ・タ (略)</p> <p>チ 可撤式床義歯</p> <p>(ア) レジン床 <u>234,300円</u></p> <p>(イ) 金合金 <u>788,700円</u></p> <p>(ウ) 金パラジウム合金 <u>511,500円</u></p> <p>(エ) チタン <u>385,000円</u></p> <p>(オ) コバルトクロム合金 <u>330,000円</u></p> <p>ツ～ヌ (略)</p> <p>ネ ドルダーバー</p> <p>(ア) コーピング <u>56,020円</u></p> <p>(イ) バー及びスリーブセット <u>56,020円</u></p> <p>(ウ) バーのみ <u>33,610円</u></p> <p>(エ) スリーブのみ <u>33,610円</u></p> <p>ノ アンカーアバットメント装着料 <u>22,410円</u></p> <p>ハ エリプティカルマトリックス <u>16,810円</u></p> <p>ヒ ラメラリテンションインサート <u>11,200円</u></p> <p>フ テレスコープ(コーヌスクローネ内冠、ミリングバー等を含む。)(第2号エに定める料金を含む。) 1歯につき <u>25,300円</u></p> <p>へ～マ (略)</p> <p>ミ インプラントナイトガード(院内技工及び印象代を含む。) <u>18,700円</u></p> <p>ム～ラ (略)</p> <p>(18)～(22) (略)</p> <p>22～38 (略)</p> <p>備考 (略)</p>
---	---

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後における使用に係る料金について適用し、同日前における使用に係る料金については、なお従前の例による。

コロニーにいがた白岩の里管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第21号

コロニーにいがた白岩の里管理規則の一部を改正する規則

コロニーにいがた白岩の里管理規則（昭和46年新潟県規則第68号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
(施設の種別及び入所定員)		(施設の種別及び入所定員)	
第3条 コロニーの施設の種別及び入所定員は次のとおりとする。		第3条 コロニーの施設の種別及び入所定員は次のとおりとする。	
施設の種別	定員	施設の種別	定員
障害者支援施設（成人部）	<u>60人</u>	障害者支援施設（成人部）	<u>75人</u>
障害者支援施設（高齢期更生部）	<u>30人</u>	障害者支援施設（高齢期更生部）	<u>40人</u>
障害者支援施設（重複更生部）	<u>30人</u>	障害者支援施設（重複更生部）	<u>40人</u>
(略)		(略)	
2 (略)		2 (略)	

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

新潟県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第22号

新潟県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

新潟県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和58年新潟県規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）に対応する次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(指定医の診察等)</p> <p>第4条 知事は、精神保健指定医（以下「指定医」という。）に法第27条第1項若しくは第2項、法第29条の2第1項、法第29条の4第2項、法第34条第1項若しくは第3項、法第38条の6第1項、法第38条の7第2項、<u>法第40条の5第1項</u>又は法第45条の2第4項の規定により診察、立入検査又は質問をさせようとするときは、命令書を交付するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(入院措置)</p> <p>第5条 知事は、法第29条第1項又は法第29条の2第1項の規定により精神障害者を入院させることを決定したときは、<u>法第5条第2項</u>に規定する家族等（以下「家族等」という。）のうちいずれかの者に通知するとともに、入院させる国若しくは県が設置した精神科病院又は指定病院（以下「措置精神科病院」という。）の管理者に通知するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(任意入院者の症状等の報告)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 条例第10条第1項及び第2項の規則で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>入院年月日及び前回の法第38条の2第2項の規定による報告の年月日</u></p> <p>(2) <u>診察年月日及び診察した医師の氏名</u></p> <p>(3) <u>病名及び過去12月間の病状又は状態像の経過の概要</u></p> <p>(4) <u>省令第19条第1項第1号、第2号及び第8号に掲げる事項</u></p>	<p style="text-align: center;">(指定医の診察等)</p> <p>第4条 知事は、精神保健指定医（以下「指定医」という。）に法第27条第1項若しくは第2項、法第29条の2第1項、法第29条の4第2項、法第34条第1項若しくは第3項、法第38条の6第1項、法第38条の7第2項又は法第45条の2第4項の規定により診察、立入検査又は質問をさせようとするときは、命令書を交付するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(入院措置)</p> <p>第5条 知事は、法第29条第1項又は法第29条の2第1項の規定により精神障害者を入院させることを決定したときは、<u>法第33条第2項</u>に規定する家族等（以下「家族等」という。）のうちいずれかの者に通知するとともに、入院させる国若しくは県が設置した精神科病院又は指定病院（以下「措置精神科病院」という。）の管理者に通知するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(任意入院者の症状等の報告)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 条例第10条第1項及び第2項の規則で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>入院年月日及び前回の法第38条の2第3項の規定による報告の年月日</u></p> <p>(2) <u>省令第19条第1項第1号、第2号、第6号、第8号及び第9号並びに省令第20条第1項第2</u></p>

<p>4 (略)</p> <p>別表第2 (第29条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">提出書類</th> <th style="width: 25%;">提出部数</th> <th style="width: 70%;">経由機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>法第33条第9項の規定による医療保護入院者の入院の届出書又は入院期間の更新の届出書</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td>法第33条の6第5項の規定による応急入院の届出書</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="border: 2px solid black;">削除</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4号様式 (第7条関係) 措置入院者の症状消退届</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">帰住先の住所</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">訪問支援等に関する意見</td> <td></td> </tr> <tr> <td>障害福祉サービス等の活用に関する意見</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	提出書類	提出部数	経由機関	(略)			4	法第33条第9項の規定による医療保護入院者の入院の届出書又は入院期間の更新の届出書	(略)	(略)			6	法第33条の6第5項の規定による応急入院の届出書	(略)	(略)			8	削除		(略)			(略)		帰住先の住所		訪問支援等に関する意見		障害福祉サービス等の活用に関する意見		(略)		<p style="text-align: center;">号及び第3号に掲げる事項</p> <p>4 (略)</p> <p>別表第2 (第29条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">提出書類</th> <th style="width: 25%;">提出部数</th> <th style="width: 70%;">経由機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>法第33条第7項の規定による医療保護入院者の入院の届出書</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td>法第33条の7第5項の規定による応急入院の届出書</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="border: 2px solid black;">法第38条の2第2項の規定による医療保護入院者の症状等の報告書</td> <td style="border: 2px solid black; text-align: center;">" "</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4号様式 (第7条関係) 措置入院者の症状消退届</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">帰住先の住所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>障害福祉サービス等に関する意見</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	提出書類	提出部数	経由機関	(略)			4	法第33条第7項の規定による医療保護入院者の入院の届出書	(略)	(略)			6	法第33条の7第5項の規定による応急入院の届出書	(略)	(略)			8	法第38条の2第2項の規定による医療保護入院者の症状等の報告書	" "	(略)			(略)		帰住先の住所		障害福祉サービス等に関する意見		(略)	
提出書類	提出部数	経由機関																																																																	
(略)																																																																			
4	法第33条第9項の規定による医療保護入院者の入院の届出書又は入院期間の更新の届出書	(略)																																																																	
(略)																																																																			
6	法第33条の6第5項の規定による応急入院の届出書	(略)																																																																	
(略)																																																																			
8	削除																																																																		
(略)																																																																			
(略)																																																																			
帰住先の住所																																																																			
訪問支援等に関する意見																																																																			
障害福祉サービス等の活用に関する意見																																																																			
(略)																																																																			
提出書類	提出部数	経由機関																																																																	
(略)																																																																			
4	法第33条第7項の規定による医療保護入院者の入院の届出書	(略)																																																																	
(略)																																																																			
6	法第33条の7第5項の規定による応急入院の届出書	(略)																																																																	
(略)																																																																			
8	法第38条の2第2項の規定による医療保護入院者の症状等の報告書	" "																																																																	
(略)																																																																			
(略)																																																																			
帰住先の住所																																																																			
障害福祉サービス等に関する意見																																																																			
(略)																																																																			

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第5条の改正は、公布の日から施行する。

新潟県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第23号

新潟県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

新潟県児童福祉法施行細則（平成18年新潟県規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(指定障害児通所支援事業者等の指定等の申請) 第11条の6 省令第18条の27から第18条の30まで、 <u>第18条の34の4</u> 、第25条の21及び第25条の21の3 に規定する申請書の様式は、別記第14号様式の6 とする。	(指定障害児通所支援事業者等の指定等の申請) 第11条の6 省令第18条の27から第18条の30まで、 <u>第18条の34の2</u> 、第25条の21及び第25条の21の3 に規定する申請書の様式は、別記第14号様式の6 とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

新潟県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第24号

新潟県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

新潟県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（平成18年新潟県規則第79号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（職員配置）</p> <p>第6条 基準告示第2の1により認定こども園に置くものとされる職員の数の計算方法は、第1号から第4号までにより計算して得た数（その数に小数点以下1位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を合算するものとする。この場合において、当該合算して得た数に1未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 認定こども園に在籍する満3歳以上満4歳未満の子どもの数を<u>15</u>で除して得た数</p> <p>(4) 認定こども園に在籍する満4歳以上の子どもの数を<u>25</u>で除して得た数</p>	<p style="text-align: center;">（職員配置）</p> <p>第6条 基準告示第2の1により認定こども園に置くものとされる職員の数の計算方法は、第1号から第4号までにより計算して得た数（その数に小数点以下1位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を合算するものとする。この場合において、当該合算して得た数に1未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 認定こども園に在籍する満3歳以上満4歳未満の子どもの数を<u>20</u>で除して得た数</p> <p>(4) 認定こども園に在籍する満4歳以上の子どもの数を<u>30</u>で除して得た数</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の第6条の規定は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設定及び運営に関する基準の一部を改正する件（令和6年内閣府・文部科学省告示第1号）附則第2項前段の規定により、同告示による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設定及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号）第2の1の規定が適用されない場合については、なおその効力を有する。

新潟県遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第25号

新潟県遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

新潟県遊漁船業の適正化に関する法律施行細則（平成15年新潟県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（登録簿の閲覧所）</p> <p>第2条 法第9条の規定による遊漁船業者登録簿（以下「登録簿」という。）の閲覧の場所（以下「閲覧所」という。）は、新潟県農林水産部水産課内及び佐渡地域振興局農林水産振興部内に設ける。</p> <p>（遊漁船業団体の指定の申出）</p> <p>第9条 法第24条の規定による申出は、別記第1号様式により行うものとする。</p> <p>（変更の届出）</p> <p>第10条 遊漁船業団体は、省令第25条第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から30日以内に、別記第2号様式による届出書を知事に提出しなければならない。</p> <p>（廃止の届出）</p> <p>第11条 遊漁船業団体が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、その日から30日以内に、別記第3号様式による届出書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 法第25条各号に掲げる業務を廃止した場合 法人を代表する役員</p> <p>別記</p> <p>第1号様式（第9条関係） 遊漁船業団体指定申請書</p> <p>（略）</p> <p>遊漁船業団体の指定を受けたいので、遊漁船業の適正化に関する法律第24条の規定により、関係書類を添えて申請します。</p> <p>添付書類</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 遊漁船業の適正化に関する法律第25条各号に掲げる業務の実施に関する基本的な計画</p> <p>6 遊漁船業の適正化に関する法律第25条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施できることを証する書面</p> <p>7 (略)</p> <p>第3号様式（第11条関係）</p>	<p>（登録簿の閲覧所）</p> <p>第2条 法第8条の規定による遊漁船業者登録簿（以下「登録簿」という。）の閲覧の場所（以下「閲覧所」という。）は、新潟県農林水産部水産課内及び佐渡地域振興局農林水産振興部内に設ける。</p> <p>（遊漁船業団体の指定の申出）</p> <p>第9条 法第20条の規定による申出は、別記第1号様式により行うものとする。</p> <p>（変更の届出）</p> <p>第10条 遊漁船業団体は、省令第15条第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から30日以内に、別記第2号様式による届出書を知事に提出しなければならない。</p> <p>（廃止の届出）</p> <p>第11条 遊漁船業団体が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、その日から30日以内に、別記第3号様式による届出書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 法第21条各号に掲げる業務を廃止した場合 法人を代表する役員</p> <p>別記</p> <p>第1号様式（第9条関係） 遊漁船業団体指定申請書</p> <p>（略）</p> <p>遊漁船業団体の指定を受けたいので、遊漁船業の適正化に関する法律第20条の規定により、関係書類を添えて申請します。</p> <p>添付書類</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 遊漁船業の適正化に関する法律第21条各号に掲げる業務の実施に関する基本的な計画</p> <p>6 遊漁船業の適正化に関する法律第21条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施できることを証する書面</p> <p>7 (略)</p> <p>第3号様式（第11条関係）</p>

遊漁船業団体業務廃止届出書		遊漁船業団体業務廃止届出書	
(略)		(略)	
(略)		(略)	
廃止の理由	1～3 (略) 4 遊漁船業の適正化に関する法律第25条各号に掲げる業務を廃止	廃止の理由	1～3 (略) 4 遊漁船業の適正化に関する法律第21条各号に掲げる業務を廃止
(略)		(略)	

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

新潟県建築基準法施行細則及び新潟県景観規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第26号

新潟県建築基準法施行細則及び新潟県景観規則の一部を改正する規則
(新潟県建築基準法施行細則の一部改正)

第1条 新潟県建築基準法施行細則(昭和35年新潟県規則第82号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(地区建築主事の分掌事務)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 地区建築主事は、政令第138条第1項及び<u>第4項</u>に掲げる工作物の確認に関する事務を行う。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>(閲覧場所)</p> <p>第26条 省令第11条の3第3項の閲覧の場所(以下「閲覧場所」という。)は、本庁建築主事の確認に係るものにあつては土木部都市局建築住宅課、地区建築主事の確認に係るものにあつては当該建築物又は工作物の所在地を所管する地域振興局とする。</p> <p>(閲覧時間等)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 土木部都市局建築住宅課長又は地域振興局長は、省令第11条の3第1項に規定する書類(以下「概要書等」という。)の整理等のため必要と認められた場合は、臨時に休日を定め、又は第1項の規定にかかわらず閲覧時間を変更することができる。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(地区建築主事の分掌事務)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 地区建築主事は、政令第138条第1項及び<u>第3項</u>に掲げる工作物の確認に関する事務を行う。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>(閲覧場所)</p> <p>第26条 省令第11条の4第3項の閲覧の場所(以下「閲覧場所」という。)は、本庁建築主事の確認に係るものにあつては土木部都市局建築住宅課、地区建築主事の確認に係るものにあつては当該建築物又は工作物の所在地を所管する地域振興局とする。</p> <p>(閲覧時間等)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 土木部都市局建築住宅課長又は地域振興局長は、省令第11条の4第1項に規定する書類(以下「概要書等」という。)の整理等のため必要と認められた場合は、臨時に休日を定め、又は第1項の規定にかかわらず閲覧時間を変更することができる。</p> <p>4 (略)</p>

(新潟県景観規則の一部改正)

第2条 新潟県景観規則(令和2年新潟県規則第55号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(届出を要しない行為の規模等)</p> <p>第6条 条例第9条第1項第1号の規則で定める工作物は、次に掲げる工作物とする。</p> <p>(1) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第138条第1項各号に掲げる工作物、同条第2項各号に掲げる工作物及び<u>同条第4項各号</u>に掲げる工作物</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(届出を要しない行為の規模等)</p> <p>第6条 条例第9条第1項第1号の規則で定める工作物は、次に掲げる工作物とする。</p> <p>(1) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第138条第1項各号に掲げる工作物、同条第2項各号に掲げる工作物及び<u>同条第3項各号</u>に掲げる工作物</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条中新潟県建築基準法施行細則第26条及び第27条第3項の改正は、公布の日から施行する。

新潟県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第27号

新潟県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則

新潟県流域下水道事業財務規則（令和2年新潟県規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(用語の意義)	(用語の意義)
<p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 配当 支出予算の執行事務を担当すべき範囲を配分するために知事が発する命令で、<u>下水道課長</u>が処理する本配当及び<u>課長</u>が処理する再配当をいう。</p> <p>(9)～(21) (略)</p>	<p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 配当 支出予算の執行事務を担当すべき範囲を配分するために知事が発する命令で、<u>土木部長</u>が処理する本配当及び<u>部局長</u>が処理する再配当をいう。</p> <p>(9)～(21) (略)</p>
(予算の執行等に関する権限)	(予算の執行等に関する権限)
<p>第9条 知事は、知事が別に定める事項を除き、予算の執行等に関する権限を、別表第2に掲げる区分に従い、それぞれ<u>副知事</u>、<u>部局長</u>、<u>課長</u>若しくは<u>課長補佐</u>に専決させ、又は同表に掲げる区分に従い、<u>事務所長</u>に委任する。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>第9条 知事は、知事が別に定める事項を除き、予算の執行等に関する権限を、別表第2に掲げる区分に従い、それぞれ<u>部局長</u>、<u>課長</u>若しくは<u>課長補佐</u>に専決させ、又は同表に掲げる区分に従い、<u>事務所長</u>に委任する。</p> <p>2・3 (略)</p>
(配当)	(配当)
<p>第12条 <u>下水道課長</u>は、予算の範囲内で<u>課長</u>に対し、予算を本配当するものとする。</p> <p>2 <u>課長</u>は、前項の本配当を受けようとするときは、予算本配当要求書を作成し、<u>下水道課長</u>に提出しなければならない。</p> <p>3 <u>課長</u>は、第1項の規定により本配当された額の範囲内で、<u>事務所長</u>に対し、予算を再配当するものとする。</p>	<p>第12条 <u>土木部長</u>は、予算の範囲内で<u>部局長</u>に対し、<u>当該部局の各課別に</u>、予算を本配当するものとする。</p> <p>2 <u>部局長</u>は、前項の本配当を受けようとするときは、<u>各課別に</u>予算本配当要求書を作成し、<u>土木部長</u>に提出しなければならない。</p> <p>3 <u>部局長</u>は、第1項の規定により本配当された額の範囲内で、<u>事務所長</u>に対し、予算を再配当するものとする。</p>

(執行委任)

第13条 課長は、前条第1項の規定により本配当を受けた予算について、その性質により当該課で執行し難いと認めるときは、他の課長と協議して当該課長に執行を委任することができる。

2 前項の場合において、執行を委任した課長は、執行の委任を受けた課長に対し、本配当を受けた額の範囲内で予算を再配当しなければならない。

(予算の流用)

第14条 課長は、予算の流用をしようとするときは、予算流用調書によりこれを決定しなければならない。

別表第2 (第9条関係)

(1) 収入原因行為専決・委任区分

専決・委任区分 科目等			専決			委任
			副知事	部局長	課長	事務所長
(収益的収入) 流域下水道事業収益	営業収益	負担金			○	○
		他会計補助金			○	
		受託工事収益			○	
		受託収益			○	
	その他営業収益	(略)	100万円未満			
営業外	受取利			○		

(執行委任)

第13条 部局長は、前条第1項の規定により本配当を受けた予算について、その性質により当該部局で執行し難いと認めるときは、他の部局長と協議して当該他の部局長に執行を委任することができる。

2 前項の場合において、執行を委任した部局長は、執行の委任を受けた部局長に対し、本配当を受けた額の範囲内で予算を再配当しなければならない。

(予算の流用)

第14条 部局長は、予算の流用をしようとするときは、予算流用調書によりこれを決定しなければならない。

別表第2 (第9条関係)

(1) 収入原因行為専決・委任区分

専決・委任区分 科目等			専決				委任	専決
			副知事	部局長	課長	課長補佐	事務所長	次長
(収益的収入) 流域下水道事業収益	営業収益	負担金		2,000 万円以上	2,000 万円未満		2,000 万円未満	
		他会計補助金		○				
		受託工事収益			○			
		受託収益			○			
	その他営業収益	(略)	100万円未満					
営業外	受取利			○				

	収益	息及び配当金											
		他会計負担金									〇		
		他会計補助金									〇		
		国庫補助金									〇		
		受託工事収益									〇		
		長期前受金戻入									〇		
		消費税及び地方消費税還付金									〇		
		雑収益									〇		
	特別利益	固定資産売却益	(略)	(略)		500万円未満				(略)	(略)		
		過年度損益修正益	(略)	(略)		300万円未満				(略)	(略)	300万円未満	
		その他特別利益	(略)	(略)		300万円未満				(略)	(略)	300万円未満	
	(資本的収入) 資本的収入	企業債									〇		

	収益	息及び配当金											
		他会計負担金										〇	
		他会計補助金										〇	
		国庫補助金										〇	
		受託工事収益										〇	
		長期前受金戻入										〇	
		消費税及び地方消費税還付金										〇	
		雑収益										〇	
	特別利益	固定資産売却益	(略)	(略)		500万円未満				(略)	(略)		
		過年度損益修正益	(略)	(略)		300万円未満				(略)	(略)		
		その他特別利益	(略)	(略)		300万円未満				(略)	(略)		
	(資本的収入) 資本的収入	企業債										〇	

他会計 借入金 固定資 産売却 代金	(略)	(略)	○		
国庫補 助金			○		
他会計 補助金		○			
負担金	2,000 万円以 上	2,000 万円未 満			
基金繰 入金		○			
雑収入	200万 円以上	200万 円未満		200万 円未満	

(2) 支出負担行為専決・委任区分

専決・委任区分			専決		委任 事務所長	専決 次長
			部局長	課長 課長補佐		
(収益的 支出) 流域下水 道事業費 用	営業費用	管渠費 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		報償費	○	(略)	○	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		消耗品 費	100万 円超	100万 円以下	(略)	100万 円以下
		修繕費	100万	100万	(略)	100万

他会計 借入金 固定資 産売却 代金	(略)	(略)	500万円未満	○	
国庫補 助金				○	
他会計 補助金				○	
負担金				○	
基金繰 入金				○	
受託工 事収益				○	
雑収入				○	○

(2) 支出負担行為専決・委任区分

専決・委任区分			専決		委任 事務所長	専決 次長
			部局長	課長 課長補佐		
(収益的 支出) 流域下水 道事業費 用	営業費用	管渠費 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		報償費	○	(略)	○	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		消耗品 費	100万 円超	100万 円以下	(略)	100万 円以下
		修繕費	100万	100万	(略)	100万

路面復旧費	円超 100万	円以下 100万	(略)	円以下 100万		路面復旧費	以上 50万円	未満 50万円	(略)	未満 50万円
材料費	円超 160万	円以下 160万	(略)	円以下 160万		材料費	以上 〇	未満	(略)	未満
被服費	円超 100万	円以下 100万	(略)	円以下 100万		被服費	50万円	50万円	(略)	50万円
光熱水費	円超 100万	円以下 100万	(略)	円以下 100万		光熱水費	以上 50万円	未満 50万円	(略)	未満 50万円
動力費	円超 100万	円以下 100万	(略)	円以下 100万		動力費	以上 50万円	未満 50万円	(略)	未満 50万円
燃料費	円超 100万	円以下 100万	(略)	円以下 100万		燃料費	以上 50万円	未満 50万円	(略)	未満 50万円
薬品費	円超 100万	円以下 100万	(略)	円以下 100万		薬品費	以上 50万円	未満 50万円	(略)	未満 50万円
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
印刷製本費	円超 100万	円以下 100万	(略)	円以下 100万		印刷製本費	50万円	50万円	(略)	50万円
広告宣伝費	円超 100万	円以下 100万	〇	円以下 100万		広告宣伝費	100万円以上	100万円未満		100万円未満
手数料	円超 100万	円以下 100万	(略)	円以下 100万		手数料	50万円	50万円	(略)	50万円
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	以上 未満	未満	(略)	未満
使用料	80万円	80万円	(略)	80万円		使用料	(略)	(略)	(略)	(略)
賃借料	超 80万円	以下 80万円	(略)	以下 80万円		賃借料	50万円	50万円	(略)	50万円
委託料	(略)	(略)	(略)	100万円		委託料	以上 未満	未満	(略)	未満
工事請負費	(略)	(略)	(略)	250万円		工事請負費	(略)	(略)	(略)	(略)
保険料	100万	100万	(略)	100万		保険料	50万円	50万円	(略)	50万円

			円超	円以下		円以下					以上	未満		未満
			100万	100万	(略)	100万					50万円	50万円	(略)	50万円
			円超	円以下		円以下					以上	未満		未満
			(略)	(略)	(略)	(略)					(略)	(略)	(略)	(略)
			100万	100万	(略)	100万					50万円	50万円	(略)	50万円
			円超	円以下		円以下					以上	未満		未満
		交付金	(略)	(略)	(略)	100万	(略)	100万	(略)	100万	(略)	(略)	(略)	(略)
						円以下		円以下						
			100万	100万	(略)	100万		100万		100万	50万円	50万円	(略)	50万円
		通信運搬費	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)		(略)	以上	未満		未満
						(略)		(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			100万	100万	(略)	100万		100万		0		(略)	(略)	(略)
		負担金	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)					(略)	(略)
			円超	円以下		円以下		円以下						
			(略)	(略)	(略)	(略)		(略)					(略)	(略)
		雑費	100万	100万	(略)	100万		100万		0		(略)	(略)	(略)
			円超	円以下		円以下		円以下						
			(略)	(略)	(略)	(略)		(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		受託工事費												
		委託料	(略)	(略)	(略)	100万	(略)	100万		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
						円以下		円以下						
		建設工事に関する委託料	(略)	(略)	(略)	100万	(略)	100万		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
						円以下		円以下						
		工事請負費	(略)	(略)	(略)	250万	(略)	250万		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			(略)	(略)	(略)	円以下		円以下		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		営業外費	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

用	他会計繰出金		〇											
	受託工事費													
	委託料	(略)	(略)	100万 円以下	(略)	100万 円以下			(略)	(略)			(略)	
	建設工事に関する委託料	(略)	(略)	100万 円以下	(略)	100万 円以下			(略)	(略)			(略)	
	工事請負費	(略)	(略)	250万 円以下	(略)	250万 円以下			(略)	(略)			(略)	
	災害復旧費													
	修繕費		100万 円超	100万 円以下	(略)	100万 円以下		50万円 以上	50万円 未満	(略)	50万円 未満		(略)	
	工事請負費	(略)	(略)	250万 円以下	(略)	250万 円以下		(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	
(資本的支出)	建設改良費	(略)	(略)											
資本的支出	公共工事費													
	管渠費	(略)	(略)	250万 円以下	(略)	250万 円以下		(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	
	測量・設計・	(略)	(略)	100万 円以下	(略)	100万 円以下		(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	

用	他会計繰出金		〇											
	受託工事費													
	委託料	(略)	(略)	100万 円以下	(略)	100万 円以下							(略)	
	建設工事に関する委託料	(略)	(略)	100万 円以下	(略)	100万 円以下							(略)	
	工事請負費	(略)	(略)	250万 円以下	(略)	250万 円以下							(略)	
	災害復旧費													
	修繕費		100万 円超	100万 円以下	(略)	100万 円以下		50万円 以上	50万円 未満	(略)	50万円 未満		(略)	
	工事請負費	(略)	(略)	250万 円以下	(略)	250万 円以下		(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	
(資本的支出)	建設改良費	(略)	(略)											
資本的支出	公共工事費													
	管渠費	(略)	(略)	250万 円以下	(略)	250万 円以下		(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	
	測量・設計・	(略)	(略)	100万 円以下	(略)	100万 円以下		(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	

	調査業務委託	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	その他建設改良費	(略)	(略)	<u>250万</u> 円以下	(略)	<u>250万</u> 円以下	(略)	(略)	(略)
(略)	固定資産購入代金	(略)	(略)	<u>160万</u> 円以下	(略)	<u>160万</u> 円以下	(略)	(略)	(略)
(略)	貸付金	<u>1,000</u> 万円以上	<u>1,000</u> 万円未満	<u>100万</u> 円以下	(略)	(略)	<u>2,000</u> 万円未満	<u>500万</u> 円未満	(略)
(略)	災害復旧費	(略)	(略)	<u>250万</u> 円以下	(略)	<u>250万</u> 円以下	(略)	(略)	(略)
(略)	基金積立金	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	受託工事費								
	委託料	<u>1,000</u> 万円以上	<u>1,000</u> 万円未満	<u>100万</u> 円以下	<u>1,000</u> 万円未満	<u>100万</u> 円以下	(略)	(略)	(略)
	建設工事に関する委託料	<u>2,000</u> 万円以上	<u>2,000</u> 万円未満	<u>100万</u> 円以下	<u>2,000</u> 万円未満	<u>100万</u> 円以下	(略)	(略)	(略)
	工事請負費	<u>5億円</u> 未満	<u>3億円</u> 未満	<u>250万</u> 円以下	<u>3億円</u> 未満	<u>250万</u> 円以下	(略)	(略)	(略)

	調査業務委託	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	その他建設改良費	(略)	(略)	<u>250万</u> 円以下	(略)	<u>250万</u> 円以下	(略)	(略)	(略)
(略)	固定資産購入代金	(略)	(略)	<u>160万</u> 円以下	(略)	<u>160万</u> 円以下	(略)	(略)	(略)
(略)	貸付金	<u>1,000</u> 万円以上	<u>1,000</u> 万円未満	<u>100万</u> 円以下	(略)	(略)	<u>2,000</u> 万円未満	<u>500万</u> 円未満	(略)
(略)	災害復旧費	(略)	(略)	<u>250万</u> 円以下	(略)	<u>250万</u> 円以下	(略)	(略)	(略)
(略)	基金積立金	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	受託工事費								
	委託料	<u>1,000</u> 万円以上	<u>1,000</u> 万円未満	<u>100万</u> 円以下	<u>1,000</u> 万円未満	<u>100万</u> 円以下	(略)	(略)	(略)
	建設工事に関する委託料	<u>2,000</u> 万円以上	<u>2,000</u> 万円未満	<u>100万</u> 円以下	<u>2,000</u> 万円未満	<u>100万</u> 円以下	(略)	(略)	(略)
	工事請負費	<u>5億円</u> 未満	<u>3億円</u> 未満	<u>250万</u> 円以下	<u>3億円</u> 未満	<u>250万</u> 円以下	(略)	(略)	(略)

(略)	(略)	(略)	(略)
(3)・(4)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

別表第3 (第10条関係)

(1) 収入原因行為

科目等			都市局長に専決させる額
(収益的収入) 流域下水道事業収益	営業収益	(略)	(略)
	営業外収益	他会計補助金 (略)	全額 (略)
	特別利益	他会計負担金 他会計補助金 固定資産売却益 (略)	全額 全額 1,000万円未満 (略)
(資本的収入) 資本的収入	固定資産売却代金	他会計補助金 固定資産売却代金 基金繰入金 雑収入	全額 1,000万円未満 全額 200万円以上

(2) 支出負担行為

科目等			都市局長に専決させる額
(収益的支出) 流域下水道事業費用	営業費用	管渠費 (略)	(略)
	(略)	広告宣伝費 (略)	100万円以上 (略)
	(略)	(略)	(略)
(資本的支出)	(略)	(略)	(略)

(略)	(略)	(略)	(略)
(3)・(4)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

別表第3 (第10条関係)

(1) 収入原因行為

科目等			都市局長に専決させる額
(収益的収入) 流域下水道事業収益	営業収益	(略)	(略)
	特別利益	固定資産売却益 (略)	500万円以上 1,000万円未満 (略)
(資本的収入) 資本的収入	固定資産売却代金	(略)	500万円以上 1,000万円未満

(2) 支出負担行為

科目等			都市局長に専決させる額
(収益的支出) 流域下水道事業費用	営業費用	管渠費 (略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
(資本的支出)	(略)	(略)	(略)

資本的支出	建設改良費	(略)	(略)	資本的支出	(略)	(略)
	受託工事費	県単工事費 受託工事費	(略)		県単工事費	(略)
		委託料	2,000万円以上			
		建設工事に関する委託料	2,000万円以上 2,500万円未満			

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の前になされた支出負担行為に係る支出の命令及びこれに併せて行う収入の徴収をする権限については、なお従前の例による。

新潟県新潟東港臨海用地造成事業財務規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第28号

新潟県新潟東港臨海用地造成事業財務規程の一部を改正する規則

新潟県新潟東港臨海用地造成事業財務規程（昭和47年新潟県規則第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後				改正前							
別表第4（第123条関係）				別表第4（第123条関係）							
行政財産の使用料				行政財産の使用料							
区分	使用の種類	単位	使用料 (単位 円)	区分	使用の種類	単位	使用料 (単位 円)				
土地	(略)	(略)		土地	(略)	(略)					
	水管、 下水道 管、ガ ス管そ の他こ れらに 類する もの				外径が 0.15メー トル未満 のもの			110	水管、 下水道 管、ガ ス管そ の他こ れに類 するも の	外径が 0.15メー トル未満 のもの	98
					外径が 0.15メー トル以上 0.2メー トル未満 のもの			140		外径が 0.15メー トル以上 0.2メー トル未満 のもの	130
					外径が 0.2メー トル以上 0.4メー トル未満 のもの			290		外径が 0.2メー トル以上 0.4メー トル未満 のもの	260
					外径が 0.4メー トル以上 1メート ル未満の もの			720		外径が 0.4メー トル以上 1メート ル未満の もの	650
					外径が1 メートル 以上のも の			1,400		外径が1 メートル 以上のも の	1,300
					その他のもの（使 用面積が5平方メ ートル未満のもの に限る。）			(略)	2,400	その他のもの（使 用面積が5平方メ ートル未満のもの に限る。）	(略)
(略)				(略)							
備考 (略)				備考 (略)							

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

新潟県物品会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第29号

新潟県物品会計規則の一部を改正する規則

新潟県物品会計規則（昭和39年新潟県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後			改正前		
(資金前渡等による物品の精算)			(資金前渡等による物品の精算)		
第25条 (略)			第25条 (略)		
2 前項の規定は、財務規則第125条の規定による立替払費用償還の場合及び財務規則第136条の規定により指定公金事務取扱者に支出の事務を委託した場合において取得した物品で受け入れるものがあるときに準用する。			2 前項の規定は、財務規則第125条の規定による立替払費用償還の場合及び財務規則第136条の規定により私人に支出の事務を委託した場合において取得した物品で受け入れるものがあるときに準用する。		
別表 (第3条関係)			別表 (第3条関係)		
事務所	専決させる物品	専決させる者	事務所	専決させる物品	専決させる者
(略)			(略)		
佐渡地域振興局	(略)	(略)	佐渡地域振興局	(略)	(略)
	<u>地域整備部業務・空港用地課、港湾課及び漁港課に係るもの</u>	<u>地域整備部業務・空港用地課、港湾課及び漁港課の事務を担当する副部長</u>		<u>地域整備部港湾空港業務課、空港用地課、港湾課及び漁港課に係るもの</u>	<u>地域整備部港湾空港業務課、空港用地課、港湾課及び漁港課の事務を担当する副部長</u>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

新潟県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和6年3月29日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第30号

新潟県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

新潟県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和3年新潟県条例第48号）の施行期日は、令和6年4月1日とする。

訓 令

◎新潟県訓令第2号

本 庁
地 域 機 関

新潟県職員服務規程（昭和35年3月新潟県訓令第6号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から実施する。

令和6年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）に対応する同表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第1条の2 この規程において「所属長」とは、本庁の課長、室長若しくはセンター長又は地域機関（保健所、福祉事務所、児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、<u>女性相談支援センター</u>、あかしや寮、労働相談所及び農業普及指導センターを除く。以下同じ。）の長（地域振興局にあつては、部長、児童・障害者相談センター所長、新潟港湾事務所長、津川地区振興事務所長、妙高砂防事務所長又は直江津港湾事務所長。以下同じ。）をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>第10条 (略)</p> <p><u>(出生サポート休業)</u></p> <p>第10条の2 職員は、勤務時間規則第24条第1項に規定する事由による休業をしようとし、又はその期間を延長しようとするときは、<u>総務事務システムにより、承認権者の承認を得なければならない。</u></p> <p>(育児休業等)</p> <p>第10条の3 (略)</p> <p>第6号様式の2 (第10条の3関係) (略) 育児休業承認請求書 (略)</p> <p>第6号様式の3 (第10条の3関係) 部分休業承認請求書 (略)</p> <p>第6号様式の4 (第10条の3関係) (略) 養育状況変更届 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第1条の2 この規程において「所属長」とは、本庁の課長、室長若しくはセンター長又は地域機関（保健所、福祉事務所、児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、<u>女性福祉相談所</u>、あかしや寮、労働相談所及び農業普及指導センターを除く。以下同じ。）の長（地域振興局にあつては、部長、児童・障害者相談センター所長、新潟港湾事務所長、津川地区振興事務所長、妙高砂防事務所長又は直江津港湾事務所長。以下同じ。）をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(休業等)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>第6号様式の2 (第10条の2関係) (略) 育児休業承認請求書 (略)</p> <p>第6号様式の3 (第10条の2関係) 部分休業承認請求書 (略)</p> <p>第6号様式の4 (第10条の2関係) (略) 養育状況変更届 (略)</p>

第6号様式の5 (第10条の3関係) 育児短時間勤務計画書 (略)	第6号様式の5 (第10条の2関係) 育児短時間勤務計画書 (略)
第6号様式の6 (第10条の3関係) (略) 育児短時間勤務承認請求書 (略)	第6号様式の6 (第10条の2関係) (略) 育児短時間勤務承認請求書 (略)
第6号様式の7 (第10条の3関係) (略) 修学部分休業承認申請書 (略)	第6号様式の7 (第10条の2関係) (略) 修学部分休業承認申請書 (略)
第6号様式の8 (第10条の3関係) (略) 修学状況変更届 (略)	第6号様式の8 (第10条の2関係) (略) 修学状況変更届 (略)
第6号様式の9 (第10条の3関係) (略) 自己啓発等休業承認申請書 (略)	第6号様式の9 (第10条の2関係) (略) 自己啓発等休業承認申請書 (略)
第6号様式の10 (第10条の3関係) (略) 自己啓発等休業状況報告書 (略)	第6号様式の10 (第10条の2関係) (略) 自己啓発等休業状況報告書 (略)
第6号様式の11 (第10条の3関係) (略) 配偶者同行休業承認申請書 (略)	第6号様式の11 (第10条の2関係) (略) 配偶者同行休業承認申請書 (略)
第6号様式の12 (第10条の3関係) (略) 配偶者同行休業状況変更届 (略)	第6号様式の12 (第10条の2関係) (略) 配偶者同行休業状況変更届 (略)
第6号様式の13 (第10条の3関係) (略) 高齢者部分休業承認申請書 (略)	第6号様式の13 (第10条の2関係) (略) 高齢者部分休業承認申請書 (略)
第6号様式の14 (第10条の3関係) (略) 高齢者部分休業の休業時間延長承認申請書 (略)	第6号様式の14 (第10条の2関係) (略) 高齢者部分休業の休業時間延長承認申請書 (略)

◎新潟県訓令第3号

本 庁
地 域 機 関

新潟県職員服務規程等の特例を定める規程（昭和55年4月新潟県訓令第11号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から実施する。

令和6年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>別表（第2条関係）</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>児童相談所及び女性相談支援センター</u>における相談及び一時保護の業務</p> <p>(8) 新潟学園及びはまぐみ小児療育センターにおける収容児者の生活指導、介助、看護、授産及び教護の業務</p> <p>(9) <u>環境対策課愛鳥センター紫雲寺さえずりの里</u>、佐渡トキ保護センター、農業総合研究所畜産研究センター及び妙法育成牧場における動植物の飼育管理業務</p> <p>(10)～(13) (略)</p>	<p>別表（第2条関係）</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>児童相談所及び女性福祉相談所</u>における相談及び一時保護の業務</p> <p>(8) <u>コロニーにいがた白岩の里</u>、新潟学園及びはまぐみ小児療育センターにおける収容児者の生活指導、介助、看護、授産及び教護の業務</p> <p>(9) <u>愛鳥センター紫雲寺さえずりの里</u>、佐渡トキ保護センター、農業総合研究所畜産研究センター及び妙法育成牧場における動植物の飼育管理業務</p> <p>(10)～(13) (略)</p>

◎新潟県訓令第4号

本 庁
地 域 機 関

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第223条の規定により帳票その他の書類の様式を定める訓令（平成5年3月新潟県訓令第7号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から実施する。

令和6年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第223条の規定による帳票その他の書類の様式を次のように定め、平成5年4月1日から実施し、新潟県財務規則第223条の規定による帳票その他の書類の様式指定（昭和57年3月新潟県訓令第1号）は、平成5年3月31日限り廃止する。ただし、平成4年度に属する歳入歳出に係る帳票その他の書類の様式については、なお従前の例によるものとする。			新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第223条の規定による帳票その他の書類の様式を次のように定め、平成5年4月1日から実施し、新潟県財務規則第223条の規定による帳票その他の書類の様式指定（昭和57年3月新潟県訓令第1号）は、平成5年3月31日限り廃止する。ただし、平成4年度に属する歳入歳出に係る帳票その他の書類の様式については、なお従前の例によるものとする。		
様式番号	名 称	規定条文	様式番号	名 称	規定条文
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第30号様式	入札書（ <u>工事以外の契約（単価契約及び長期継続契約であるものを除く。）</u> ）	(略)	第30号様式	入札書	(略)
第30号様式の2	入札書（ <u>工事以外の単価契約（長期継続契約であるものを除く。）</u> ）	第58条第1項、第2項、 <u>第58条の2第1項</u>			
第30号様式の3	入札書（ <u>工事以外の長期継続契約（単価契約であるものを除く。）</u> ）	第58条第1項、第2項、 <u>第58条の2第1項</u>			
第30号様式の4	入札書（ <u>工事以外の単価契約（長期継続契約であるものに限る。）</u> ）	第58条第1項、第2項、 <u>第58条の2第1項</u>			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第56号様式	(略)	(略)	第56号様式	(略)	(略)
第56号様式の2	記入式納付書	第95条			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第25号様式（第51条関係）			第25号様式（第51条関係）		
検査調書			検査調書		

(略)

注 1・2 (略)

3 署名する場合は、押印を省略することができること。

(略)

第26号様式 (第51条関係)

検査調書

(略)

注 1・2 (略)

3 署名する場合は、押印を省略することができること。

(略)

第27号様式 (第51条関係)

部分払検査調書

(略)

注 1 この様式により難しい場合は、この様式に準じて作成すること。

2 署名する場合は、押印を省略することができること。

第28号様式 (第54条関係)

予定価格書

(略)

注 1・2 (略)

3 署名する場合は、押印を省略することができること。

第29号様式 (第54条関係)

予定価格書

(略)

注 1・2 (略)

3 署名する場合は、押印を省略することができること。

第30号様式 (第58条、第58条の2関係)

入札書

入札金額 ￥ ①

入札保証金 ￥ ②

② ≥ (① + 消費税及び地方消費税) × 5 / 100

※ 1円未満の端数切上げ

(略)

新潟県財務規則及びこれに基づく入札条件を承認の上入札します。

(略)

注 1 この様式は、工事以外の契約 (単価契約及び長期継続契約であるものを除く。)の場合に使用すること。

(略)

注 1・2 (略)

(略)

第26号様式 (第51条関係)

検査調書

(略)

注 1・2 (略)

(略)

第27号様式 (第51条関係)

部分払検査調書

(略)

注 この様式により難しい場合は、この様式に準じて作成すること。

第28号様式 (第54条関係)

予定価格書

(略)

注 1・2 (略)

第29号様式 (第54条関係)

予定価格書

(略)

注 1・2 (略)

第30号様式 (第58条、第58条の2関係)

入札書

入札金額 ￥

入札保証金 ￥

(略)

新潟県財務規則及びこれに基づく入札条件を承認のうえ入札します。

(略)

注 1 この様式は、工事以外の場合に使用すること。

2 (略)

第32号様式 (第60条関係)

入札調書
(略)

(略)

注 1 この様式により難しい場合は、適宜調製すること。

2 署名する場合は、押印を省略することができること。

第33号様式 (第60条関係)

入札調書
(略)

(略)

注 1 この様式は、工事の場合に使用すること。

2 署名する場合は、押印を省略することができること。

第83号様式 (第121条関係)

(略)
履行確認

注 署名する場合は、押印を省略することができること。

(略)

第87号様式 (第126条関係)

(略)

資金精算書
(略)

注 署名する場合は、押印を省略することができること。

第119号様式 (第161条関係)

財産差押報告書
(略)

注 署名する場合は、押印を省略することができること。

第120号様式 (第169条関係)

(略)

欠損処分調書
(略)

注 署名する場合は、押印を省略することができること。

第133号様式 (第193条関係)

2 (略)

第32号様式 (第60条関係)

入札調書
(略)

(略)

注 この様式により難しい場合は、適宜調製すること。

第33号様式 (第60条関係)

入札調書
(略)

(略)

注 この様式は、工事の場合に使用すること。

第83号様式 (第121条関係)

(略)
履行確認

(略)

第87号様式 (第126条関係)

(略)

資金精算書
(略)

第119号様式 (第161条関係)

財産差押報告書
(略)

第120号様式 (第169条関係)

(略)

欠損処分調書
(略)

第133号様式 (第193条関係)

<p style="text-align: center;">会計管理者引継書</p> <p>新潟県財務規則第193条第2項の規定により、下記目録のとおり、関係書類を対照の上相違なく引き継ぎました。 (略)</p> <p><u>注 署名する場合は、押印を省略することができること。</u></p>	<p style="text-align: center;">会計管理者引継書</p> <p>新潟県財務規則第193条第2項の規定により、下記目録のとおり、関係書類を対照の<u>うえ</u>相違なく引き継ぎました。 (略)</p>
<p>第134号様式 (第193条関係)</p> <p style="text-align: center;">出納員等引継書</p> <p>新潟県財務規則第193条第 項の規定により、下記目録のとおり、関係書類を対照の上相違なく引き継ぎました。 (略)</p> <p><u>注 1 この様式により難しいものは、適宜調製して作成すること。</u> <u>2 署名する場合は、押印を省略することができること。</u></p>	<p>第134号様式 (第193条関係)</p> <p style="text-align: center;">出納員等引継書</p> <p>新潟県財務規則第193条第 項の規定により、下記目録のとおり、関係書類を対照の<u>うえ</u>相違なく引き継ぎました。 (略)</p> <p><u>注 この様式により難しいものは、適宜調製して作成すること。</u></p>
<p>第145号様式 (略)</p> <p><u>注 署名する場合は、押印を省略することができること。</u></p>	<p>第145号様式 (略)</p>

第30号様式の次に次の3様式を加える。

第30号様式の2 (第58条、第58条の2関係)

入 札 書

入 札 金 額 　　¥ _____ ①

入 札 保 証 金 　　¥ _____ ②

② $\geq ((\text{①} \times \text{予定数量}) + \text{消費税及び地方消費税}) \times 5 / 100$

※ 1円未満の端数切上げ

内 訳

品 名	規格品質	数 量	単 価	金 額	備 考
			円	円	履行期限 場 所

新潟県財務規則及びこれに基づく入札条件を承認の上入札します。

年 月 日

住 所

氏 名

Ⓜ

新潟県知事 様
(事務所長)

- 注 1 この様式は、工事以外の単価契約（長期継続契約であるものを除く。）の場合に使用すること。
 2 入札の内容により、この様式により難しいものは、適宜調製して作成すること。

第30号様式の4 (第58条、第58条の2関係)

入札書

入札金額 ¥ _____ ①

入札保証金 ¥ _____ ②

② ≧ ((① × 予定数量 ÷ 契約期間の月数 × 12) + 消費税及び地方消費税) × 5 / 100
※ 1円未満の端数切上げ

内訳

品名	規格品質	数量	単価	金額	備考
			円	円	履行期限 場所

新潟県財務規則及びこれに基づく入札条件を承認の上入札します。

年 月 日

住所

氏名



新潟県知事 様
(事務所長)

- 注 1 この様式は、工事以外の単価契約（長期継続契約であるものに限る。）の場合に使用すること。
- 2 入札の内容により、この様式により難しいものは、適宜調製して作成すること。

第56号様式の次に次の1様式を加える。

第56号様式の2 (第95条関係)

<p style="text-align: center;">新潟県公金</p> <p style="text-align: center;">領収控 (税外収入金)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width:10%;">収入区分</th> <th style="width:15%;">所 属</th> <th style="width:15%;">年 度</th> <th style="width:15%;">会 計</th> <th style="width:15%;">繰 区</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <th colspan="2">決議番号</th> <th colspan="2">内訳番号</th> <th>所轄区分</th> </tr> <tr> <td colspan="2"> </td> <td colspan="2"> </td> <td> </td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%; text-align: center;">金額</td> <td style="width:80%;"></td> <td style="width:10%; text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">内 容</td> <td colspan="2"> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">番号付</td> <td colspan="2"> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">所 属</td> <td colspan="2"> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">領収日付印</p> <p>納入場所 新潟県指定金融機関等に指定された金融機関</p> <p>① 指定金融機関等</p>	収入区分	所 属	年 度	会 計	繰 区						決議番号		内訳番号		所轄区分						金額		円	内 容			番号付			所 属			<p style="text-align: center;">新潟県公金 OCR用</p> <p style="text-align: center;">領収済通知書 (県税徴収金外収入)</p> <p style="text-align: center;">〔この用紙は、直接機械に読み取らせませんので汚したり折り曲げたりしないでください。〕</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width:10%;">様式</th> <th style="width:10%;">区 分</th> <th style="width:10%;">所 属</th> <th style="width:10%;">年 度</th> <th style="width:10%;">会 計</th> <th style="width:10%;">繰 区</th> <th style="width:10%;">決議番号</th> <th style="width:10%;">内訳番号</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <th colspan="3">予算計上課 科 目 等</th> <th colspan="5">金 額</th> </tr> <tr> <td colspan="3"> </td> <td colspan="5"> </td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%; text-align: center;">金額</td> <td style="width:80%;"></td> <td style="width:10%; text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">内 容</td> <td colspan="2"> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">番号付</td> <td colspan="2"> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">科目等名称</td> <td colspan="2"> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">所 属</td> <td colspan="2"> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">所轄区分</p> <p>本書の金額を 領収したので通知します</p> <p style="text-align: center;">新潟県会計管理者様</p> <p style="text-align: center;">領収日付印</p> <p>② 出納局</p>	様式	区 分	所 属	年 度	会 計	繰 区	決議番号	内訳番号									予算計上課 科 目 等			金 額													金額		円	内 容			番号付			科目等名称			所 属			<p style="text-align: center;">新潟県公金</p> <p style="text-align: center;">納付書兼領収証書</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width:10%;">年 度</th> <th style="width:90%;">納 付 番 号</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%; text-align: center;">金額</td> <td style="width:90%;"></td> <td style="width:10%; text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">内 容</td> <td colspan="2"> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">所 属</td> <td colspan="2"> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">上記のとおり領収しました。</p> <p style="text-align: center;">領収日付印</p> <p>③ 納入義務者が保管</p>	年 度	納 付 番 号			金額		円	内 容			所 属			<p style="text-align: center;">新潟県公金</p> <p style="text-align: center;">納付済証</p> <p style="text-align: center;">この用紙は、手続きの際必要となります。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width:10%;">年 度</th> <th style="width:90%;">納 付 番 号</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%; text-align: center;">金額</td> <td style="width:90%;"></td> <td style="width:10%; text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">内 容</td> <td colspan="2"> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">所 属</td> <td colspan="2"> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">領収日付印</p> <p>④ 納入義務者が県へ提出</p>	年 度	納 付 番 号			金額		円	内 容			所 属		
収入区分	所 属	年 度	会 計	繰 区																																																																																																								
決議番号		内訳番号		所轄区分																																																																																																								
金額		円																																																																																																										
内 容																																																																																																												
番号付																																																																																																												
所 属																																																																																																												
様式	区 分	所 属	年 度	会 計	繰 区	決議番号	内訳番号																																																																																																					
予算計上課 科 目 等			金 額																																																																																																									
金額		円																																																																																																										
内 容																																																																																																												
番号付																																																																																																												
科目等名称																																																																																																												
所 属																																																																																																												
年 度	納 付 番 号																																																																																																											
金額		円																																																																																																										
内 容																																																																																																												
所 属																																																																																																												
年 度	納 付 番 号																																																																																																											
金額		円																																																																																																										
内 容																																																																																																												
所 属																																																																																																												

◎新潟県訓令第5号

部 局
事 務 所

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）により資金前渡職員を置く組織（昭和57年3月新潟県訓令第9号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

新潟県知事 花角英世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第133条第1項第5号の規定により資金前渡職員を置く組織を次のとおり定め、昭和57年4月1日から実施する。 (略)	新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第133条第1項第5号の規定により資金前渡職員を置く組織を次のとおり定め、昭和57年4月1日から実施する。 (略)
(略)	// // <u>サミット対策課</u> (略)

◎新潟県訓令第6号

本 庁
地 域 機 関

新潟県物品会計規則（昭和39年新潟県規則第13号）第49条の規定に基づき設備しなければならない帳簿及び報告書その他の書類の様式を定める訓令（昭和39年3月新潟県訓令第8号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から実施する。

令和6年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第7号様式（第25条関係） （略） 物品受払精算書 （兼出納通知書） （略） <u>注 署名する場合は、押印を省略することができる。</u></p>	<p>第7号様式（第25条関係） （略） 物品受払精算書 （兼出納通知書） （略）</p>
<p>第19号様式（第35条関係） 会計管理者引継書 （略） <u>注 署名する場合は、押印を省略することができる。</u></p>	<p>第19号様式（第35条関係） 会計管理者引継書 （略）</p>
<p>第20号様式（第35条関係） 物品出納員引継書 （略） <u>注 署名する場合は、押印を省略することができる。</u></p>	<p>第20号様式（第35条関係） 物品出納員引継書 （略）</p>

◎新潟県訓令第7号

本 庁
労働委員会事務局

新潟県労働委員会事務局処務規程（昭和36年2月新潟県訓令第5号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から実施する。

令和6年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(事務局長の専決事項)</p> <p>第2条 事務局長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 事務局長の休暇、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の部分休業、修学部分休業、高齢者部分休業、<u>職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成7年人事委員会規則第8-55号）第24条第1項に規定する事由による休業及び職務専念義務の免除（結核性疾病に係るもののうち1日を単位とするものを除く。以下「休暇等」という。）並びに課長の5日以上</u>の休暇等（<u>同規則第15条第1項第13号に掲げる場合における休暇（以下「夏季休暇」という。）を除き、研修及び兼職の場合にあつては、4日以内のものを含む。）の承認等</u>をすること（研修及び兼職の場合にあつては、総務部長及び人事課長に合議すること。）。</p> <p>(4)～(6) (略)</p>	<p>(事務局長の専決事項)</p> <p>第2条 事務局長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 事務局長の休暇、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の部分休業、修学部分休業、高齢者部分休業及び職務専念義務の免除（結核性疾病に係るもののうち1日を単位とするものを除く。以下「休暇等」という。）並びに課長の5日以上<u>の休暇等（職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成7年新潟県人事委員会規則第8-55号）第15条第1項第13号に掲げる場合における休暇（以下「夏季休暇」という。）を除き、研修及び兼職の場合にあつては、4日以内のものを含む。）の承認等</u>をすること（研修及び兼職の場合にあつては、総務部長及び人事課長に合議すること。）。</p> <p>(4)～(6) (略)</p>

告 示

◎新潟県告示第363号

新潟県広報広聴規程（平成2年6月新潟県告示第1654号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から実施する。

令和6年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(広報広聴委員会の組織)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 委員長は知事政策局長の職にある者を、副委員長は広報広聴課長の職にある者をもってこれに充てる。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(広報広聴事務の総合調整)</p> <p>第9条 (略)</p>	<p>(広報広聴委員会の組織)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 委員長は<u>広報監</u>の職にある者を、副委員長は広報広聴課長の職にある者をもってこれに充てる。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(広報広聴事務の総合調整)</p> <p>第9条 (略)</p>

<p>2 知事政策局長は、必要があると認めるときは、関係部課長に対し、広報広聴資料の提出を求め、又は広報広聴事務について必要な事項を指示することができる。</p>	<p>2 広報監は、必要があると認めるときは、関係部課長に対し、広報広聴資料の提出を求め、又は広報広聴事務について必要な事項を指示することができる。</p>
---	--

◎新潟県告示第364号

国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金、財政安定化基金及び標準保険料率に関する省令（平成29年厚生労働省令第111号。以下「省令」という。）第10条、第16条及び第25条並びに新潟県国民健康保険法施行条例（平成29年新潟県条例第47号。以下「条例」という。）第10条、第12条、第15条、第16条及び第19条により、次の表の左欄に掲げる係数等の令和6年度の数を、同表の右欄に掲げる数とする。

令和6年3月29日

新潟県知事 花角 英世

省令第10条の知事が定める一般納付金基礎額調整係数	1.0646452351156
省令第16条の知事が定める後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数	0.999999986848
省令第25条の知事が定める介護納付金納付金基礎額調整係数	0.999999959566
条例第10条の知事が定める医療費指数反映係数	1
条例第12条の知事が定める一般納付金所得係数	0.8592699136332
条例第15条の知事が定める一般納付金被保険者均等割指数	0.7
条例第16条の知事が定める後期高齢者支援金等納付金所得係数	0.8505894871249
条例第19条の知事が定める介護納付金納付金所得係数	0.8733110900495

◎新潟県告示第365号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、歳入の徴収事務を次のとおり委託した。

令和6年3月29日

新潟県知事 花角 英世

1 委託した事務

新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則（平成24年新潟県規則第9号）別表6の項(1)から(3)に規定する手数料の徴収に関する事務

2 受託者の氏名又は名称及び住所

社会福祉法人恩賜財団済生会支部新潟県済生会
新潟県新潟市西区寺地280番地7

3 委託の始期

令和6年3月1日

◎新潟県告示第366号

新潟県住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例別表の規定による指定（平成30年新潟県告示第338号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から実施する。

令和6年3月29日

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
-----	-----

市町村	学校	市町村	学校
(略)	(略)	(略)	(略)
上越市	<p>有田小学校 飯小学校 板倉小学校 稲田小学校 上杉小学校 浦川原小学校 大潟町小学校 大島小学校 大手町小学校 大瀧小学校 大町小学校 柿崎小学校 春日小学校 春日新田小学校 北諏訪小学校 清里小学校 黒田小学校 国府小学校 里公小学校 三郷小学校 下黒川小学校 上雲寺小学校 上下浜小学校 諏訪小学校 高志小学校 高士小学校 高田西小学校 宝田小学校 谷浜小学校 戸野目小学校 富岡小学校 豊原小学校 直江津小学校 直江津南小学校 中郷小学校 東本町小学校 美守小学校 古城小学校 保倉小学校 牧小学校 南川小学校 南本町小学校 明治小学校 安塚小学校 八千浦小学校 大和小学校 吉川小学校 和田小学校 上越教育大学附属小学校</p> <p>板倉中学校 <u>東頸中学校</u> 大潟町中学校 柿崎中学校 春日中学校 清里中学校 頸城中学校 三和中学校 城西中学校 城東中学校 城北中学校 潮陵中学校 直江津中学校 直江津東中学校 中郷中学校 名立中学校 牧中学校 八千浦中学校 雄志中学校 吉川中学校 上越教育大学附属中学校 久比岐高等学校 上越総合技術高等学校 高田高等学校 高田北城高等学校 高田商業高等学校 高田農業高等学校 高田南城高等学校 有恒高等学校 直江津中等教育学校 上越特別支援学校 高田特別支援学校 吉川高等特別支援学校</p>	<p>有田小学校 飯小学校 板倉小学校 稲田小学校 上杉小学校 浦川原小学校 大潟町小学校 大島小学校 大手町小学校 大瀧小学校 大町小学校 柿崎小学校 春日小学校 春日新田小学校 北諏訪小学校 清里小学校 黒田小学校 国府小学校 里公小学校 三郷小学校 下黒川小学校 上雲寺小学校 上下浜小学校 諏訪小学校 高志小学校 高士小学校 高田西小学校 宝田小学校 谷浜小学校 戸野目小学校 富岡小学校 豊原小学校 直江津小学校 直江津南小学校 中郷小学校 東本町小学校 美守小学校 古城小学校 保倉小学校 牧小学校 南川小学校 南本町小学校 明治小学校 安塚小学校 八千浦小学校 大和小学校 吉川小学校 和田小学校 上越教育大学附属小学校</p> <p>板倉中学校 <u>浦川原中学校</u> 大潟町中学校 <u>大島中学校</u> 柿崎中学校 春日中学校 清里中学校 頸城中学校 三和中学校 城西中学校 城東中学校 城北中学校 潮陵中学校 直江津中学校 直江津東中学校 中郷中学校 名立中学校 牧中学校 <u>安塚中学校</u> 八千浦中学校 雄志中学校 吉川中学校 上越教育大学附属中学校 久比岐高等学校 上越総合技術高等学校 高田高等学校 <u>高田高等学校</u> <u>安塚分校</u> 高田北城高等学校 高田商業高等学校 高田農業高等学校 高田南城高等学校 有恒高等学校 直江津中等教育学校 上越特別支援学校 高田特別支援学校 吉川高等特別支援学校</p>	
(略)	(略)	(略)	(略)
柏崎市	<p>荒浜小学校 大洲小学校 柏崎小学校 北鯖石小学校 北条小学校 鯨波小学校 剣野小学校 鯖石小学校 新道小学校 田尻小学校 内郷小学校 中通小学校 半田小学校 比角小学校 日吉小学校 枇杷島小学校 二田小学校 榎原小学校 米山小学</p>	<p>荒浜小学校 大洲小学校 柏崎小学校 北鯖石小学校 北条小学校 鯨波小学校 剣野小学校 鯖石小学校 新道小学校 <u>高柳小学校</u> 田尻小学校 内郷小学校 中通小学校 半田小学校 比角小学校 日吉小学校 枇杷島小学校 二田小学校 榎原小</p>	

	校 鏡が沖中学校 北条中学校 第一中学校 第二中学校 第三中学校 第五中学校 西山中学校 東中学校 松浜中学校 瑞穂中学校 南中学校 柏崎高等学校 柏崎工業高等学校 柏崎総合高等学校 柏崎常盤高等学校 新潟産業大学附属高等学校 柏崎翔洋中等教育学校 柏崎特別支援学校 はまなす特別支援学校		学校 米山小学校 鏡が沖中学校 北条中学校 第一中学校 第二中学校 第三中学校 第五中学校 西山中学校 東中学校 松浜中学校 瑞穂中学校 南中学校 柏崎高等学校 柏崎工業高等学校 柏崎総合高等学校 柏崎常盤高等学校 新潟産業大学附属高等学校 柏崎翔洋中等教育学校 柏崎特別支援学校 はまなす特別支援学校
(略)	(略)	(略)	(略)
燕市	粟生津小学校 大関小学校 小池小学校 小中川小学校 島上小学校 燕北小学校 燕西小学校 燕東小学校 燕南小学校 分水小学校 分水北小学校 吉田小学校 吉田北小学校 吉田南小学校 小池中学校 燕中学校 燕北中学校 分水中学校 吉田中学校 分水高等学校 吉田高等学校 燕中等教育学校 吉田特別支援学校	燕市	粟生津小学校 大関小学校 小池小学校 小中川小学校 島上小学校 燕北小学校 燕西小学校 燕東小学校 燕南小学校 分水小学校 分水北小学校 <u>松長小学校</u> 吉田小学校 吉田北小学校 吉田南小学校 小池中学校 燕中学校 燕北中学校 分水中学校 吉田中学校 分水高等学校 吉田高等学校 燕中等教育学校 吉田特別支援学校

◎新潟県告示第367号

新潟県売春防止対策本部設置要綱（昭和32年12月新潟県告示第1731号）は、令和6年3月31日限り廃止する。

令和6年3月29日

新潟県知事 花角 英世

◎新潟県告示第368号

新潟県売春対策推進委員設置要綱（昭和33年2月新潟県告示第192号）は、令和6年3月31日限り廃止する。

令和6年3月29日

新潟県知事 花角 英世

◎新潟県告示第369号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、新発田市に係る新発田農業振興地域（平成28年新潟県告示163号）及び聖籠町に係る聖籠農業振興地域（平成16年新潟県告示第710号）の区域を次のとおり変更する。

令和6年3月29日

新潟県知事 花角 英世

1 変更した地域の名称

- (1) 新発田農業振興地域
- (2) 聖籠農業振興地域

2 区域

- (1) 新発田市のうち、次の図面（農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）第2条第3号の平面図、以下同様）の赤色で着色した部分に該当する区域を除外した区域（図面省略）

図面は、新潟県農林水産部地域農政推進課及び新発田地域振興局農業振興部で縦覧する。

- (2) 聖籠町のうち、次の図面の赤色で着色した部分に該当する区域を除外した区域

(図面省略)

図面は、新潟県農林水産部地域農政推進課及び新発田地域振興局農業振興部で縦覧する。

3 変更年月日

令和6年3月29日

◎新潟県告示第370号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和6年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

1 農用地利用集積等促進計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
村上市	6者	大湯沢城の下899番 ほか57筆 5.1ha
関川村	2者	下関1813番 ほか5筆 1.2ha
新発田市	14者	山内中村2382番1 ほか109筆 21.6ha
阿賀野市	10者	野田老ヶ池75番1 ほか20筆 1.9ha
聖籠町	1者	蓮野杉谷内2981番1 ほか8筆 0.4ha
新潟市	29者	北区長戸呂丸池1番1 ほか367筆 33.7ha
燕市	3者	富永腰廻305番 ほか30筆 3.9ha
長岡市	20者	川崎町花子1692番 ほか108筆 14.5ha
見附市	1者	杉澤町本明4295番1 ほか2筆 0.2ha
小千谷市	2者	真人町下夕島(甲)甲218番1 ほか23筆 2.1ha
魚沼市	3者	中家欠下1291番2 ほか32筆 2.2ha
南魚沼市	1者	早川大江作646番1 ほか2筆 0.5ha
十日町市	7者	上野甲921番1 ほか19筆 3.3ha
糸魚川市	2者	堀切稲場886番 ほか9筆 0.2ha
合 計	101者	805筆 90.8ha

2 認可年月日

令和6年3月29日

◎新潟県告示第371号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項に基づき、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、するめいか及びすけとうだら日本海北部系群に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和6年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、するめいか及びすけとうだら日本海北部系群に関する令和6管理年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に掲げる知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

1 くろまぐろ（小型魚）

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
新潟県くろまぐろ（小型魚）漁業	63.756トン

2 くろまぐろ（大型魚）

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
新潟県くろまぐろ（大型魚）漁業	96.525トン

3 するめいか

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
新潟県するめいか漁業	現行水準

4 すけとうだら日本海北部系群

知事管理区分	知事管理漁獲可能量

新潟県すけとうだら漁業	現行水準
-------------	------

◎新潟県告示第372号

くろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚)、するめいか及びすけとうだら日本海北部系群に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量(令和6年3月新潟県告示第330号)の一部を令和6年3月19日に次のように変更したので、漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第5項の規定により準用する同条第4項の規定により公表する。

令和6年3月29日

新潟県知事 花角 英世

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
1	くろまぐろ(小型魚)	1	くろまぐろ(小型魚)
	知事管理区分		知事管理区分
	新潟県くろまぐろ(小型魚)漁業		新潟県くろまぐろ(小型魚)漁業
	知事管理漁獲可能量		知事管理漁獲可能量
	<u>120.056</u> トン		<u>135.056</u> トン
2	くろまぐろ(大型魚)	2	くろまぐろ(大型魚)
	知事管理区分		知事管理区分
	新潟県くろまぐろ(大型魚)漁業		新潟県くろまぐろ(大型魚)漁業
	知事管理漁獲可能量		知事管理漁獲可能量
	<u>44.028</u> トン		<u>46.628</u> トン
3~4	(略)	3~4	(略)

◎新潟県告示第373号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和6年3月29日

新潟県知事 花角 英世

1 保安林の所在場所

新潟県上越市安塚区高沢字齋木田1868、1868の子、1869、1870、1871の1から1871の3まで、1872から1875まで、1875の子、1876、1877、1879、1882、1883、字小切山2060、2062の1、2062の2、2062の丑、2062の寅、2067の1から2067の3まで、2068

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第374号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第3項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、次の土地改良事業計画を適当と決定したので令和6年4月1日から令和6年4月26日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年3月29日

新潟県新発田地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文

阿賀野市 小見 果ほか 105 名	上ノ山・浦田	区画整理	新規	土地改良事業 計画書の写し 規約の写し	阿賀野市役所	第95条
----------------------	--------	------	----	---------------------------	--------	------

1 異議の申出について

この土地改良事業計画の適当決定について異議がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

2 土地改良事業計画の適当決定に対する取消しの訴えについて

(1) この土地改良事業計画の適当決定については、上記1の異議の申出のほか、この土地改良事業計画の適当決定があったことを知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の異議の申出をした場合には、土地改良事業計画の適当決定に対する取消しの訴えは、その異議の申出に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（異議の申出をした場合には(2)）の期間や異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の適当決定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第375号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する第18条第17項の規定により、佐渡市の佐渡土地改良区連合から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

令和6年3月29日

新潟県佐渡地域振興局長

1 就任

理事	佐渡市新穂青木684	川上 治 (理事長)
〃	〃 秋津925	伊藤 久雄
〃	〃 千種乙446-1	本間 清一
〃	〃 水渡田281	市野 春夫
〃	〃 畑野甲722-3	渡邊 敏夫
〃	〃 大倉谷640	山本 雅和
〃	〃 西三川1092	林田 広幸
〃	〃 羽茂滝平163	駒形 利一郎
〃	〃 羽茂本郷1176	北島 敬司
〃	〃 下新穂131-3	森田 義人
監事	〃 貝塚533-1	藤井 正明
〃	〃 羽茂大橋2210	本間 隆

就任年月日 令和6年3月7日

2 退任

理事	佐渡市畑野甲722-3	渡邊 敏夫 (理事長)
〃	〃 秋津925	伊藤 久雄
〃	〃 千種乙446-1	本間 清一
〃	〃 新穂青木684	川上 治
〃	〃 大倉谷640	山本 雅和
〃	〃 西三川1092	林田 広幸
〃	〃 羽茂滝平163	駒形 利一郎
〃	〃 羽茂本郷1176	北島 敬司
〃	〃 下新穂131-3	森田 義人
監事	〃 畷田94	河原 森久

〃 〃 羽茂飯岡225-1 風間 敏幸
 退任年月日 令和6年3月6日

◎新潟県告示第376号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
 令和6年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

1 調査を行った者の名称及び地域

調査を行った者の名称	成果の名称及び地域
聖籠町	聖籠町の地籍図及び地籍簿 大字網代浜等2単位区域
関川村	関川村の地籍図及び地籍簿 大字上川口等3単位区域
田上町	田上町の地籍図及び地籍簿 大字吉田新田の一部

2 認証年月日

令和6年3月15日

◎新潟県告示第377号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、令和5年度地籍調査事業計画（令和5年11月17日告示第1198号）を次のとおり変更する。

令和6年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

調査を行う者の名称	調査区域	調査期間
柏崎市	柏崎市の第1計画区・第2-1計画区及び第2-2計画区	令和6年3月31日まで
新発田市	新発田市の第6計画区及び第7計画区	〃
小千谷市	小千谷市の第32計画区・第33計画区及び第35計画区	令和7年3月31日まで
十日町市	十日町市の松之山第1計画区・松之山第2計画区・八箇第1計画区・八箇第2計画区・松代第3計画区及び松代第4計画区	令和6年3月31日まで
見附市	見附市の第9-2計画区及び第10計画区	〃
村上市	村上市の朝日第36計画区及び神林第35計画区	〃
燕市	燕市の第44-2計画区及び第46計画区	〃
糸魚川市	糸魚川市の第28計画区	〃

妙高市	妙高市の第1-2計画区	〃
阿賀野市	阿賀野市の第41計画区・第42計画区・第43計画区及び第44計画区	〃
佐渡市	佐渡市の第60計画区及び第61計画区	〃
魚沼市	魚沼市の虫野再調査計画区その1・虫野再調査計画区その2・第17-1計画区及び第58-1計画区	〃
南魚沼市	南魚沼市の第12-2計画区・第12-3計画区及び第13計画区	〃
弥彦村	弥彦村の第43計画区・第44計画区及び第45計画区	〃
阿賀町	阿賀町の第11計画区及び第12計画区	〃
出雲崎町	出雲崎町の第7計画区・第8計画区及び第9-2計画区	〃
湯沢町	湯沢町の第2020-2計画区・2020-3計画区及び2020-4計画区	令和7年3月31日まで
刈羽村	刈羽村の第16-4計画区・第16-5計画区・第17-1計画区・第17-2計画区・第17-3計画区及び第18-1計画区	〃
関川村	関川村の第23-1計画区及び第23-2計画区	令和6年3月31日まで
湯之谷地域森林組合	魚沼市の湯森林第1-1計画区・湯森林第2-1計画区・湯森林第2-2計画区・湯森林第3-1計画区・湯森林第3-2-1計画区及び湯森林第3-2-2計画区	〃

◎新潟県告示第378号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県柏崎地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（県営ため池等整備事業中鱒石地区 排水路設計に関する測量）
- 2 作業期間 令和5年6月30日から令和6年2月15日まで
- 3 作業地域 新潟県柏崎市加納 地内

◎新潟県告示第379号

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により定めた新潟県土地利用計画（平成29年3月新潟県告示第387号）を次のとおり変更する。

なお、変更後の土地利用基本計画図は、新潟県土木部用地・土地利用課及び関係市町村において縦覧に供する。

令和6年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県土地利用基本計画図の変更

農業地域について次の区域を縮小する。

区域	面積（ヘクタール）
新発田市の一部	33
聖籠町の一部	12

◎新潟県告示第380号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所用地・行政課において縦覧に供する。

令和6年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中ノ沢内川線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
東蒲原郡阿賀町五十沢字後山2804番2から	新	13.3～83.5メートル	496.2メートル
同郡同町五十沢字後山2978番1まで	旧	5.3～50.4メートル	513.6メートル

◎新潟県告示第381号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項及び第3項により、次の河川の洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めた。

その関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び各河川を所管する地域振興局に備え置き、閲覧に供する。

令和6年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 洪水浸水想定区域を定める河川
信濃川水系
貝喰川
才川
- 2 指定年月日
令和6年3月29日

◎新潟県告示第382号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、関係図書は、新潟県土木部都市局都市政策課、新潟県新潟地域振興局地域整備部、新潟県新潟地域振興局新津地域整備部及び新潟県新発田地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

令和6年3月29日

新 潟 県

代表者 新潟県知事 花 角 英 世

都市計画の種類

新潟都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

◎新潟県告示第383号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、関係図書は、新潟県土木部都市局都市政策課、新潟県新潟地域振興局地域整備部、新潟県新潟地域振興局新津地域整備部及び新潟県新発田地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

令和6年3月29日

新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

都市計画の種類

新潟都市計画区域区分

◎新潟県告示第384号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和6年3月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 施行者の名称
新潟市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 新潟都市計画下水道事業
 - (2) 名称 新潟市東部公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和52年4月15日から令和13年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
平成20年新潟県告示第611号の事業地のうち新潟市江南区横越字下郷地内において事業地を変更する。
 - (2) 使用の部分
変更なし

◎新潟県告示第385号

新潟県指定金融機関等事務取扱規程（昭和57年3月新潟県告示第1006号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から実施する。

令和6年3月29日

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
(証紙の常備) 第40条 証紙取扱店は、売りさばきに支障のないように証紙を常備しておかなければならない。	(証紙の常備) 第40条 証紙取扱店は、売りさばきに支障のないように証紙の <u>全券種</u> を常備しておかなければならない。

公 告

新潟県公立学校情報機器共同調達に向けた会議運営等支援業務プロポーザルの実施について（公告）

新潟県公立学校情報機器共同調達に向けた会議運営等支援業務受託事業者を特定するため、プロポーザルを実施することとし、次のとおり希望する者の参加を招請する。

令和6年3月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 業務の名称
新潟県公立学校情報機器共同調達に向けた会議運営支援業務（以下「本件業務」という。）

2 プロポーザルの内容

新潟県公立学校情報機器共同調達に向けた会議運営支援業務プロポーザル(以下「本プロポーザル」という。)の実施等内容については、新潟県公立学校情報機器共同調達に向けた会議運営支援業務プロポーザル実施要領(以下「プロポーザル実施要領」という。)に定めるところによる。

3 プロポーザル実施要領を交付する期間及び場所並びに本プロポーザルに関する質問等

- (1) 交付期間 令和6年3月29日(金)から同年4月10日(水)まで(新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前8時30分から午後5時15分
- (2) 交付場所 新潟県教育庁義務教育課指導第1係(新潟県新潟市中央区新光町4番地1)
- (3) 交付方法 1者について1部を無料で交付する。なお、郵送、ファクシミリ装置を用いた送信等による交付は行わない。
- (4) 質問書の提出 プロポーザル実施要領による。
- (5) その他 必要な様式については、新潟県ホームページからダウンロードすること。
<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/gimukyoiku/giga2nd.html>

4 本プロポーザルに参加する者に求める資格

本プロポーザルに参加することができる者は、一の個人または法人であつて、次に掲げる条件をすべて満たす者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。)であること。
- (3) 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税の未納がない者であること。
- (6) 本業務の特性上、ヒアリングや打合せ等の対面作業が頻繁に発生する場合が想定されるため、つては必要に応じて速やかに対応が可能となることが求められる観点から、作業従事者は新潟県内に本社(本店)または事務所を有し、常駐可能な者であること。
- (7) プロポーザル実施要領の交付を受けている者であること。

5 参加表明・提案書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に定めるところにより書類を提出して、参加を表明すること。

- (1) 提出書類 プロポーザル実施要領による。
- (2) 提出期限
 - ア 参加申込書 令和6年3月29日(金)から同年4月11日(木)まで(新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、11日(木)は午前8時30分から午後3時までとする。
 - イ 質問書 令和6年3月29日(金)から同年4月4日(木)まで(新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、4日(木)は午前8時30分から午後3時までとする。
 - ウ 提案書等 令和6年4月16日(火)から同年4月26日(金)まで(新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、26日(金)は午前8時30分から午後3時までとする。
- (3) 提出方法 (2)ア及びイは、持参、郵送又は電子メールによる。ただし、郵送により提出する場合は、配達証明付きの書留郵便(封筒の表に「プロポーザル参加申込(質問)書在中」と朱書きすること。)
(2)ウは、持参又は郵送による。ただし、郵送により提出する場合は、配達証明付きの書留郵便(封筒の表に「企画提案書等在中」と朱書きすること。)
- (4) 提出場所 プロポーザル実施要領による。
- (5) 提出部数 プロポーザル実施要領による。

- (6) その他 書類の作成にあたって使用する言語、通貨及び単位は日本語（本プロポーザル参加者の商号又は名称、製品の商標又は名称、その他情報通信技術等に関する用語若しくは呼称であって、一般的に使用されているものを除く。）、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

6 審査等

- (1) 提出された書類は、新潟県公立学校情報機器共同調達に向けた会議運営支援業務プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）が審査を行う。

- (2) 次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。

ア 本公告及びプロポーザル実施要領に適合しない書類を作成し、提出した者

イ 提出する書類に記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、又は虚偽の記載をし、これを提出した者

- (3) 説明会の実施

審査委員会が必要と認めるときは、説明会を実施することがある。ただし、審査委員会が、本プロポーザルに参加を表明した者が多数であると認める場合は、提出された書類による第一次審査を行い、あらかじめ説明を求める者を選定した上で説明会を行う。この場合において参加を表明したすべての者に第一次審査の結果を書面で通知する。

- (4) 審査及び結果の通知

審査委員会が、提出された書類及び説明の結果（説明会を実施した場合に限る。）に基づき審査を行い、最も優れた提案を行った者（以下「最優秀提案者」という）と次点の者を特定する。

審査結果は、参加を表明したすべての者に書面で通知する。

7 契約の締結

- (1) 契約締結の交渉

県は、最優秀提案者と本件業務委託について契約締結の交渉を行う。

ただし、最優秀提案者が、地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。この場合は、次点の者と契約締結の交渉を行う。

- (2) 履行期間

契約締結の日（令和6年5月中旬を予定）から令和7年3月31日まで

8 その他

- (1) 提案書の作成、説明会等に要する経費及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

- (2) 提出された書類は、書類の審査に使用する場合を除き、提出者に無断で使用しないものとする。

- (3) 提出された書類の審査を行う際、必要な範囲において参加を表明した者に通知することなく複製を作成することがある。

- (4) 提出された書類は、返還しない。

- (5) 申込書の提出後に申込みを辞退する場合は、「別紙様式5 参加申込辞退書」を提出すること。

- (6) 失格事項

次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。

ア 本公告及びプロポーザル実施要領に適合しない書類を作成し、提出した者

イ 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、または書類に虚偽の記載をし、これを提出した者

ウ 期限後に提案書を提出した者

新潟県病院局管理規程第1号

新潟県病院事業管理者が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

新潟県病院事業管理者 山崎 理

新潟県病院事業管理者が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院事業管理者が保有する行政文書の公開等に関する規程（平成14年新潟県病院局管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（電磁的記録の公開の方法）</p> <p>第5条 条例第14条第2項の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。</p> <p>(1) <u>音声又は映像が記録された電磁的記録</u> 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）に複写したものの交付</p> <p>(2) （略）</p> <p>2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴又は電磁的記録媒体に複写したものの交付が容易であるときは、当該再生したものの閲覧若しくは視聴又は当該複写したものの交付により公開を行うことができる。</p> <p>3 （略）</p>	<p style="text-align: center;">（電磁的記録の公開の方法）</p> <p>第5条 条例第14条第2項の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。</p> <p>(1) <u>録音テープ又はビデオテープ</u> 当該録音テープ若しくはビデオテープを専用機器により再生したものの視聴又は録音カセットテープ若しくはビデオカセットテープに複写したものの交付</p> <p>(2) （略）</p> <p>2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴又は磁気ディスク等に複写したものの交付が容易であるときは、当該再生したものの閲覧若しくは視聴又は当該複写したものの交付により公開を行うことができる。</p> <p>3 （略）</p>

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

企業局管理規程

新潟県企業局管理規程第2号

新潟県企業管理者が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

新潟県企業管理者 権 澤 尚

新潟県企業管理者が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程

新潟県企業管理者が保有する行政文書の公開等に関する規程（平成14年新潟県企業局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（電磁的記録の公開の方法）</p> <p>第5条 条例第14条第2項の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。</p> <p>(1) <u>音声又は映像が記録された電磁的記録</u> 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又は<u>電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）</u>に複写したものの交付</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴又は<u>電磁的記録媒体</u>に複写したものの交付が容易であるときは、当該再生したものの閲覧若しくは視聴又は当該複写したものの交付により公開を行うことができる。</p> <p>3 (略)</p>	<p style="text-align: center;">（電磁的記録の公開の方法）</p> <p>第5条 条例第14条第2項の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。</p> <p>(1) <u>録音テープ又はビデオテープ</u> 当該録音テープ若しくはビデオテープを専用機器により再生したものの視聴又は<u>録音カセットテープ若しくはビデオカセットテープ</u>に複写したものの交付</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴又は<u>磁気ディスク等</u>に複写したものの交付が容易であるときは、当該再生したものの閲覧若しくは視聴又は当該複写したものの交付により公開を行うことができる。</p> <p>3 (略)</p>

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

新潟県企業局管理規程第3号

新潟県企業局企業職員勤務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

新潟県企業管理者 樺澤 尚

新潟県企業局企業職員勤務規程の一部を改正する規程

第1条 新潟県企業局企業職員勤務規程(平成7年新潟県企業局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(休憩時間の特例)</p> <p>第8条の2 <u>第7条に定めるもののほか、企業局長は、業務上緊急かつやむを得ないと認めるときは、臨時に休憩時間を変更することができる。</u></p> <p>第21条 <u>職員(育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員及び育児休業条例第2条第1号から第4号までに掲げる職員を除く。)</u>は、<u>不妊治療を受ける場合において1年(分割する場合は12月)を超えない範囲内で必要と認められる期間、休業をすることができる。</u></p>	<p>(休憩時間の特例)</p> <p>第8条の2 <u>企業局長は、第7条第2項第1号の職員に子育て、介護、通勤等に関する特別の事情があると認めるときは、当該職員の休憩時間の割振りを正午から午後零時45分までとすることができる。この場合における勤務時間の割振りは、午前8時30分から正午まで及び午後零時45分から午後5時15分までとする。</u></p> <p><u>2 前項に定めるもののほか、企業局長は、業務上緊急かつやむを得ないと認めるときは、臨時に休憩時間を変更することができる。</u></p> <p>第21条 <u>削除</u></p>

第2条 新潟県企業局企業職員勤務規程の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号を削り、同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(部分休業)</p> <p>第22条 <u>企業局長は、職員(次に掲げる職員を除く。)</u>が請求した場合において、事業の運営に支障がないと認めるときは、当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部について勤務しないこと(以下この条において「部分休業」という。)を承認することができる。</p> <p><u>(1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員</u></p> <p><u>(2) 1週間の勤務日数が3日に満たない、又は1年間の勤務日数が121日に満たない非常勤職員及び1日の勤務時間が6時間20分に満たない非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)</u></p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(部分休業)</p> <p>第22条 <u>企業局長は、職員(次に掲げる職員を除く。)</u>が請求した場合において、事業の運営に支障がないと認めるときは、当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部について勤務しないこと(以下この条において「部分休業」という。)を承認することができる。</p> <p><u>(1) 非常勤職員</u></p> <p><u>(2) 部分休業により養育しようとする子について、配偶者が地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。第3項において「育児休業法」という。)その他の法律により育児休業をしている職員</u></p> <p><u>(3) 前号に掲げる職員のほか、部分休業をしようとする時間において、部分休業により養育しようとする子を職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員</u></p> <p>2・3 (略)</p>

附 則

この規程は、公布の日から施行し、第2条の規定による改正後の新潟県企業局企業職員勤務規程第22条の規定は、令和6年1月1日から適用する。

企業局訓令

◎新潟県企業局訓令第1号

局 本 庁
事 業 所

新潟県企業局事務決裁規程（昭和36年6月新潟県企業局訓令第3号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から実施する。

令和6年3月29日

新潟県企業管理者 権 澤 尚

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第4（第13条の2関係） 事業所長共通専決事項 (1)・(2)（略） (3) <u>一般的な事項について国、都道府県その他の公共団体又は他の者に対し、通知、督促、申請、届出、照会、依頼及び報告をすること。</u></p>	<p>別表第4（第13条の2関係） 事業所長共通専決事項 (1)・(2)（略）</p>

議 会 規 程

新潟県議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程をここに公布する。

令和6年3月29日

新潟県議会議長 楡井辰雄

新潟県議会規程第1号

新潟県議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、新潟県議会会議規則(昭和26年4月1日新潟県議会規則第1号。以下「会議規則」という。)に規定する通知、作成、保存等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程で使用する用語は、会議規則において使用する用語の例による。

2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 電子署名 次に掲げるものをいう。

ア 電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名

イ 政府認証基盤(行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。)の官職証明書に基づく電子署名

ウ 地方公共団体組織認証基盤(行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。)の職責証明書に基づく電子署名

(2) 電子証明書 議会又は議長若しくは委員長(以下「議会等」という。)に対して通知を行う者又は議会等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録(議会等の使用に係る電子計算機(会議規則第129条の2第1項に規定する電子計算機をいう。以下同じ。)において識別できるものに限る。)であって、次に掲げるものをいう。

ア 商業登記法(昭和38年法律第125号)第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が作成したもの

イ 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成したもの

ウ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第3条第1項に規定する署名用電子証明書

エ その他議長が定めるもの

(議会等に対する通知に係る電子情報処理組織)

第3条 会議規則第163条の2第1項に規定する議長が定める電子情報処理組織(同項に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。)は、議会等の使用に係る電子計算機と、議会等に対して通知を行う者の使用に係る電子計算機であって議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による議会等に対する通知)

第4条 会議規則第163条の2第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により議会等に対して通知を行う者は、議長の定めるところにより、議長の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該通知を文書等(同項に規定する文書等をいう。第6条及び第11条第2号において同じ。)により行うときに記載すべきこととされている事項を、議会等に対して通知をする者の使用に係る電子計算機から入力して、通知を行わなければならない。

2 前項の規定により通知を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。ただし、議長の指定する方法により当該通知を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

(議会等からの通知に係る電子情報処理組織)

第5条 会議規則第163条の2第2項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、議会等が行う通知を受ける者の使用に係る電子計算機であって議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による議会等からの通知)

第6条 議会等は、会議規則第163条の2第2項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により通知を行うときは、議長の定めるところにより、当該通知を文書等により行うときに記載すべきこととされている事項を議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

(議会等からの通知を受ける旨の表示の方式)

第7条 会議規則第163条の2第2項ただし書に規定する議長が定める方式は、次に掲げるいずれかの方式とする。

- (1) 第5条の電子情報処理組織を使用して行う識別符号の入力
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により通知を受けることを希望する旨の議長の定めるところによる届出(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第8条 会議規則第163条の2第4項に規定する議長が定める方法は、同項の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

(配付に係る電子情報処理組織)

第9条 会議規則第163条の2第4項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、議会等が行う通知を受ける者の使用に係る電子計算機であって議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第10条 会議規則第163条の2第5項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものは、電子署名(議会等に対して行われる通知に係るものにあつては、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。)又は第4条第2項ただし書に規定する措置とする。

(通知のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第11条 会議規則第163条の2第6項に規定する議長が定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると議長が認める場合
- (2) 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがあると議長が認める場合
(電磁的記録による作成等)

第12条 議会等は、会議規則第163条の3第1項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

(準用)

第13条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第118条第6項(同法第127条第3項の規定により準用される場合を含む。)、第123条第4項及び第137条の規定による通知を同法第138条の2第2項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行う場合については、第5条から第11条までの規定を準用する。

2 会議規則に規定する通知、作成、保存等(会議規則第163条の2及び第163条の3の規定の適用を受けるものを除く。)を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、会議規則に特段の定めのある場合を除くほか、会議規則第163条の2及び第163条の3の規定並びにこの規程の規定の例による。

(委任)

第14条 この規程に定めるもののほか、議会等に係る通知、作成、保存等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

新潟県議会 I C カード管理規程をここに公布する。

令和6年3月29日

新潟県議会議長 楡井辰雄

新潟県議会規程第2号

新潟県議会 I C カード管理規程

(趣旨)

第1条 新潟県議会における電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名をいう。以下同じ。)を行うための I C カード(以下「カード」という。)の管理及び使用については、別に定めるものを除くほか、この規程の定めるところによる。

(カードの種類)

第2条 カードの種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 議長の電子署名を行うためのもの
 - (2) 議会事務局の課長の電子署名を行うためのもの
- 2 前項に掲げるもののほか、必要なカードを置くことができる。

(カードの管理)

第3条 カードの管理に関する事務及びその事務を総括する者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) カードの管守 法務文書課長
 - (2) カードの発行、再発行、更新及び失効 ICT推進課長
- 2 カードの管守は、次の表の左欄に掲げるカードについてそれぞれ同表の右欄に掲げる者(以下「管理者」という。)が行うものとする。

議長の電子署名を行うためのカード	議会事務局の課長
議会事務局の課長の電子署名を行うためのカード	当該議会事務局の課長
その他の電子署名を行うためのカード	当該電子署名を行うためのカードを管理する職にある者

(カードの発行等)

第4条 管理者は、カードの発行、再発行又は更新を受けようとするときは、ICT推進課長に申請するものとする。

(カードの失効)

第5条 管理者は、カードを失効させようとするときは、ICT推進課長に申請しなければならない。

(カードの事故に関する報告)

第6条 管理者は、カードの紛失、損傷、不正使用その他の電子署名が危険にさらされる疑いが生じたときは、速やかに法務文書課長及びICT推進課長に届け出なければならない。

- 2 前項の場合において、管理者は、前条の規定によりカードの失効を申請しなければならない。

(管守の方法)

第7条 管理者は、あらかじめ職員のうちから、カードの管守を担当する職員を定めておかななければならない。

- 2 カードは、錠をつけた容器に納めて管守しなければならない。
- 3 P I N(カードを使用する際の暗証番号をいう。)は、カードとは別に管守しなければならない。
- 4 カードは、特に管理者の承認を受けた場合のほか、管守場所以外に持ち出すことができない。

(カードの使用)

第8条 カードは、公文書以外に使用することができない。

- 2 カードを使用するときは、カードの管守を担当する職員の審査を受けなければならない。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

議会が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年3月29日

新潟県議会議長 楡井辰雄

新潟県議会規程第3号

議会が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程

議会が保有する行政文書の公開等に関する規程（平成14年新潟県議会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（電磁的記録の公開の方法）</p> <p>第5条 条例第14条第2項の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。</p> <p>(1) 音声又は映像が記録された電磁的記録 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）に複写したものの交付</p> <p>(2) （略）</p> <p>2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴又は電磁的記録媒体に複写したものの交付が容易であるときは、当該再生したものの閲覧若しくは視聴又は当該複写したものの交付により公開を行うことができる。</p>	<p style="text-align: center;">（電磁的記録の公開の方法）</p> <p>第5条 条例第14条第2項の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。</p> <p>(1) <u>録音テープ又はビデオテープ</u> 当該録音テープ若しくはビデオテープを専用機器により再生したものの視聴又は録音カセットテープ若しくはビデオカセットテープに複写したものの交付</p> <p>(2) （略）</p> <p>2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴又は磁気ディスク等に複写したものの交付が容易であるときは、当該再生したものの閲覧若しくは視聴又は当該複写したものの交付により公開を行うことができる。</p>

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

選挙管理委員会規程

新潟県選挙管理委員会規程第5号

新潟県選挙管理委員会が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年3月29日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

新潟県選挙管理委員会が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程

新潟県選挙管理委員会が保有する行政文書の公開等に関する規程（平成14年新潟県選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（電磁的記録の公開の方法）</p> <p>第5条 条例第14条第2項の委員会が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。</p> <p>(1) <u>音声又は映像が記録された電磁的記録</u> 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）に複写したものの交付</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴又は電磁的記録媒体に複写したものの交付が容易であるときは、当該再生したものの閲覧若しくは視聴又は当該複写したものの交付により公開を行うことができる。</p> <p>3 (略)</p>	<p style="text-align: center;">（電磁的記録の公開の方法）</p> <p>第5条 条例第14条第2項の委員会が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。</p> <p>(1) <u>録音テープ又はビデオテープ</u> 当該録音テープ若しくはビデオテープを専用機器により再生したものの視聴又は録音カセットテープ若しくはビデオカセットテープに複写したものの交付</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴又は磁気ディスク等に複写したものの交付が容易であるときは、当該再生したものの閲覧若しくは視聴又は当該複写したものの交付により公開を行うことができる。</p> <p>3 (略)</p>

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

新潟県選挙管理委員会規程第6号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後			改正前		
別表第1（病院）			別表第1（病院）		
市区町村名	病院の名称	所在地	市区町村名	病院の名称	所在地
(略)			(略)		
燕市	(略)	(略)	燕市	(略) <u>新潟県立燕労災病院</u>	(略) <u>燕市佐渡633番地</u>
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

新潟県人事委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第2-121号

新潟県人事委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則

新潟県人事委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則（平成14年新潟県人事委員会規則第2-80号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(電磁的記録の公開の方法)</p> <p>第5条 条例第14条第2項の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。</p> <p>(1) <u>音声又は映像が記録された電磁的記録</u> 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）に複写したものの交付</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴又は電磁的記録媒体に複写したものの交付が容易であるときは、当該再生したものの閲覧若しくは視聴又は当該複写したものの交付により公開を行うことができる。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(電磁的記録の公開の方法)</p> <p>第5条 条例第14条第2項の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。</p> <p>(1) <u>録音テープ又はビデオテープ</u> 当該録音テープ若しくはビデオテープを専用機器により再生したものの視聴又は録音カセットテープ若しくはビデオカセットテープに複写したものの交付</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴又は磁気ディスク等に複写したものの交付が容易であるときは、当該再生したものの閲覧若しくは視聴又は当該複写したものの交付により公開を行うことができる。</p> <p>3 (略)</p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6-1912号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則(規則第6-224号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当に係る在職期間)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 育児休業法第2条の規定により育児休業(次に掲げる育児休業を除く。)をしている職員並びに第2条第8号、第10号及び第11号に掲げる職員として在職した期間については、その2分の1の期間</p> <p>ア 当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が<u>3箇月</u>以下である育児休業</p> <p>イ 当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が<u>3箇月</u>を超える育児休業のうち、次に掲げる育児休業</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>(8) 育児休業法第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員(当該育児短時間勤務の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が<u>3箇月</u>以下である職員を除く。)又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率(育児休業条例第15条又は第16条の規定により読み替えられた一般職員給与条例第7条第1項又は市町村立学校職員給与条例第6条第1項に規定する算出率をいう。第12条第2項第5号において同じ。)を乗じて得た期間を控除して得た期間の2分の1の期間</p> <p>3 (略)</p>	<p>(期末手当に係る在職期間)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 育児休業法第2条の規定により育児休業(次に掲げる育児休業を除く。)をしている職員並びに第2条第8号、第10号及び第11号に掲げる職員として在職した期間については、その2分の1の期間</p> <p>ア 当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が<u>2箇月</u>以下である育児休業</p> <p>イ 当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が<u>2箇月</u>を超える育児休業のうち、次に掲げる育児休業</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>(8) 育児休業法第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員(当該育児短時間勤務の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が<u>2箇月</u>以下である職員を除く。)又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率(育児休業条例第15条又は第16条の規定により読み替えられた一般職員給与条例第7条第1項又は市町村立学校職員給与条例第6条第1項に規定する算出率をいう。第12条第2項第5号において同じ。)を乗じて得た期間を控除して得た期間の2分の1の期間</p> <p>3 (略)</p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

その旨を任命権者又は県教育委員会に届け出なければならない。

(休業の手續)

第26条 休業の手續は、前2条に定めるほか、任命権者又は県教育委員会の定めるところによらなければならない。

第26条 削除

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

監査委員訓令

◎新潟県監査委員訓令第1号

新潟県監査委員事務局

新潟県監査委員事務局組織規程（平成18年3月新潟県監査委員訓令第2号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から実施する。

令和6年3月29日

新潟県代表監査委員 八木 浩 幸

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、新潟県監査委員条例（昭和39年新潟県条例第2号）<u>第8条</u>の規定に基づき、監査委員事務局（以下「事務局」という。）の組織、所掌事務、職員の職等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、新潟県監査委員条例（昭和39年新潟県条例第2号）<u>第9条</u>の規定に基づき、監査委員事務局（以下「事務局」という。）の組織、所掌事務、職員の職等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>

◎新潟県監査委員訓令第2号

新潟県監査委員事務局

新潟県監査委員公印規程（平成11年3月新潟県監査委員訓令第3号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から実施する。

令和6年3月29日

新潟県代表監査委員 八木 浩 幸

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、新潟県監査委員条例（昭和39年新潟県条例第2号）<u>第8条</u>の規定に基づき、監査委員における公印の制式、管理及び使用について定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、新潟県監査委員条例（昭和39年新潟県条例第2号）<u>第9条</u>の規定に基づき、監査委員における公印の制式、管理及び使用について定めるものとする。</p>

◎新潟県監査委員訓令第3号

新潟県監査委員事務局

新潟県監査委員事務局事務決裁規程（平成18年3月新潟県監査委員訓令第4号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から実施する。

令和6年3月29日

新潟県代表監査委員 八木 浩幸

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（事務局長の専決事項）</p> <p>第3条 事務局長（以下「局長」という。）の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 局長の休暇、地方公務員の育児休業等に関する法律の部分休業、修学部分休業、高齢者部分休業、<u>職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成7年人事委員会規則第8－55号）第24条第1項に規定する事由による休業及び職務専念義務の免除（以下「休暇等」という。）並びに次長の5日以上</u>の休暇等（<u>同規則第15条第1項第13号に掲げる場合における休暇（以下「夏季休暇」という。）を除き、研修及び兼職の場合にあつては、4日以内のものを含む。</u>）の承認等を行うこと。</p> <p>(11)～(15) (略)</p>	<p>（事務局長の専決事項）</p> <p>第3条 事務局長（以下「局長」という。）の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 局長の休暇、地方公務員の育児休業等に関する法律の部分休業、修学部分休業、高齢者部分休業及び職務専念義務の免除（以下「休暇等」という。）並びに次長の5日以上<u>の休暇等（職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成7年新潟県人事委員会規則第8－55号）第15条第1項第13号に掲げる場合における休暇（以下「夏季休暇」という。）を除き、研修及び兼職の場合にあつては、4日以内のものを含む。）</u>の承認等を行うこと。</p> <p>(11)～(15) (略)</p>

監査委員告示

◎新潟県監査委員告示第1号

新潟県監査委員が保有する行政文書の公開等に関する規程（平成14年3月新潟県監査委員告示第1号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から実施する。

令和6年3月29日

新潟県代表監査委員 八木 浩幸

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（電磁的記録の公開の方法）</p> <p>第5条 条例第14条第2項の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。</p> <p>(1) <u>音声又は映像が記録された電磁的記録</u> 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）に複写したものの交付</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴又は電磁的記録媒体に複写したものの交付が</p>	<p>（電磁的記録の公開の方法）</p> <p>第5条 条例第14条第2項の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。</p> <p>(1) <u>録音テープ又はビデオテープ</u> 当該録音テープ若しくはビデオテープを専用機器により再生したものの視聴又は録音カセットテープ若しくはビデオカセットテープに複写したものの交付</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴又は磁気ディスク等に複写したものの交付が</p>

容易であるときは、当該再生したものの閲覧若しくは視聴又は当該複製したものの交付により公開を行うことができる。 3 (略)	容易であるときは、当該再生したものの閲覧若しくは視聴又は当該複製したものの交付により公開を行うことができる。 3 (略)
---	---

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

教育委員会訓令

◎新潟県教育委員会訓令第1号

教育庁本庁
出先機関
教育機関

新潟県教育委員会職員服務規程（昭和36年3月新潟県教育長訓令第1号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から実施する。

令和6年3月29日

新潟県教育委員会
教育長 佐野 哲郎

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）に対応する同表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。）に改める。

改正後	改正前
<p>第10条 (略)</p> <p>(出生サポート休業)</p> <p><u>第10条の2</u> 職員は、勤務時間規則第24条第1項に規定する事由による休業をしようとし、又はその期間を延長しようとするときは、総務事務システムにより、承認権者の承認を得なければならない。</p> <p>(育児休業等)</p> <p>第10条の3 (略)</p> <p>第6号様式の2 (第10条の3関係) (略) 育児休業承認請求書 (略)</p> <p>第6号様式の3 (第10条の3関係) 部分休業承認請求書 (略)</p> <p>第6号様式の4 (第10条の3関係) (略) 養育状況変更届 (略)</p> <p>第6号様式の5 (第10条の3関係) 育児短時間勤務計画書 (略)</p> <p>第6号様式の6 (第10条の3関係) (略) 育児短時間勤務承認請求書 (略)</p> <p>第6号様式の7 (第10条の3関係)</p>	<p>第10条 (略)</p> <p>(休業等)</p> <p><u>第10条の2</u> (略)</p> <p>第6号様式の2 (第10条の2関係) (略) 育児休業承認請求書 (略)</p> <p>第6号様式の3 (第10条の2関係) 部分休業承認請求書 (略)</p> <p>第6号様式の4 (第10条の2関係) (略) 養育状況変更届 (略)</p> <p>第6号様式の5 (第10条の2関係) 育児短時間勤務計画書 (略)</p> <p>第6号様式の6 (第10条の2関係) (略) 育児短時間勤務承認請求書 (略)</p> <p>第6号様式の7 (第10条の2関係)</p>

修学部分休業承認申請書 (略)	修学部分休業承認申請書 (略)
第6号様式の8 (第10条の3関係) 修学状況変更届 (略)	第6号様式の8 (第10条の2関係) 修学状況変更届 (略)
第6号様式の9 (第10条の3関係) (略) 自己啓発等休業承認申請書 (略)	第6号様式の9 (第10条の2関係) (略) 自己啓発等休業承認申請書 (略)
第6号様式の10 (第10条の3関係) (略) 自己啓発等休業状況報告書 (略)	第6号様式の10 (第10条の2関係) (略) 自己啓発等休業状況報告書 (略)
第6号様式の11 (第10条の3関係) (略) 配偶者同行休業承認申請書 (略)	第6号様式の11 (第10条の2関係) (略) 配偶者同行休業承認申請書 (略)
第6号様式の12 (第10条の3関係) (略) 配偶者同行休業状況変更届 (略)	第6号様式の12 (第10条の2関係) (略) 配偶者同行休業状況変更届 (略)
第6号様式の13 (第10条の3関係) (略) 高齢者部分休業承認申請書 (略)	第6号様式の13 (第10条の2関係) (略) 高齢者部分休業承認申請書 (略)
第6号様式の14 (第10条の3関係) (略) 高齢者部分休業の休業時間延長承認申請書 (略)	第6号様式の14 (第10条の2関係) (略) 高齢者部分休業の休業時間延長承認申請書 (略)

◎新潟県教育委員会訓令第2号

県立学校

新潟県立学校職員服務規程（平成24年8月新潟県教育委員会訓令第10号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から実施する。

令和6年3月29日

新潟県教育委員会

教育長 佐野 哲郎

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）に対応する同表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
(出生サポート休業)	
<u>第13条 職員は、勤務時間規則第24条第1項に規定する事由による休業をしようとし、又はその期間を延長しようとするときは、総務事務システムにより、承認権者の承認を得なければならない。</u>	
(育児休業等)	(休業等)
<u>第13条の2</u> (略)	<u>第13条</u> (略)
第11号様式 (第13条の2 関係) (略) 教職員の育児休業について (副申) (略)	第11号様式 (第13条関係) (略) 教職員の育児休業について (副申) (略)
第12号様式 (第13条の2 関係) 部分休業承認請求書 (略)	第12号様式 (第13条関係) 部分休業承認請求書 (略)
第13号様式 (第13条の2 関係) (略) 育児休業教職員の養育状況の変更について (副申) (略)	第13号様式 (第13条関係) (略) 育児休業教職員の養育状況の変更について (副申) (略)
第14号様式 (第13条の2 関係) 育児短時間勤務計画書 (略)	第14号様式 (第13条関係) 育児短時間勤務計画書 (略)
第15号様式 (第13条の2 関係) (略) 育児短時間勤務承認請求書 (略)	第15号様式 (第13条関係) (略) 育児短時間勤務承認請求書 (略)
第16号様式 (第13条の2 関係) 修学部分休業承認申請書 (略)	第16号様式 (第13条関係) 修学部分休業承認申請書 (略)
第17号様式 (第13条の2 関係)	第17号様式 (第13条関係)

修学状況変更届 (略)	修学状況変更届 (略)
第18号様式 (第13条の2 関係) (略)	第18号様式 (第13条 関係) (略)
自己啓発等休業承認申請書 (略)	自己啓発等休業承認申請書 (略)
第19号様式 (第13条の2 関係) (略)	第19号様式 (第13条 関係) (略)
自己啓発等休業状況報告書 (略)	自己啓発等休業状況報告書 (略)
第20号様式 (第13条の2 関係) (略)	第20号様式 (第13条 関係) (略)
配偶者同行休業承認申請書 (略)	配偶者同行休業承認申請書 (略)
第21号様式 (第13条の2 関係) (略)	第21号様式 (第13条 関係) (略)
配偶者同行休業状況変更届 (略)	配偶者同行休業状況変更届 (略)
第22号様式 (第13条の2 関係) (略)	第22号様式 (第13条 関係) (略)
高齢者部分休業承認申請書 (略)	高齢者部分休業承認申請書 (略)
第23号様式 (第13条の2 関係) (略)	第23号様式 (第13条 関係) (略)
高齢者部分休業の休業時間延長承認申請書 (略)	高齢者部分休業の休業時間延長承認申請書 (略)

教育委員会告示

◎新潟県教育委員会告示第3号

新潟県公立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の教職員の任免関係取扱規程（昭和50年12月新潟県教育委員会告示第8号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から実施する。

令和6年3月29日

新潟県教育委員会

教育長 佐野 哲郎

次の表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p><u>(11)の2 管理監督職勤務上限年齢による降任 当該市町村において、校長、副校長又は教頭を教諭、養護教諭又は栄養委教諭に任命することをいう。</u></p> <p>(12)～(23) (略)</p> <p><u>(24) 特例任用 職員の定年等に関する条例（昭和59年新潟県条例第6号）第9条各項の規定により管理監督職を占める教職員の異動期間（管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下同じ。）を延長することをいう。</u></p> <p><u>(管理監督職勤務上限年齢による降任)</u></p> <p>第17条の2 <u>管理監督職勤務上限年齢による降任は、当該教職員が地方公務員法第28条の2第1項の規定により管理監督職勤務上限年齢に達している場合に、異動期間に行う。</u></p> <p>(辞令書)</p> <p>第24条 <u>第3条第3号から第24号までに掲げる行為を行う場合は、別記様式による辞令書を交付して行う。</u></p> <p>ただし、同条第4号から第9号までに掲げる行為を行う場合は、文書その他適当な方法をもって辞令書の交付に代えることができる。</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12)～(23) (略)</p> <p>(辞令書)</p> <p>第24条 <u>第3条第3号から第23号までに掲げる行為を行う場合は、別記様式による辞令書を交付して行う。</u></p> <p>ただし、同条第4号から第9号までに掲げる行為を行う場合は、文書その他適当な方法をもって辞令書の交付に代えることができる。</p>

(別記様式)

辞令書記入要領

I (氏名) 欄の記入

第3条第3号から第24号までに掲げる場合に該当する事実に係る者の氏名を記入する。

II (略)

III (発令事項) 欄の記入

第3条第3号から第24号までに掲げる場合に該当する事実を原則として上欄から身分、職名、兼職、給料、勤務校、兼務、在勤の順に、次例により記入する。

1～9 (略)

9の2 管理監督職勤務上限年齢による降任

地方公務員法第28条の2第1項の規定により(教諭・養護教諭・栄養教諭)に降任する

教育職(二)2級に決定する

○号給を給する

((市町村)立(〇〇小・中・義務教育・特別支援)学校勤務を命ずる)

注 市町村を異にした学校で勤務する場合は以下を加える

(市町村)公立学校教員に採用する

10～21 (略)

22 特例任用

職員の定年等に関する条例第9条第○項の規定により 年 月 日まで異動期間を延長する

注 異動期間を延長する前と身分、職名を異にする場合は以下を加える

(市町村)公立学校校長に採用する

(市町村)立(〇〇小・中・義務教育・特別支援)学校長に補する

教育職(二)4級に決定する

○号給を給する

(別記様式)

辞令書記入要領

I (氏名) 欄の記入

第3条第3号から第23号までに掲げる場合に該当する事実に係る者の氏名を記入する。

II (略)

III (発令事項) 欄の記入

第3条第3号から第23号までに掲げる場合に該当する事実を原則として上欄から身分、職名、兼職、給料、勤務校、兼務、在勤の順に、次例により記入する。

1～9 (略)

10～21 (略)

◎新潟県教育委員会告示第4号

新潟県市町村立学校臨時職員取扱規程（昭和50年12月新潟県教育委員会告示第9号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から実施する。

令和6年3月29日

新潟県教育委員会

教育長 佐野 哲郎

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）に対応する同表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）に対応する次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改正後		改正前																																																								
(年次有給休暇)		(年次有給休暇)																																																								
第11条 教員相当臨時職員（採用期間が16日未満の者を除く。）は、次表の採用期間に応じた日数の年次有給休暇をとることができる。		第11条 臨時職員（採用期間が16日未満の者を除く。）は、次表の採用期間に応じた日数の年次有給休暇をとることができる。																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>採用期間</th> <th>休暇の日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1月以内</td><td>2日</td></tr> <tr><td>1月超2月以内</td><td>3日</td></tr> <tr><td>2月超3月以内</td><td>5日</td></tr> <tr><td>3月超4月以内</td><td>7日</td></tr> <tr><td>4月超5月以内</td><td>8日</td></tr> <tr><td>5月超6月以内</td><td>10日</td></tr> <tr><td>6月超7月以内</td><td>12日</td></tr> <tr><td>7月超8月以内</td><td>13日</td></tr> <tr><td>8月超9月以内</td><td>15日</td></tr> <tr><td>9月超10月以内</td><td>17日</td></tr> <tr><td>10月超11月以内</td><td>18日</td></tr> <tr><td>11月超12月以内</td><td>20日</td></tr> </tbody> </table>		採用期間	休暇の日数	1月以内	2日	1月超2月以内	3日	2月超3月以内	5日	3月超4月以内	7日	4月超5月以内	8日	5月超6月以内	10日	6月超7月以内	12日	7月超8月以内	13日	8月超9月以内	15日	9月超10月以内	17日	10月超11月以内	18日	11月超12月以内	20日	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">採用期間</th> <th colspan="7">1月以内</th> </tr> <tr> <th>1月超2月以内</th> <th>2月超3月以内</th> <th>3月超4月以内</th> <th>4月超5月以内</th> <th>5月超6月以内</th> <th>6月超7月以内</th> <th>7月超8月以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>休暇の日数</td> <td>1日</td> <td>2日</td> <td>3日</td> <td>4日</td> <td>5日</td> <td>6日</td> <td>10日</td> </tr> </tbody> </table>								採用期間	1月以内							1月超2月以内	2月超3月以内	3月超4月以内	4月超5月以内	5月超6月以内	6月超7月以内	7月超8月以内	休暇の日数	1日	2日	3日	4日	5日	6日	10日
採用期間	休暇の日数																																																									
1月以内	2日																																																									
1月超2月以内	3日																																																									
2月超3月以内	5日																																																									
3月超4月以内	7日																																																									
4月超5月以内	8日																																																									
5月超6月以内	10日																																																									
6月超7月以内	12日																																																									
7月超8月以内	13日																																																									
8月超9月以内	15日																																																									
9月超10月以内	17日																																																									
10月超11月以内	18日																																																									
11月超12月以内	20日																																																									
採用期間	1月以内																																																									
	1月超2月以内	2月超3月以内	3月超4月以内	4月超5月以内	5月超6月以内	6月超7月以内	7月超8月以内																																																			
休暇の日数	1日	2日	3日	4日	5日	6日	10日																																																			
<p>2. 教員相当臨時職員は、採用期間の更新又は第4条第4項による継続採用（以下「更新等」という。）の場合、更新等による通算の採用期間に応じた日数（既に取得済みの年次有給休暇の日数がある場合には、当該日数を差し引いた日数）の年次有給休暇をとることができる。</p> <p>3. 教員相当臨時職員は、採用期間が満了した後、日を空けずに再度教員相当臨時職員として採用さ</p>																																																										

れ、通算の採用期間が1年を超えることとなった場合、又は第4条第4項により、1年を超えて採用される場合にあつては、通算の採用期間が1年を超えた日に、年次有給休暇をさらに10日とることができる。

4 教員相当臨時職員は、通算の採用期間が1年を超えた日から6月を超えた日に、年次有給休暇をさらに10日とることができるものとし、以降、日を空けずに臨時職員として採用が継続した場合は、その日から6月を超えるごとに年次有給休暇を10日とることができるものとする。

5 教員相当臨時職員以外の臨時職員（採用期間が16日未満の者を除く。）は、次表の採用期間に応じた日数の年次有給休暇をとることができる。

採用期間	休暇の日数
1月以内	1日
1月超2月以内	2日
2月超3月以内	3日
3月超4月以内	4日
4月超5月以内	5日
5月超6月以内	6日
6月超12月以内	10日

6 教員相当臨時職員以外の臨時職員は、更新等の場合、更新等による通算の採用期間に応じた日数（既に取得済みの年次有給休暇の日数がある場合には、当該日数を差し引いた日数）の年次有給休暇をとることができる。

7 教員相当臨時職員以外の臨時職員は、採用期間が満了した後、日を空けずに再度教員相当臨時職員以外の臨時職員として採用され、通算の採用期間が1年を超えることとなった場合、又は第4条第4項により、1年を超えて採用される場合にあつては、採用期間が1年を超えた日に、残りの採用期間に応じて第5項に定める年次有給休暇をさらにとることができる。

2 臨時職員は、採用期間の更新又は第4条第4項による継続採用（以下「更新等」という。）の場合、更新等による通算の採用期間に応じた日数（既に取得済みの年次有給休暇の日数がある場合には、当該日数を差し引いた日数）の年次有給休暇をとることができる。

3 第4条第4項により、1年を超えて採用される場合にあつては、採用期間が1年を超えた日に、残りの採用期間に応じて前表に定める年次有給休暇をさらにとることができる。

附 則

- この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前に採用され、施行日以後も引き続き採用される臨時職員については、施行日に、通算の採用期間に応じて第11条各項に定める日数（既に取得済みの年次有給休暇の日数がある場合には、当該日数を差し引いた日数）の年次有給休暇をさらにとることができる。
- 第8条、第9条及び第17条に定める臨時職員の給料及び諸手当（退職手当を含む。）については、市町村立学校職員給与条例附則第17項から第21項までの規定を適用する。

◎新潟県教育委員会告示第5号

新潟県立学校教職員の任免関係取扱規程（昭和50年12月新潟県教育委員会告示第10号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から実施する。

令和6年3月29日

新潟県教育委員会

教育長 佐野 哲郎

次の表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p><u>(10)の2 管理監督職務上限年齢による降任</u> <u>職員を教諭、養護教諭又は栄養教諭に任命することをいう。</u></p> <p>(11)～(22) (略)</p> <p><u>(23) 特例任用 職員の定年等に関する条例（昭和59年新潟県条例第6号）第9条各項の規定により管理監督職を占める職員の異動期間（管理監督職に係る管理監督職務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下同じ。）を延長することをいう。</u></p> <p><u>(管理監督職務上限年齢による降任)</u></p> <p>第12条の2 <u>管理監督職務上限年齢による降任は、当該教職員が地方公務員法第28条の2第1項の規定により管理監督職務上限年齢に達している場合に、異動期間に行う。</u></p> <p>(辞令書)</p> <p>第16条 <u>第3条第3号から第23号までに掲げる行為を行う場合は、別記様式による辞令書を交付して行う。ただし、同条第4号から第8号までに掲げる行為を行う場合は、文書その他適当な方法をもって辞令書の交付に代えることができる。</u></p> <p>(別記様式)</p> <p style="text-align: center;">辞令書記入要領</p> <p>I (氏名) 欄の記入 規程第3条第3号から第23号までに掲げる場合に該当する事実に係る者の氏名を記入する。</p> <p>II (略)</p> <p>III (発令事項) 欄の記入 規程第3条第3号から第23号までに掲げる場合に該当する事実を原則として上欄から、身分、職名、兼職、給料、勤務校、兼務、担当課程の順に次例により記入する。</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11)～(22) (略)</p> <p>(辞令書)</p> <p>第16条 <u>第3条第3号から第22号までに掲げる行為を行う場合は、別記様式による辞令書を交付して行う。ただし、同条第4号から第8号までに掲げる行為を行う場合は、文書その他適当な方法をもって辞令書の交付に代えることができる。</u></p> <p>(別記様式)</p> <p style="text-align: center;">辞令書記入要領</p> <p>I (氏名) 欄の記入 規程第3条第3号から第22号までに掲げる場合に該当する事実に係る者の氏名を記入する。</p> <p>II (略)</p> <p>III (発令事項) 欄の記入 規程第3条第3号から第22号までに掲げる場合に該当する事実を原則として上欄から、身分、職名、兼職、給料、勤務校、兼務、担当課程の順に次例により記入する。</p>

<p>1～8 (略)</p> <p>8の2 <u>管理監督職勤務上限年齢による降任</u> <u>地方公務員法第28条の2第1項の規定に</u> <u>より〇〇に降任する</u> <u>教育職〇級に決定する</u> <u>〇号給を給する</u> <u>新潟県立〇〇高等学校勤務を命ずる</u> <u>〇〇課程担当を命ずる</u></p> <p>9～20 (略)</p> <p>21 <u>特例任用</u> <u>職員の定年等に関する条例第9条第〇項の規</u> <u>定により 年 月 日まで異動期間を延長する</u> <u>新潟県立〇〇高等学校長に補する</u> <u>注 異動期間を延長する前の職と同一である場</u> <u>合は職名に関する発令は行わない。</u></p>	<p>1～8 (略)</p> <p>9～20 (略)</p>
---	--------------------------------

◎新潟県教育委員会告示第6号

新潟県立学校臨時職員取扱規程（昭和58年6月新潟県教育委員会告示第7号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から実施する。

令和6年3月29日

新潟県教育委員会

教育長 佐野 哲郎

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後		改正前							
(年次有給休暇)		(年次有給休暇)							
第7条 臨時職員（任用期間が16日未満の者を除く。）は、次表の任用期間に応じた日数の年次有給休暇をとることができる。		第7条 臨時職員（任用期間が16日未満の者を除く。）は、次表の任用期間に応じた日数の年次有給休暇をとることができる。							
任用期間	休暇の日数	任用期間	1 月 以 内	1 月 超	2 月 超	3 月 超	4 月 超	5 月 超	6 月 超
1月以内	2日			2 月 以 内	3 月 以 内	4 月 以 内	5 月 以 内	6 月 以 内	12 月 以 内
1月超2月以内	3日			3 月 以 内	4 月 以 内	5 月 以 内	6 月 以 内	10 日	12 日
2月超3月以内	5日			4 月 以 内	5 月 以 内	6 月 以 内	7 月 以 内	13 日	15 日
3月超4月以内	7日			5 月 以 内	6 月 以 内	7 月 以 内	8 月 以 内	17 日	18 日
4月超5月以内	8日			6 月 以 内	7 月 以 内	8 月 以 内	9 月 以 内		
5月超6月以内	10日			7 月 以 内	8 月 以 内	9 月 以 内	10 月 以 内		
6月超7月以内	12日			8 月 以 内	9 月 以 内	10 月 以 内	11 月 以 内		
7月超8月以内	13日			9 月 以 内	10 月 以 内	11 月 以 内	12 月 以 内		
8月超9月以内	15日			10 月 以 内	11 月 以 内	12 月 以 内	1月 以 内		
9月超10月以内	17日			11 月 以 内	12 月 以 内	1月 以 内	2月 以 内		
10月超11月以内	18日	12 月 以 内	1月 以 内	2月 以 内	3月 以 内				

<p>11月超12月以内</p>	<p>20日</p>	
<p>2 臨時職員は、任用期間の更新又は第4条第4項による継続任用（以下「更新等」という。）の場合、更新等による通算の任用期間に応じた日数（既に取得済みの年次有給休暇の日数がある場合には、当該日数を差し引いた日数）の年次有給休暇をとることができる。</p> <p>3 臨時職員は、任用期間が満了した後、日を空けずに再度臨時職員として任用され、通算の任用期間が1年を超えることとなった場合、又は第4条第4項により、1年を超えて任用される場合にあつては、通算の任用期間が1年を超えた日に、年次有給休暇をさらに10日とることができる。</p> <p>4 臨時職員は、通算の任用期間が1年を超えた日から6月を超えた日に、年次有給休暇をさらに10日とることができるものとし、以降、日を空けずに臨時職員として任用が継続した場合は、その日から6月を超えるごとに年次有給休暇を10日とることができるものとする。</p>	<p>2 臨時職員は、任用期間の更新又は第4条第3項による継続任用（以下「更新等」という。）の場合、更新等による通算の任用期間に応じた日数（既に取得済みの年次有給休暇の日数がある場合には、当該日数を差し引いた日数）の年次有給休暇をとることができる。</p> <p>3 第4条第4項により、1年を超えて任用される場合にあつては、任用期間が1年を超えた日に、残りの任用期間に応じて前表に定める年次有給休暇をさらに取るることができる。</p>	

附 則

この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前に任用され、施行日以後も引き続き任用される臨時職員については、施行日に、通算の任用期間に応じて第7条各項に定める日数（既に取得済みの年次有給休暇の日数がある場合には、当該日数を差し引いた日数）の年次有給休暇をさらにとることができる。

労働委員会告示

◎新潟県労働委員会告示第1号

新潟県労働委員会が保有する行政文書の公開等に関する規程(平成14年3月新潟県地方労働委員会告示第2号)の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から実施する。

令和6年3月29日

新潟県労働委員会
会 長 櫻 井 英 喜

新潟県労働委員会が保有する行政文書の公開等に関する規程(平成14年3月新潟県地方労働委員会告示第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（電磁的記録の公開の方法）</p> <p>第5条 条例第14条第2項の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。</p> <p>(1) <u>音声又は映像が記録された電磁的記録</u> 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）に複写したものの交付</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記</p>	<p style="text-align: center;">（電磁的記録の公開の方法）</p> <p>第5条 条例第14条第2項の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。</p> <p>(1) <u>録音テープ又はビデオテープ</u> 当該録音テープ若しくはビデオテープを専用機器により再生したものの視聴又は録音カセットテープ若しくはビデオカセットテープに複写したものの交付</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記</p>

録を専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴又は電磁的記録媒体に複写したものの交付が容易であるときは、当該再生したものの閲覧若しくは視聴又は当該複写したものの交付により公開を行うことができる。 3 (略)	録を専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴又は磁気ディスク等に複写したものの交付が容易であるときは、当該再生したものの閲覧若しくは視聴又は当該複写したものの交付により公開を行うことができる。 3 (略)
---	---

佐渡海区漁業調整委員会指示

◎佐渡海区漁業調整委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、佐渡海区におけるかご漁業について、水産資源の繁殖保護並びに沿岸漁業の調和を図るため、次のとおり制限する。

なお、この指示の有効期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

令和6年3月29日

佐渡海区漁業調整委員会 会長 山本 初子

かご漁業は、共同漁業権漁場内において営む場合及び新潟県漁業調整規則（令和2年新潟県規則第59号）第4条第8号の許可を受けて営む場合を除き営んではならない。

◎佐渡海区漁業調整委員会指示第2号

佐渡海区における遊漁のまき餌釣りについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、次のとおり制限する。

なお、この指示の有効期限は令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

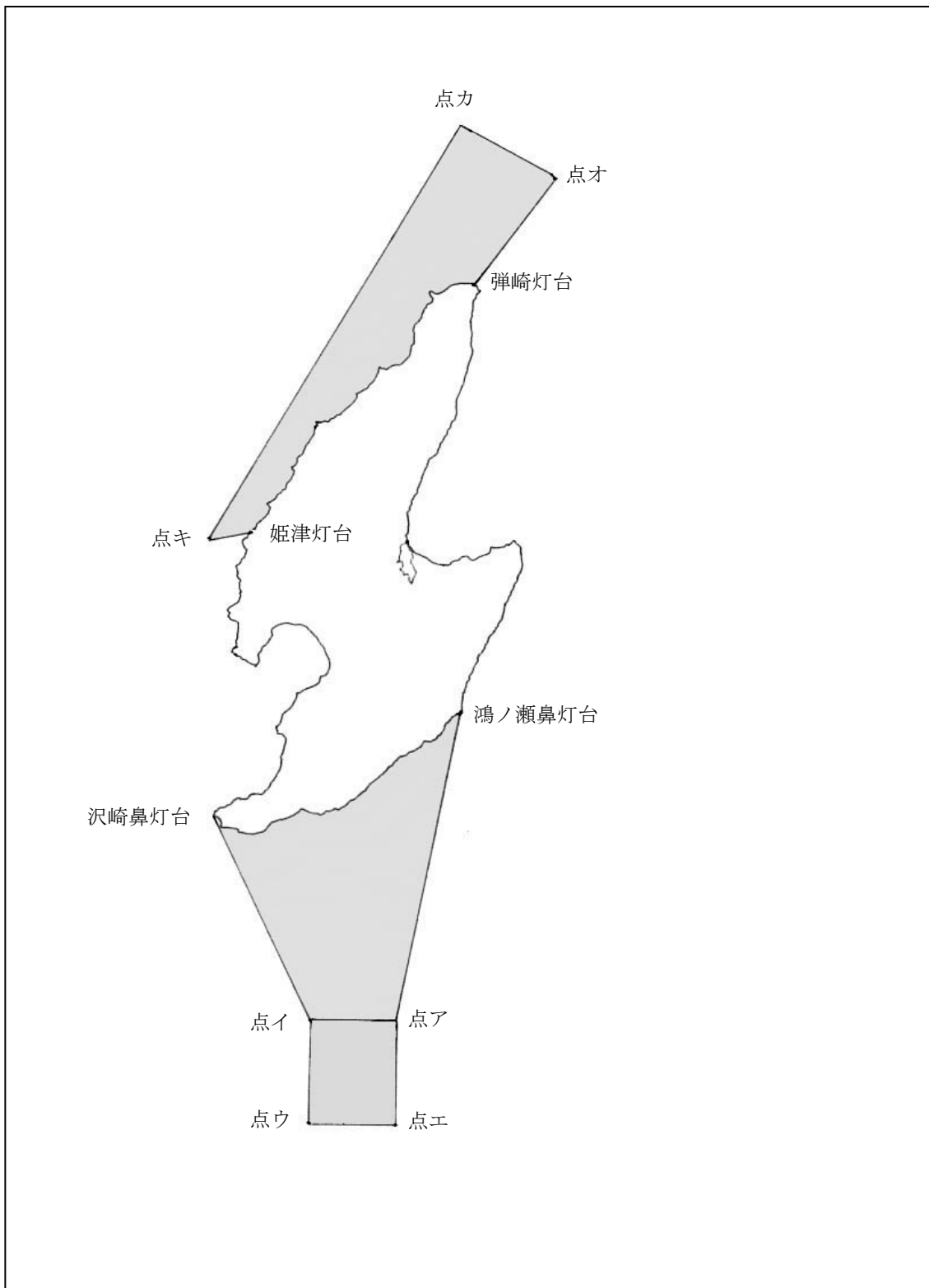
令和6年3月29日

佐渡海区漁業調整委員会 会長 山本 初子

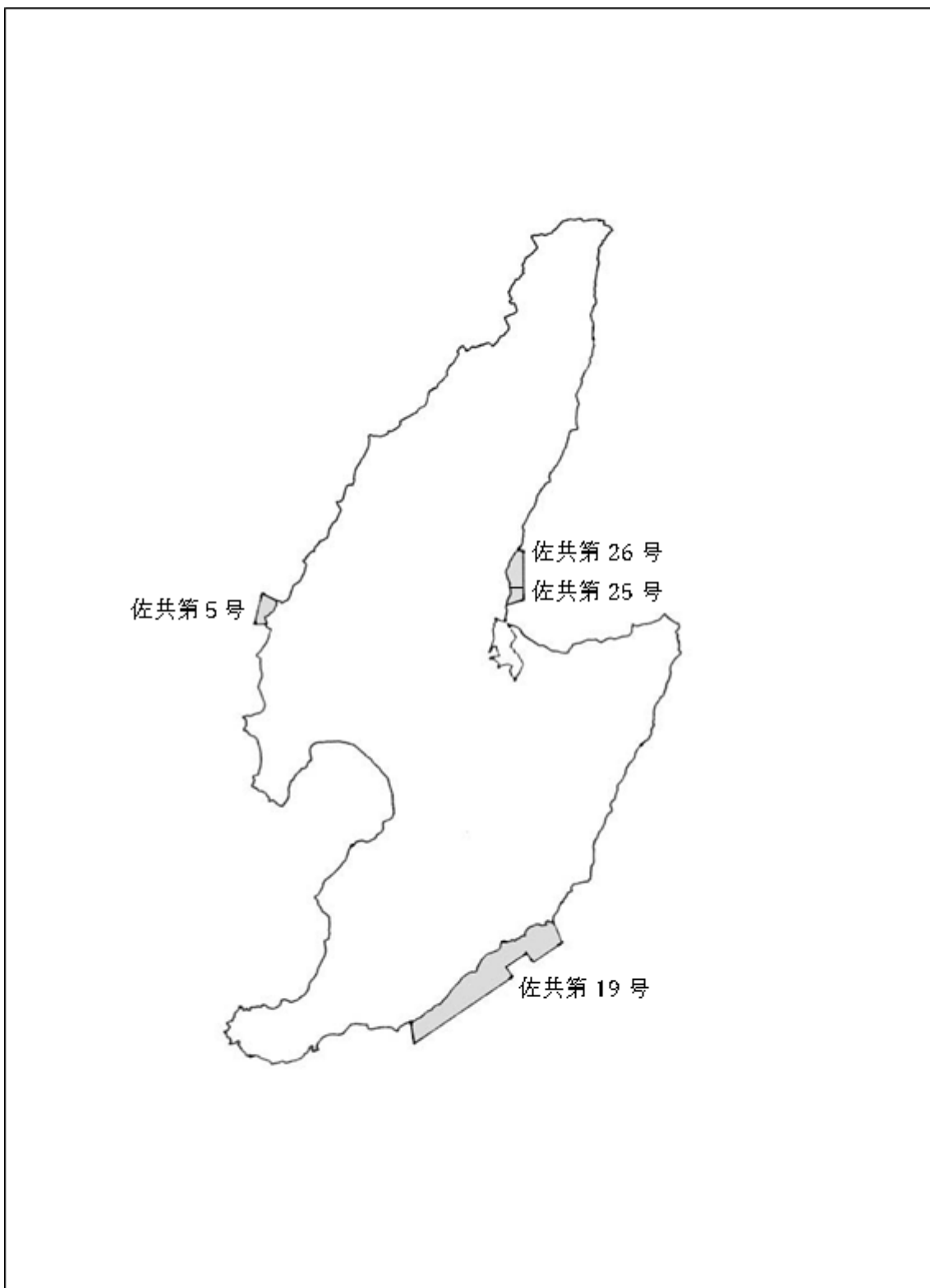
1 禁止区域	(1) 加茂湖全域のまき餌使用禁止 (2) コンクリート面で造成したいわのり漁場の周囲 100m以内のまき餌使用禁止 (3) わかめ養殖施設の周囲 100m以内のまき餌使用禁止 (4) 魚介類の蓄養、養殖施設の周囲 100m以内のまき餌使用禁止 (5) 下記範囲においては船釣りでのまき餌を禁止 ① 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を結んだ線によって囲まれた海域のまき餌使用禁止 ア 北緯37度37.18分、東経138度25.81分 イ 北緯37度37.18分、東経138度19.81分 ウ 北緯37度31.18分、東経138度19.81分 エ 北緯37度31.18分、東経138度25.81分 ② 佐渡市鴻ノ瀬鼻灯台中心点、次のア、イ、佐渡市沢崎鼻灯台中心点の各点を結んだ線および最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域のまき餌使用禁止 ア 北緯37度37.18分、東経138度25.81分 イ 北緯37度37.18分、東経138度19.81分 ③ 佐渡市弾崎灯台中心点、次のオ、カ、キ、佐渡市姫津灯台中心点の各点を結んだ線および最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域のまき餌使用禁止 オ 北緯38度26分、東経138度37分
--------	--

	<p>カ 北緯38度29分、東経138度30分 キ 北緯38度05分、東経138度12分</p> <p>(1) 共同漁業権佐共第5号(佐渡市姫津地先)内の船だまり内のまき餌使用禁止</p>
2 漁具制限	<p>(1) 船釣りにおいてはまき餌かご、まき餌袋等を使用することを認め(ただし禁止区域あり)、直接海中に投じるまき餌を禁止</p> <p>(2) 次の共同漁業権の区域においてはオキアミ以外のまき餌は禁止</p> <p>1) 佐共第5号(佐渡市姫津地先)</p> <p>2) 佐共第19号(佐渡市大杉、杉野浦、南新保、柳沢、真浦、赤泊、徳和、三川及び蕨場地先)</p> <p>3) 佐共第25号(平成16年2月29日時点の両津市大字梅津字船場町、字南平沢及び字北平沢地先)</p> <p>4) 佐共第26号(佐渡市椿、羽吉及び平成16年2月29日時点の両津市大字梅津字浜梅津地先)</p>

佐渡地区 船釣りでのまき餌使用禁止区域



佐渡地区 オキアミ以外のまき餌禁止区域



内水面漁場管理委員会指示

新潟県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定により、コイヘルペスウイルス病まん延防止のため、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の持ち出し及び放流等について、次のとおり指

示する。ただし、採捕したコイを採捕した水域に再放流する場合を除く。

令和6年3月29日

新潟県内水面漁場管理委員会
会長 藤田 利昭

1 指示内容

(1) 持ち出しの禁止

県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面（以下、「公共用水面等」という。）において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり又はかかっている疑いがあると新潟県内水面漁場管理委員会（以下、「委員会」という。）が指定した水域（水面に設置した工作物等により、コイの遡上が考えられず、制限する必要がないと判断される上流域を除く。以下、「持出禁止水域」という。）においては、委員会が承認した場合及び公的機関による試験研究、検査等のためにコイを持ち出す場合を除き、コイを持ち出してはならない。

(2) 放流等の制限

ア 持出禁止水域へのコイの放流については、委員会が承認した場合及び公的機関による試験研究、検査等のためにコイを放流する場合を除き、コイを放流してはならない。

イ 持出禁止水域以外の公共用水面等へのコイの放流については、委員会が承認した場合及び公的機関による試験研究、検査等のためにコイを放流する場合を除き、PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応による検査をいう。）でコイヘルペスウイルス病の陰性が確認されたコイ群のコイでなければ、コイを放流してはならない。

ウ 公共用水面等においては、生死を問わず、コイを遺棄してはならない。

2 指示期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

新潟県内水面漁場管理委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定により、水産動植物の保護を図るため、次のとおり指示する。

令和6年3月29日

新潟県内水面漁場管理委員会
会長 藤田 利昭

1 指示内容

次に掲げる水産動物は、採捕した河川湖沼及びこれと連続する水域に放してはならない。ただし、公的機関が試験研究に供する場合はこの限りでない。

(1) ブラックバス（オオクチバス、コクチバスその他のオオクチバス属の魚をいう。）

(2) ブルーギル

2 指示区域

新潟県全域

3 指示期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

内水面漁場管理委員会公告

新潟県内水面漁場管理委員会公告

令和6年新潟県内水面漁場管理委員会指示第1号（コイの持ち出しの禁止及び放流等の制限）に基づき、持出禁止水域を次のとおり定める。

令和6年3月29日

新潟県内水面漁場管理委員会
会長 藤田 利昭

1 阿賀野川水系の本流及び支川

2 鳥屋野潟

公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第5号

新潟県公安委員会運営規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

新潟県公安委員会

委員長 山田 知治

新潟県公安委員会運営規則の一部を改正する規則

新潟県公安委員会運営規則（昭和35年新潟県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（委員長代理）</p> <p>第9条 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員（次条において「<u>委員長代理</u>という。）が、その職務を代理する。</p> <p style="text-align: center;">（権限行使の特例）</p> <p>第10条 緊急事態が発生した場合において、会議を招集するいとまがないとき、又は招集しても会議を開くことができないときは、委員長又は<u>委員長代理</u>（以下「<u>委員長等</u>」という。）は、第2条第1項の規定にかかわらず、<u>他の委員の意見を求め、過半数の意見をもつて委員会の権限を行うことができる。ただし、他の委員の意見を得られなかつたときは、委員長等が委員会の権限を行うことができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定により委員会の権限を行つた委員長等は、そのとつた措置について、次の会議に報告するものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">（委員長代理）</p> <p>第9条 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。</p> <p style="text-align: center;">（権限行使の特例）</p> <p>第10条 緊急事態が発生した場合において、会議を招集するいとまがないとき、又は招集しても会議を開くことができないときは、委員長又は<u>委員</u>は、第2条第1項の規定にかかわらず、委員会の権限を行うことができる。<u>この場合において、委員会の権限を行つた委員長又は委員は、そのとつた措置について、次の会議に報告しなければならない。</u></p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

新潟県公安委員会規則第6号

新潟県公安委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

新潟県公安委員会

委員長 山田 知治

新潟県公安委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則等の一部を改正する規則

(新潟県公安委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則の一部改正)

第1条 新潟県公安委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則(平成14年新潟県公安委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(電磁的記録の公開の方法)</p> <p>第5条 条例第14条第2項に規定する実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。</p> <p>(1) <u>音声又は映像が記録された電磁的記録</u> 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又は電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。次項において同じ。)に複写したものの交付</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴又は電磁的記録媒体に複写したものの交付が容易であるときは、当該再生したものの閲覧若しくは視聴又は当該複写したものの交付により公開を行うことができる。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(電磁的記録の公開の方法)</p> <p>第5条 条例第14条第2項に規定する実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。</p> <p>(1) <u>録音テープ又はビデオテープ</u> 当該録音テープ若しくはビデオテープを専用機器により再生したものの視聴又は録音カセットテープ若しくはビデオカセットテープに複写したものの交付</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴又は磁気ディスク等に複写したものの交付が容易であるときは、当該再生したものの閲覧若しくは視聴又は当該複写したものの交付により公開を行うことができる。</p> <p>3 (略)</p>

(新潟県公安委員会の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正)

第2条 新潟県公安委員会の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成17年新潟県公安委員会規則第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(電磁的記録による保存)</p> <p>第3条 民間事業者等は、条例第3条第1項の規定に基づき、同項に規定する電磁的記録の保存を行うおとすときは、次の各号のいずれかに該当する方法により行わなければならない。</p> <p>(1) 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。)をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p>(2) 書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取っ</p>	<p>(電磁的記録による保存)</p> <p>第3条 民間事業者等は、条例第3条第1項の規定に基づき、同項に規定する電磁的記録の保存を行うおとすときは、次の各号のいずれかに該当する方法により行わなければならない。</p> <p>(1) 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p>(2) 書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取っ</p>

<p>てできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は<u>電磁的記録媒体</u>をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p>2 (略)</p> <p>(電磁的記録による作成)</p> <p>第4条 民間事業者等は、条例第4条第1項の規定に基づき、同項に規定する電磁的記録の作成を行おうとするときは、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は<u>電磁的記録媒体</u>をもって調製する方法により作成を行わなければならない。</p>	<p>てできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は<u>磁気ディスク等</u>をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p>2 (略)</p> <p>(電磁的記録による作成)</p> <p>第4条 民間事業者等は、条例第4条第1項の規定に基づき、同項に規定する電磁的記録の作成を行おうとするときは、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は<u>磁気ディスク等</u>をもって調製する方法により作成を行わなければならない。</p>
--	--

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

新潟県公安委員会規則第7号

警備業法施行細則及び警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

新潟県公安委員会

委員長 山田 知治

警備業法施行細則及び警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表基準に関する規則の一部を改正する規則

(警備業法施行細則の一部改正)

第1条 警備業法施行細則(昭和47年新潟県公安委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前								
<p>別記様式 第1号(第3条関係)</p> <p>(略)</p> <p>特例対象施設承認申請書</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td>認定をした公安委員会の名称</td> <td>(略)</td> <td>認定の番号</td> <td></td> </tr> </table> <p>(略)</p>	認定をした公安委員会の名称	(略)	認定の番号		<p>別記様式 第1号(第3条関係)</p> <p>(略)</p> <p>特例対象施設承認申請書</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td>認定証を交付した公安委員会の名称</td> <td>(略)</td> <td>認定証の番号</td> <td></td> </tr> </table> <p>(略)</p>	認定証を交付した公安委員会の名称	(略)	認定証の番号	
認定をした公安委員会の名称	(略)	認定の番号							
認定証を交付した公安委員会の名称	(略)	認定証の番号							
<p>第2号(第5条関係)</p> <p>(略)</p> <p>警備員指導教育責任者兼任承認申請書</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td>認定をした公安委員会の名称</td> <td>(略)</td> <td>認定の番号</td> <td></td> </tr> </table> <p>(略)</p>	認定をした公安委員会の名称	(略)	認定の番号		<p>第2号(第5条関係)</p> <p>(略)</p> <p>警備員指導教育責任者兼任承認申請書</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td>認定証を交付した公安委員会の名称</td> <td>(略)</td> <td>認定証の番号</td> <td></td> </tr> </table> <p>(略)</p>	認定証を交付した公安委員会の名称	(略)	認定証の番号	
認定をした公安委員会の名称	(略)	認定の番号							
認定証を交付した公安委員会の名称	(略)	認定証の番号							

(警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表基準に関する規則の一部改正)

第2条 警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表基準に関する規則(平成23年新潟県公安委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前																		
<p>第2条 公表の対象となる行政処分は、新潟県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が行った行政処分のうち、次の表の左欄に掲げる法律の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げるとおりとし、公表の内容は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>法律の区分</td> <td>(略)</td> <td>公表の内容</td> </tr> <tr> <td>警備業法</td> <td>(略)</td> <td>1 認定の番号又は届出書の受理番号</td> </tr> <tr> <td>探偵業法</td> <td>(略)</td> <td>2～6 (略)</td> </tr> </table>	法律の区分	(略)	公表の内容	警備業法	(略)	1 認定の番号又は届出書の受理番号	探偵業法	(略)	2～6 (略)	<p>第2条 公表の対象となる行政処分は、新潟県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が行った行政処分のうち、次の表の左欄に掲げる法律の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げるとおりとし、公表の内容は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>法律の区分</td> <td>(略)</td> <td>公表の内容</td> </tr> <tr> <td>警備業法</td> <td>(略)</td> <td>1 認定証番号又は届出証明書番号</td> </tr> <tr> <td>探偵業法</td> <td>(略)</td> <td>2～6 (略)</td> </tr> </table>	法律の区分	(略)	公表の内容	警備業法	(略)	1 認定証番号又は届出証明書番号	探偵業法	(略)	2～6 (略)
法律の区分	(略)	公表の内容																	
警備業法	(略)	1 認定の番号又は届出書の受理番号																	
探偵業法	(略)	2～6 (略)																	
法律の区分	(略)	公表の内容																	
警備業法	(略)	1 認定証番号又は届出証明書番号																	
探偵業法	(略)	2～6 (略)																	

別記様式 (第3条、第4条関係)			別記様式		
被処分者	認定の番号・届出書の受理番号	(略)	被処分者	認定証・届出証明書番号	(略)
	(略)			(略)	
(略)			(略)		

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

新潟県公安委員会規則第8号

新潟県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

新潟県公安委員会

委員長 山田 知治

新潟県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表基準に関する規則の一部を改正する規則

(新潟県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部改正)

第1条 新潟県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則(平成14年新潟県公安委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動後項」という。)に対応する同表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動項」という。)が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には当該移動後項(以下この条において「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式(以下この条において「移動別記様式」という。)に対応する同表の改正後の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式(以下この条において「移動後別記様式」という。)が存在する場合には当該移動別記様式を当該移動後別記様式とし、移動別記様式に対応する移動後別記様式が存在しない場合には当該移動別記様式を削り、移動後別記様式に対応する移動別記様式が存在しない場合には当該移動後別記様式を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び別記様式の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び追加項並びに別記様式の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(認定の通知等)</p> <p>第3条 法第5条第2項に規定する通知は、<u>認定通知書(別記様式第1号)</u>を交付して行うものとする。</p> <p><u>2 法第5条第3項に規定する通知は、認定に関する通知書(別記様式第2号)を交付して行うものとする。</u></p> <p><u>3 法第5条第4項に規定する協議は、認定に関する協議書(別記様式第3号)により行うものとする。</u></p> <p>(認定の取消し)</p> <p>第4条 法第7条第1項に規定する認定の取消しは、<u>認定取消処分通知書(別記様式第4号)</u>を交付して行うものとする。</p> <p>2 法第7条第2項に規定する協議は、認定取消しに関する協議書(<u>別記様式第5号</u>)により行うものとする。</p> <p>(変更の通知)</p> <p>第5条 法第8条第2項に規定する通知は、<u>変更届出に関する通知書(別記様式第6号)</u>により行うものとする。</p>	<p>(認定の拒否等)</p> <p>第3条 法第5条第3項に規定する通知は、<u>認定に関する通知書(別記様式第1号)</u>を交付して行うものとする。</p> <p>2 法第5条第4項に規定する協議は、認定に関する協議書(<u>別記様式第2号</u>)により行うものとする。</p> <p>(認定の取消し)</p> <p>第4条 法第7条第1項に規定する認定の取消しは、<u>認定取消処分通知書(別記様式第3号)</u>を交付して行うものとする。</p> <p>2 法第7条第2項に規定する協議は、認定取消しに関する協議書(<u>別記様式第4号</u>)により行うものとする。</p> <p>(変更の通知)</p> <p>第5条 法第8条第2項に規定する通知は、<u>変更届出に関する通知書(別記様式第5号)</u>により行うものとする。</p>

(廃業等の届出の通知)

第6条 法第9条第3項に規定する通知は、廃業等の届出に関する通知書(別記様式第7号)により行うものとする。

(身分証明書)

第7条 法第21条第1項に規定する立入検査をする警察職員は、身分証明書(別記様式第8号)を携帯し、立入検査の開始前に、関係者にこれを提示しなければならない。

(指示)

第8条 法第22条第1項及び第25条第2項第1号に規定する指示は、指示書(別記様式第9号)を交付して行うものとする。

2 前項の指示を行ったときは、その旨を指示に関する通知書(別記様式第10号)により、法第28条及び令第7条の規定により国土交通大臣の権限に属する事務を行うこととされた新潟県知事に通知するものとする。

(営業の停止)

第9条 法第23条第1項及び第25条第2項第2号に規定する命令は、営業停止命令書(別記様式第11号)を交付して行うものとする。

2 法第23条第3項に規定する協議は、営業停止命令に関する協議書(別記様式第12号)により行うものとする。

(営業の廃止)

第10条 法第24条第1項及び第25条第2項第3号に規定する命令は、営業廃止命令書(別記様式第13号)を交付して行うものとする。

2 法第24条第2項に規定する協議は、営業廃止命令に関する協議書(別記様式第14号)により行うものとする。

(読替え適用)

第11条 自動車運転代行業者についての道交法細則の適用については、次の表の左欄に掲げる道交法細則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第7条の6	(略)	
	別記様式第6の5の指示書	新潟県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則(平成14年新潟

(返納の通知)

第6条 法第9条第3項に規定する通知は、認定証の返納に関する通知書(別記様式第6号)により行うものとする。

(身分証明書)

第7条 法第21条第1項に規定する立入検査をする警察職員は、身分証明書(別記様式第7号)を携帯し、立入検査の開始前に、関係者にこれを提示しなければならない。

(指示)

第8条 法第22条第1項及び第25条第2項第1号に規定する指示は、指示書(別記様式第8号)を交付して行うものとする。

2 前項の指示を行ったときは、その旨を指示に関する通知書(別記様式第9号)により、法第28条及び令第7条の規定により国土交通大臣の権限に属する事務を行うこととされた新潟県知事に通知するものとする。

(営業の停止)

第9条 法第23条第1項及び第25条第2項第2号に規定する命令は、営業停止命令書(別記様式第10号)を交付して行うものとする。

2 法第23条第3項に規定する協議は、営業停止命令に関する協議書(別記様式第11号)により行うものとする。

(営業の廃止)

第10条 法第24条第1項及び第25条第2項第3号に規定する命令は、営業廃止命令書(別記様式第12号)を交付して行うものとする。

2 法第24条第2項に規定する協議は、営業廃止命令に関する協議書(別記様式第13号)により行うものとする。

(読替え適用)

第11条 自動車運転代行業者についての道交法細則の適用については、次の表の左欄に掲げる道交法細則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第7条の6	(略)	
	別記様式第6の5の指示書	新潟県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則(平成14年新潟

		県公安委員会規則第11号。以下「運転代行業法施行細則」という。)別記様式第15号の最高速度違反行為に係る指示書			県公安委員会規則第11号。以下「運転代行業法施行細則」という。)別記様式第14号の最高速度違反行為に係る指示書																																
(略)			(略)																																		
2 前項の規定により読み替えて適用する様式は、次に掲げるとおりとする。			2 前項の規定により読み替えて適用する様式は、次に掲げるとおりとする。																																		
(1) 指示書 (別記様式第15号)			(1) 指示書 (別記様式第14号)																																		
(2)～(8) (略)			(2)～(8) (略)																																		
別記様式第1号 (第3条関係)			別記様式第1号 (第3条関係)																																		
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>第</td> <td>号</td> </tr> <tr> <td colspan="2">認定通知書</td> </tr> <tr> <td colspan="2">住所</td> </tr> <tr> <td>氏名又は名称</td> <td>殿</td> </tr> <tr> <td colspan="2">年 月 日付けで申請のあった自動車運転代行業の認定については、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第5条第2項の規定により認定することとしたので通知します。</td> </tr> <tr> <td>認定番号</td> <td>第 号</td> </tr> <tr> <td colspan="2">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">新潟県公安委員会 印</td> </tr> </table>			第	号	認定通知書		住所		氏名又は名称	殿	年 月 日付けで申請のあった自動車運転代行業の認定については、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第5条第2項の規定により認定することとしたので通知します。		認定番号	第 号	年 月 日		新潟県公安委員会 印		<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>第</td> <td>号</td> </tr> <tr> <td colspan="2">認定通知書</td> </tr> <tr> <td colspan="2">住所</td> </tr> <tr> <td>氏名又は名称</td> <td>殿</td> </tr> <tr> <td colspan="2">年 月 日付けで申請のあった自動車運転代行業の認定については、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第5条第2項の規定により認定することとしたので通知します。</td> </tr> <tr> <td>認定番号</td> <td>第 号</td> </tr> <tr> <td colspan="2">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">新潟県公安委員会 印</td> </tr> </table>			第	号	認定通知書		住所		氏名又は名称	殿	年 月 日付けで申請のあった自動車運転代行業の認定については、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第5条第2項の規定により認定することとしたので通知します。		認定番号	第 号	年 月 日		新潟県公安委員会 印	
第	号																																				
認定通知書																																					
住所																																					
氏名又は名称	殿																																				
年 月 日付けで申請のあった自動車運転代行業の認定については、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第5条第2項の規定により認定することとしたので通知します。																																					
認定番号	第 号																																				
年 月 日																																					
新潟県公安委員会 印																																					
第	号																																				
認定通知書																																					
住所																																					
氏名又は名称	殿																																				
年 月 日付けで申請のあった自動車運転代行業の認定については、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第5条第2項の規定により認定することとしたので通知します。																																					
認定番号	第 号																																				
年 月 日																																					
新潟県公安委員会 印																																					
別記様式第2号 (第3条関係)			別記様式第1号 (第3条関係)																																		
(略)			(略)																																		
別記様式第3号 (第3条関係)			別記様式第2号 (第3条関係)																																		
(略)			(略)																																		
別記様式第4号 (第4条関係)			別記様式第3号 (第4条関係)																																		
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>(略)</td> <td>認定取消処分通知書</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>認定番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table>			(略)	認定取消処分通知書	(略)		認定番号		(略)		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>(略)</td> <td>認定取消処分通知書</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>認定証番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table>			(略)	認定取消処分通知書	(略)		認定証番号		(略)																	
(略)	認定取消処分通知書																																				
(略)																																					
認定番号																																					
(略)																																					
(略)	認定取消処分通知書																																				
(略)																																					
認定証番号																																					
(略)																																					
別記様式第5号 (第4条関係)			別記様式第4号 (第4条関係)																																		
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>(略)</td> <td>認定取消しに関する協議書</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table>			(略)	認定取消しに関する協議書	(略)		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>(略)</td> <td>認定取消しに関する協議書</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table>			(略)	認定取消しに関する協議書	(略)																									
(略)	認定取消しに関する協議書																																				
(略)																																					
(略)	認定取消しに関する協議書																																				
(略)																																					

1 認定取消しの対象となる自動車運転代行業者 (1) (略) (2) 認定番号 (3)・(4) (略) 2 (略)
(略)

1 認定取消しの対象となる自動車運転代行業者 (1) (略) (2) 認定証番号 (3)・(4) (略) 2 (略)
(略)

別記様式第6号 (第5条関係)

(略)
変更届出に関する通知書
(略)
1 変更の届出を行った自動車運転代行業者
(1) (略)
(2) 認定番号
(3)・(4) (略)
2 (略)
(略)

別記様式第5号 (第5条関係)

(略)
変更届出に関する通知書
(略)
1 変更の届出を行った自動車運転代行業者
(1) (略)
(2) 認定証番号
(3)・(4) (略)
2 (略)
(略)

別記様式第7号 (第6条関係)

(略)
廃業等の届出に関する通知書
(略)
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第9条第 項の規定により、以下のとおり <u>廃業等届出書</u> が提出されたので、当該 <u>届出書</u> の写しを添えて、同条第3項に基づき通知します。
1 <u>廃業等届出書を提出した自動車運転代行業者</u>
(1) (略)
(2) 認定番号
(3)・(4) (略)
(5) <u>提出年月日</u>
2 <u>廃止の事由</u>
別添(廃業等届出書の写し)のとおり。
(略)

別記様式第6号 (第6条関係)

(略)
認定証の返納に関する通知書
(略)
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第9条第 項の規定により、以下のとおり <u>認定証</u> が返納されたので、当該 <u>認定証</u> の写しを添えて、同条第3項に基づき通知します。
1 <u>認定証を返納した自動車運転代行業者</u>
(1) (略)
(2) 認定証番号
(3)・(4) (略)
(5) <u>返納年月日</u>
2 <u>認定証を返納した理由</u>
(略)

別記様式第8号 (第7条関係)

(略)	(表)	(略)
(略)	身分証明書	(略)
(略)		(略)
(略)	(裏)	(略)
(略)		(略)
第21条 略		

別記様式第7号 (第7条関係)

(略)	(表)	(略)
(略)	身分証明書	(略)
(略)		(略)
(略)	(裏)	(略)
(略)		(略)
第21条 <u>公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、自動車運転代行業を営む者に対し、その業務に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に営業所に立ち入</u>		

<p>2 略 3・4 (略) (略)</p>	<p>り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。 2 (略) 3・4 (略) (略)</p>
<p>別記様式第9号 (第8条関係) (略)</p>	<p>別記様式第8号 (第8条関係) (略)</p>
<p>別記様式第10号 (第8条関係) (略) 指示に関する通知書 (略) 1 指示を行った自動車運転代行業者 (1) (略) (2) 認定番号 (3)・(4) (略) 2 (略) (略) (略)</p>	<p>別記様式第9号 (第8条関係) (略) 指示に関する通知書 (略) 1 指示を行った自動車運転代行業者 (1) (略) (2) 認定証番号 (3)・(4) (略) 2 (略) (略) (略)</p>
<p>別記様式第11号 (第9条関係) (略)</p>	<p>別記様式第10号 (第9条関係) (略)</p>
<p>別記様式第12号 (第9条関係) (略) 営業停止命令に関する協議書 (略) 1 営業停止命令の対象となる自動車運転代行業者 (1) (略) (2) 認定番号 (3)・(4) (略) 2 (略) (略) (略)</p>	<p>別記様式第11号 (第9条関係) (略) 営業停止命令に関する協議書 (略) 1 営業停止命令の対象となる自動車運転代行業者 (1) (略) (2) 認定証番号 (3)・(4) (略) 2 (略) (略) (略)</p>
<p>別記様式第13号 (第10条関係) (略)</p>	<p>別記様式第12号 (第10条関係) (略)</p>
<p>別記様式第14号 (第10条関係) (略)</p>	<p>別記様式第13号 (第10条関係) (略)</p>
<p>別記様式第15号 (第11条関係) (略)</p>	<p>別記様式第14号 (第11条関係) (略) 別記様式第15号 削除</p>

(自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表基準に関する規則の一部改正)

第2条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表基準に関する規則(平成24年新潟県公安委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。
 次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																		
(公表の内容) 第3条 行政処分の公表の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) <u>認定番号</u> (2)～(8) (略) 別記様式(第4条関係) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">被処分者</td> <td style="width: 40%; border: 2px solid black;">認定番号</td> <td style="width: 30%;">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="border: 2px solid black;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="border: 2px solid black;">(略)</td> </tr> </table>	被処分者	認定番号	(略)		(略)		(略)			(公表の内容) 第3条 行政処分の公表の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) <u>認定証番号</u> (2)～(8) (略) 別記様式 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">被処分者</td> <td style="width: 40%; border: 2px solid black;">認定証番号</td> <td style="width: 30%;">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="border: 2px solid black;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="border: 2px solid black;">(略)</td> </tr> </table>	被処分者	認定証番号	(略)		(略)		(略)		
被処分者	認定番号	(略)																	
	(略)																		
(略)																			
被処分者	認定証番号	(略)																	
	(略)																		
(略)																			

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

警察本部告示

◎新潟県警察本部告示第23号

新潟県警察本部長が保有する行政文書の公開等に関する規程（平成14年3月新潟県警察本部告示第1号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月29日

新潟県警察本部長 滝澤 依子

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(電磁的記録の公開の方法) 第5条 条例第14条第2項に規定する実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。 (1) <u>音声又は映像が記録された電磁的記録</u> 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又は <u>電磁的記録媒体</u> （電磁的記録に係る記録媒体をいう。次項において同じ。）に複写したものの交付 (2) (略) 2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴又は <u>電磁的記録媒体</u> に複写したものの交付が容易であるときは、当該再生したものの閲覧若しくは視聴又は当該複写したものの交付により公開を行うことができる。 3 (略)	(電磁的記録の公開の方法) 第5条 条例第14条第2項に規定する実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。 (1) <u>録音テープ又はビデオテープ</u> 当該録音テープ若しくはビデオテープを専用機器により再生したものの視聴又は <u>録音カセットテープ若しくはビデオカセットテープ</u> に複写したものの交付 (2) (略) 2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴又は <u>磁気ディスク等</u> に複写したものの交付が容易であるときは、当該再生したものの閲覧若しくは視聴又は当該複写したものの交付により公開を行うことができる。 3 (略)

雑 報

県営住宅等の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）第47条第1項の規定により、公営住宅及び共同施設の管理を行うので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

令和6年3月29日

新潟県住宅供給公社理事長 池田紀夫

- 1 事業主体に代わって公営住宅及び共同施設の管理を行う地方公共団体又は地方住宅供給公社の名称
新潟県住宅供給公社
- 2 事業主体に代わって管理を行う公営住宅及び共同施設の名称
新潟県営住宅条例（昭和35年新潟県条例第6号）に規定する新潟市に所在する県営住宅及び共同施設
- 3 事業主体に代わって行う公営住宅及び共同施設の管理の内容
法第3章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。）に基づいて県営住宅及び共同施設の管理を行うこと。
- 4 事業主体に代わって公営住宅及び共同施設の管理を行う期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで